

日の出町公共施設等総合管理計画 (ガイドライン)



日の出町「ひのでちゃん」

平成29年2月策定

令和4年3月改訂

日の出町

公共施設等総合管理計画の策定（改訂）にあたって



日の出町の発展とともに整備してまいりました道路、学校などの公共施設等は、現在、その半数以上が建設から30年以上を経過しており、今後は、老朽化した施設が急増することが予測されています。

一方で、財政状況は厳しさを増すことが見込まれ、公共施設等を適切に更新または維持するためには、何らかの手段が必要となってまいりました。

こうした状況から、日の出町は、平成28年度に「日の出町公共施設等総合管理計画（ガイドライン）」を策定し、公共施設等の適切な管理に関する基本的な考え方を示しました。また、平成30年度には「日の出町公共施設等長期保全計画（ロードマップ）」を策定し、建築系公共施設の改修時期の目安や将来の適正規模の見通しなどを示しました。そして、このたび、計画の更なる推進に関する国の通知等を踏まえ、「日の出町公共施設等総合管理計画（ガイドライン）」に、各施設の諸計画の内容を反映するなど、必要な改訂をいたしました。

公共施設等を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、大規模自然災害発生リスクの増大、脱炭素社会への移行、デジタル技術の浸透、新型コロナウイルス感染症拡大など大きく変化しつつあります、また、民間や隣接自治体との連携による施設運営など、財政負担の軽減等を図りつつ新たな魅力を創り出そうとする動きも出てまいりました。

これらのことも踏まえながら、今後も、このガイドラインを基に、公共施設等に対する計画的で予防的な維持管理に努めますとともに、財政状況や人口状況に応じた公共施設等の総量及び最適な配置についても更に検討を進め、将来にわたって町民の皆様に必要なサービスを安定的に提供し続けることができるよう、公共施設等の適正な管理を推進してまいります。

「ひとにやさしく、住み良い町づくり」を基調に、財政状況を考慮しつつ、今後も、日の出町が魅力あるまちとして発展しつづけるために、町政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日の出町長 田村 みさ子

【 目 次 】

第1章 公共施設等総合管理計画について	2
第1節 策定の背景と目的	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画期間	3
第4節 対象とする公共施設等	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	12
第1節 建築系公共施設	12
第1項 保有数量	12
(1) 施設類型別の保有数量	12
(2) 町民一人あたりの延床面積	13
第2項 建築年度別の状況	14
(1) 経過年数別の状況	14
(2) 施設類型別の状況	15
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	16
第3項 耐震化の状況	17
第4項 避難所等の指定の状況	17
第5項 運営・管理状況	18
(1) 指定管理者制度の導入状況	18
(2) 施設の複合化の状況	20
第6項 維持管理・更新等費用の状況（建築系公共施設）	21
第2節 インフラ系公共施設	22
第1項 道路	22
第2項 トンネル	22
第3項 河川	22
第4項 橋りょう	23
第5項 下水道	24
第6項 公園等（グラウンド・農園等）	25
第7項 その他インフラ系公共施設	26
(1) 工作物	26
(2) 土地	26
第8項 維持管理・更新等費用の状況（インフラ系公共施設）	27
第3節 人口	28
第1項 人口の推移と推計	28
(1) 人口の推移	28
(2) 将来人口の見通し	28

(3) 年齢三区分別の構成状況	29
第2項 地域別人口の状況	30
(1) 人口総数及び人口密度	30
(2) 年齢三区分別の状況	30
第4節 財政	32
第1項 一般会計	32
(1) 歳入の推移	32
(2) 歳出の推移（性質別）	33
(3) 普通建設事業費の内訳	34
(4) 基金残高	35
(5) 一部事務組合等への負担金	35
第2項 下水道事業特別会計	36
(1) 歳入	36
(2) 歳出	36
(3) 投資的経費の推移	37
第5節 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	38
第1項 試算方法	38
(1) 共通事項	38
(2) 建築系公共施設の試算条件	40
(3) インフラ系公共施設の試算条件	41
第2項 試算結果	44
(1) 建築系公共施設の試算結果	44
(2) インフラ系公共施設の試算結果	46
(3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用と財源の見込み	49
(4) 長寿命化等の対策の効果額	51
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	54
第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	54
第1項 全庁的な取組体制	54
第2項 町民との情報共有	54
第2節 現状や課題に関する基本認識	55
第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	56
第1項 点検・診断等の実施方針	57
第2項 維持管理・更新等の実施方針	58
第3項 安全確保の実施方針	59
第4項 耐震化の実施方針	59
第5項 長寿命化の実施方針	60
第6項 ユニバーサルデザイン化の推進方針	60
第7項 統合や廃止の推進方針	61
第8項 PPP／PFIの活用方針	61

第9項 広域連携の実施方針	62
第10項 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	62
第4節 PDCAサイクルの推進方針	63
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	66
第1節 建築系公共施設	66
第1項 学校教育系施設	66
第2項 住民文化系施設	69
第3項 社会教育系施設	72
第4項 産業関連施設	75
第5項 子育て支援施設	79
第6項 保健・福祉施設	82
第7項 行政系施設	86
第8項 公営住宅	89
第9項 公園	91
第10項 その他	92
第2節 インフラ系公共施設	93
第1項 道路	93
第2項 橋りょう	94
第3項 トンネル	94
第4項 下水道	95
第5項 公園等（グラウンド、農園等）	95
第3節 土地	98
資料編	100

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 策定の背景と目的

国や地方公共団体は、昭和30年代からの高度経済成長期以降、人口増加にあわせて道路や上下水道、学校等の公共施設等を集中的に整備してきました。これらの公共施設等は、今後、一斉に大規模改修や建替え等の更新時期を迎えることとなりますが、公共施設等の更新には、多額の財政負担が必要となる見込みであり、地方公共団体における厳しい財政状況を踏まえると、すべての公共施設等を、現状のまま適切に維持更新し続けることは、財政上の大きな課題となりつつあります。また、今後は、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を柱として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、公共施設等の安全管理の徹底、長寿命化等の推進を図ってきました。平成26年4月には、地方公共団体に対する「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされ、これを受け本町では、平成29年2月に「日の出町公共施設等総合管理計画（ガイドライン）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。公共施設等総合管理計画は、原則として地方公共団体が保有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設を含む全ての公共施設等を対象とし、長期的な視点に立って、将来の人口動向や財政負担の見通しを踏まえた上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等全体に係る基本的な方針を定めるものです。

平成30年2月には、国において計画策定の指針改訂¹がなされ、個別施設計画等の内容を反映した計画の見直しが求められています。そのため、本計画のさらなる充実のため、本計画の改訂を行うこととしました。

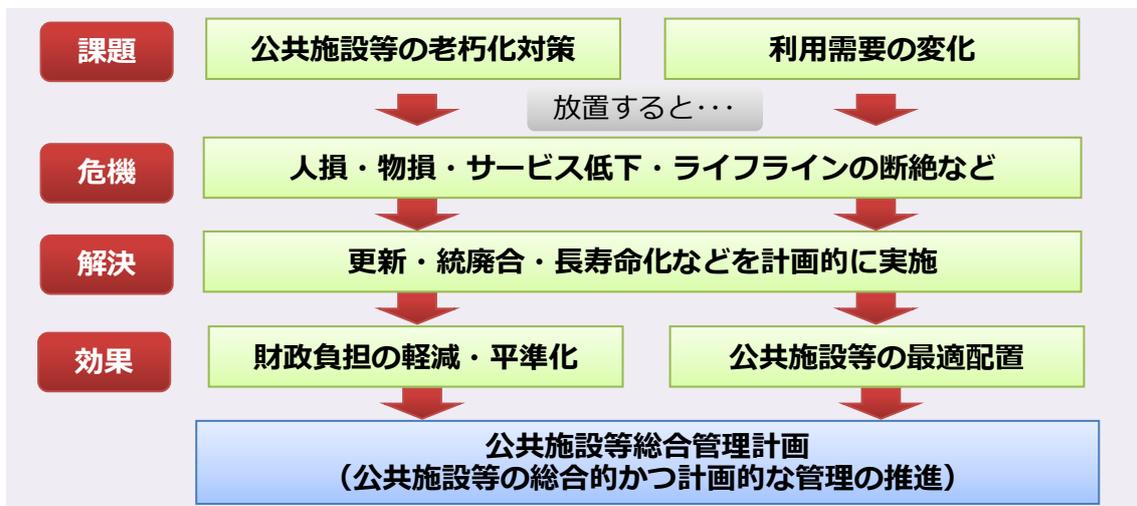


図 1-1 公共施設等総合管理計画の意義

¹ 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（総財務第28号 平成30年2月27日）

第2節 計画の位置付け

本計画は、日の出町長期総合計画に即した位置付けを有するとともに、まちづくりに関係する総合的な視点を踏まえる必要から、日の出町都市計画マスタープラン等との整合を図って策定しています。

公共施設等に関する個別施設計画については、今後、策定や更新を行うものを含めて、本計画に即するものとして位置付けます。

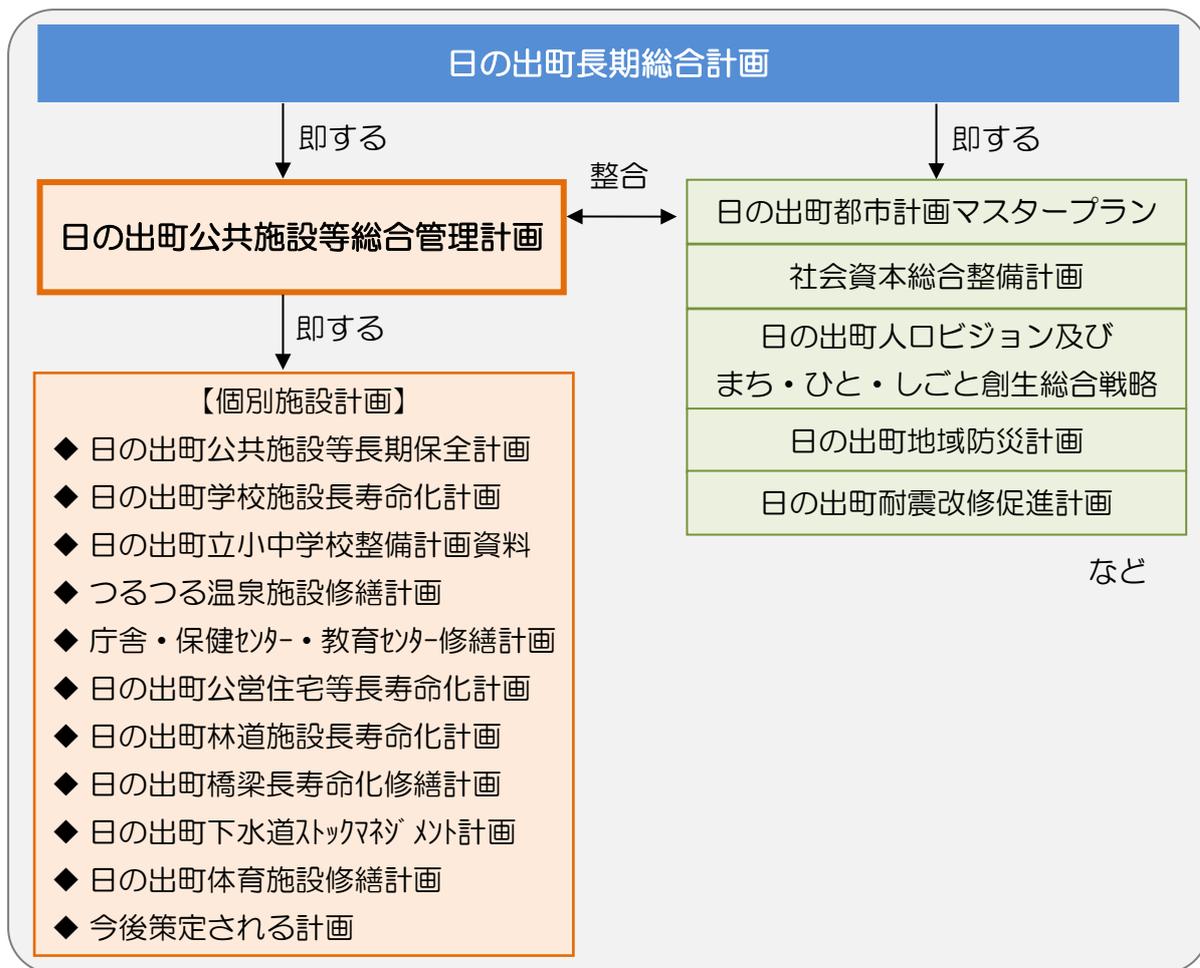


図 1-2 本町における公共施設等総合管理計画の体系的な位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）までの 30 年間とし、おおむね 10 年ごとの定期的な見直しを行います。また、公共施設等の将来見通しに必要な前提条件等に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて内容の見直しを行います。

	H29～R8 年度	R9～18 年度	R19～28 年度
公共施設等 総合管理計画 (H29～R28 年度まで)	R3 改訂	定期見直し	定期見直し

図 1-3 計画期間

第4節 対象とする公共施設等

本計画が対象とする公共施設等は、町が所有する建築系公共施設のほか、道路、橋りょう、トンネル、下水道、公園等のインフラ系公共施設を含みます。

表 1-1 対象とする公共施設等(建築系)

	大分類	中分類	細分類	主な施設	施設数
1	学校教育系施設	学 校	小 学 校	大久野小学校、平井小学校、本宿小学校	3
			中 学 校	大久野中学校、平井中学校	2
		その他教育施設	給食センター	日の出町学校給食センター	1
			教育センター	日の出町教育センター	1
2	住民文化系施設	集会施設	コミュニティ施設	谷ノ入会館、第2自治会館など	28
			集 会 所	日の出団地多目的施設	1
			学習等供用施設	本宿地区学習等供用施設	1
		文化施設	ホール施設	日の出町やまびこホール	1
3	社会教育系施設	図 書 館	図 書 館	図書館本館	1
		博 物 館 等	資 料 館	小さな蔵の資料館	1
		社会体育施設	グラウンド・テニスコート等	塩田地区アメニティイレ、やすらぎとふれあいの丘イレ、谷戸沢グラウンドだれでもイレ	3
4	産業関連施設	観 光 ・レクリエーション施設	温 泉 施 設	つるつる温泉センター	1
			宿 泊 施 設	東雲山荘	1
			その他観光・レクリエーション施設	日の出山荘、ひので肝要の里、自然休養村さかな園、ちびっこわんぱく広場イレ、松尾観光イレ	5
		農業関連施設	直 売 所	ふれあい農産物直売所、ふれあい広場「花の館」	2
			町 民 農 園	玉の内ふれあい農園(トイレ・倉庫)	1
		商工関連施設	商工振興施設	ひのでグリーンプラザ、商工振興ひろばイレ	2
5	子育て支援施設	幼児・児童施設	学童保育所	本宿学童クラブ(第1、第2)、志茂町学童クラブ(第1、第2)、大久野学童クラブ	5
			児 童 館	志茂町児童館	1
6	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老 人 福 祉 セ ン タ ー	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター、大久野老人福祉センター、本宿老人福祉センター	3
			介護予防拠点施設	大久野健康いきいきセンター	1
		障がい福祉施設	心身障がい者地域活動支援センター	日の出町ユートピアサンホーム	1
			精神障がい者地域活動支援センター	日の出町ユートピアひまわりホーム	1
		保 健 施 設	保健センター	日の出町保健センター	1
		その他保健・福祉施設	その他保健・福祉施設	社会福祉協議会事務所、シルバー人材センター事務所	2
7	行政系施設	庁 舎 等	役 場	日の出町役場	1
		消 防 施 設	消 防 団 詰 所	日の出町消防団詰所(本部分団など)	11
		その他行政施設	防 災 備 蓄 庫	新井防災備蓄庫、平井防災備蓄庫など	3
			保 管 庫 ・ 倉 庫	文化財倉庫、産業観光課倉庫、民具・埋蔵文化財資料収蔵庫など	5

	大分類	中分類	細分類	主な施設	施設数
8	公営住宅	公営住宅	町営住宅	新井住宅、東本宿住宅、諏訪下住宅	3
9	公園	公園内建築物	管理棟・倉庫・便所等	語らいとふれあい広場 (屋根付きゲートボール場・トイレ・東屋)、 三吉野桜木中央公園(トイレ・休憩所)、 ひので野鳥の森自然公園管理施設など	8
10	その他	その他	その他	(旧)日の出町3-4消防詰所	1
				合計	102

(令和2年度末)

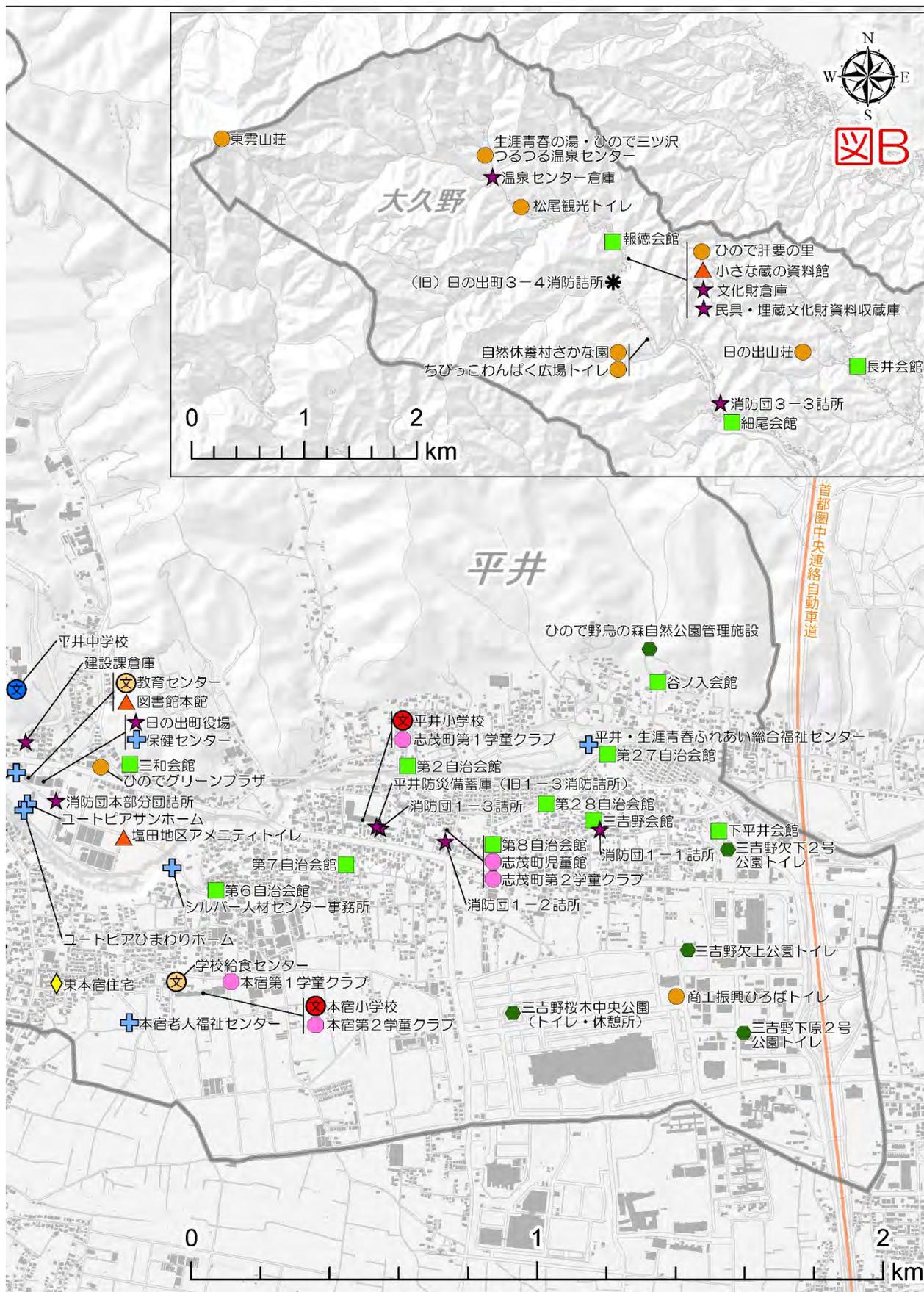
- (注) ・施設分類は、JFMA (公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会) による分類を元にしてしています。
 ・本表は代表的な施設を紹介しています。P100以降に対象施設の一覧を掲載しています。
 ・令和3年度中に廃止又は解体する施設(計4施設)は記載していません。これらを含めると合計の施設数は106施設です。
 ・施設名は、略称となっています。

表 1-2 対象とする公共施設等(インフラ系)

分類	数量
道路	町道:542 路線、実延長約 116 km、実延長面積 572,163 m ² 農道:2路線、実延長 873m 林道:23 路線、延長約 28 km(橋延長 101.2m含む)
トンネル	1箇所、延長 48m、面積 169 m ²
河川	町管理の沢・小河川
橋りょう	町道:90 箇所、総延長 963m 林道:15 箇所、延長 101.2m
下水道	管きよ延長 約 127km
公園等 (グラウンド・農園等)	45 箇所(都市公園 23(うち都市緑地3)、児童遊園1、 準児童遊園施設1、子ども公園1、自然公園1、多目的広場2、 社会体育施設(ゲートボール場合む)9、 農業関連施設5、観光・レクリエーション施設1、商工関連施設1)

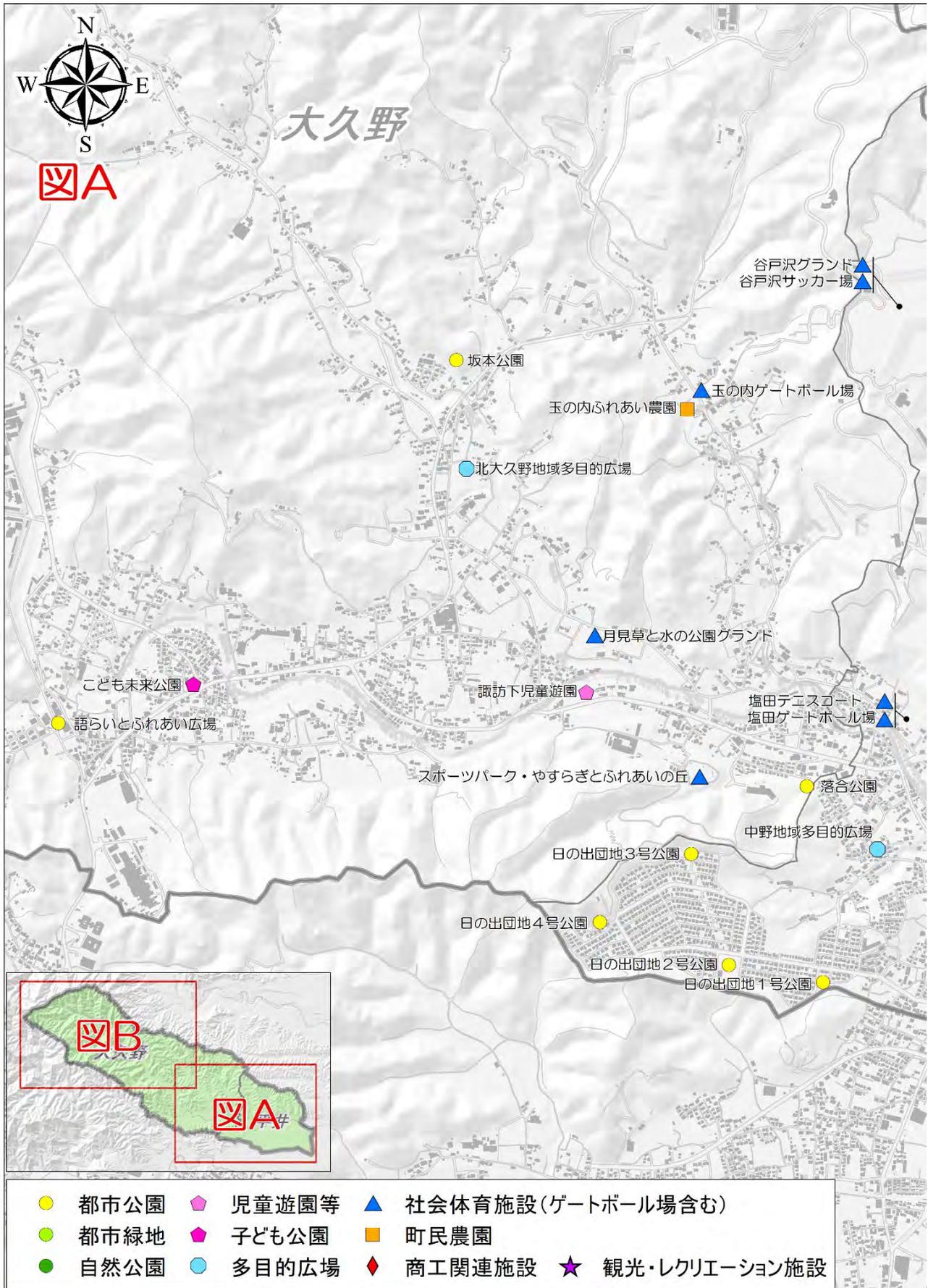
(令和2年度末)

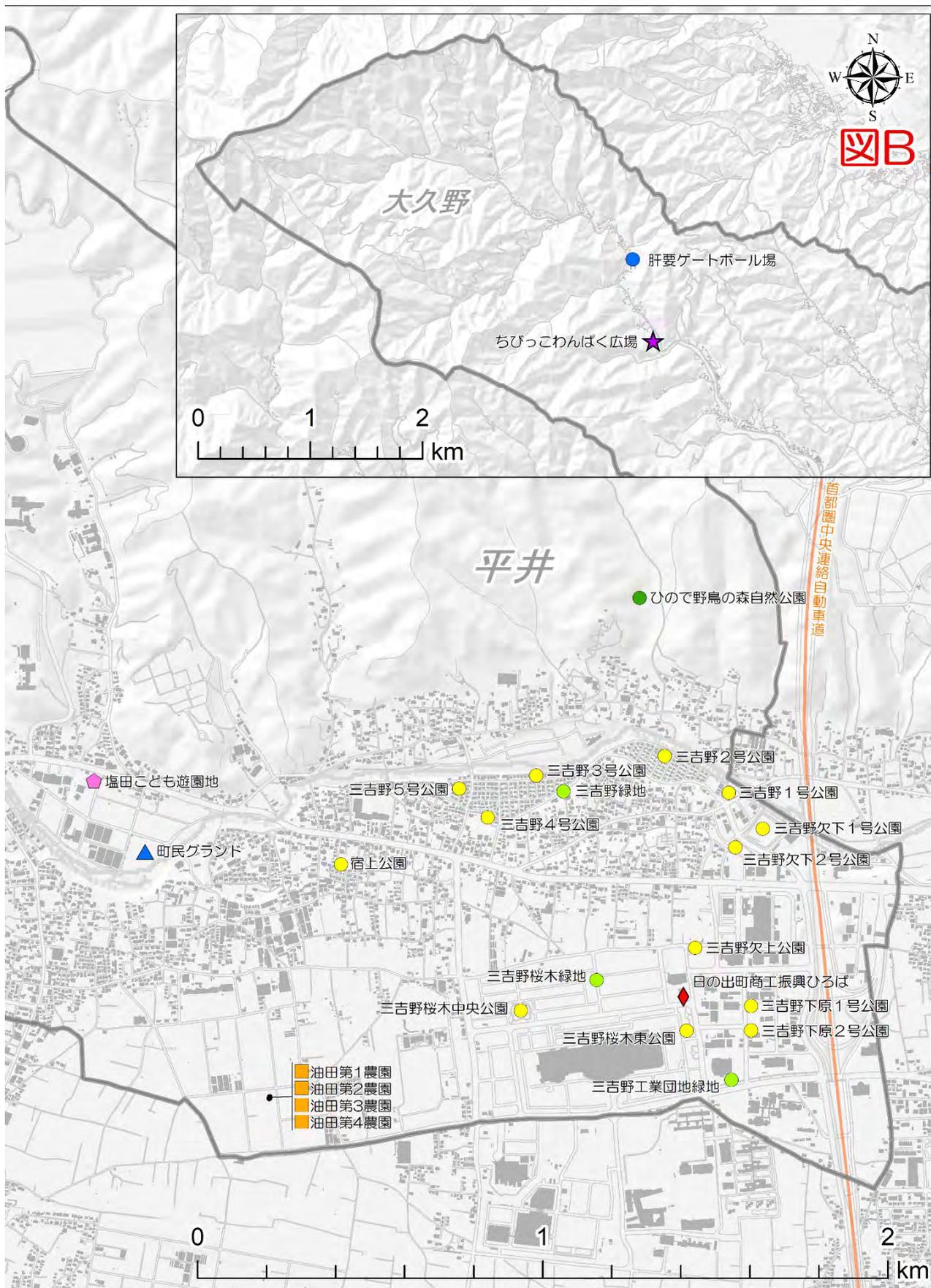
- (注) ・町所有の施設の数量です。
 ・公園等は、P104以降に対象施設の一覧を掲載しています。
 ・公園等内の建築物(トイレ等)は建築系にも分類しています。



(注) 施設名は、略称となっています。

図 1-4 対象とする公共施設等(建築系)





(注) 施設名は、略称となっています。

図 1-5 対象とする公共施設等(インフラ系) 公園等

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 建築系公共施設

第1項 保有数量

(1) 施設類型別の保有数量

本町が所有している建築系公共施設の延床面積は、65,363.9 m²です。施設類型別の割合では、学校教育系施設が最も多く（50.5%）、次いで観光・レクリエーションなどの産業関連施設（12.5%）、役場、消防団詰所などの行政系施設（10.4%）の順で多くなっています。

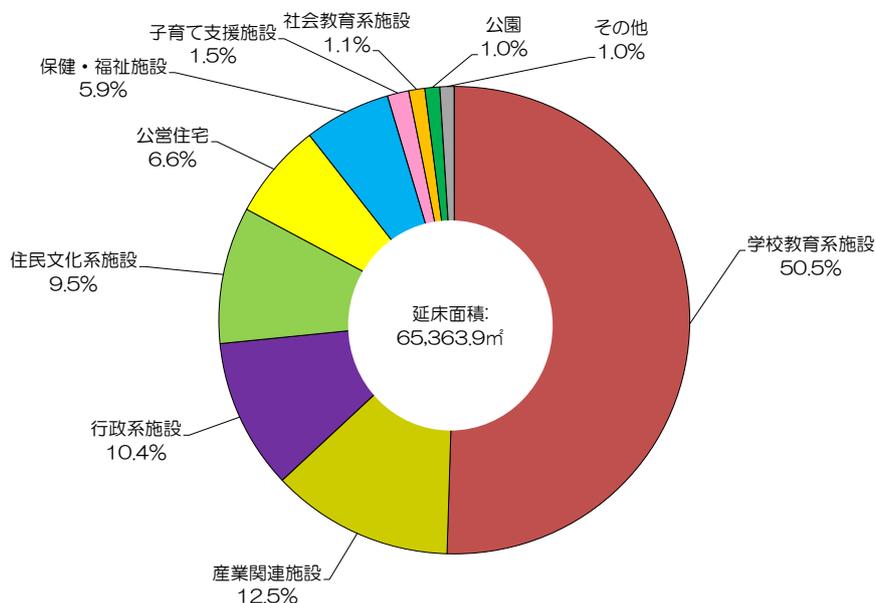


図 2-1 施設類型別の延床面積の内訳

表 2-1 施設類型別の延床面積の内訳

大分類	施設数	延床面積(m ²)	構成比
学校教育系施設	7	33,004.2	50.5%
住民文化系施設	31	6,179.3	9.5%
社会教育系施設	6	728.1	1.1%
産業関連施設	13	8,183.3	12.5%
子育て支援施設	6	966.6	1.5%
保健・福祉施設	9	3,880.8	5.9%
行政系施設	20	6,787.9	10.4%
公営住宅	3	4,331.6	6.6%
公園	8	657.7	1.0%
その他	3	644.6	1.0%
合計	106	65,363.9	100.0%

(注)・施設数は建物が建っている施設の数になります。複合施設（複数の用途で使用している場合）の延床面積は当該施設に相当する面積（専有部分の面積）を計上しています。
 ・端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しないものがあります。

出典：公有財産台帳（令和2年度末）及び所管課資料より作成

(2) 町民一人あたりの延床面積

本町における町民一人あたりの建築系公共施設の延床面積の推移は、昭和40年度では一人あたり2.1㎡/人でしたが、令和2年度では3.9㎡/人となりました。児童生徒一人あたりの学校施設の延床面積は、昭和60年度以降、増加が続き、近年は児童生徒数の微増により減少傾向にあり、令和2年度では20.7㎡/人となっています。

今後も、令和2年度時点と同じ量の延床面積を保持し続けると仮定した場合、将来の人口推計（人口ビジョン）が人口のピークと見込む令和7年度には、一人あたりの延床面積は若干減少しますが、その後、人口が減少に転じることに伴い、令和27年度には、再び一人あたり約3.9㎡/人となる見込みです。

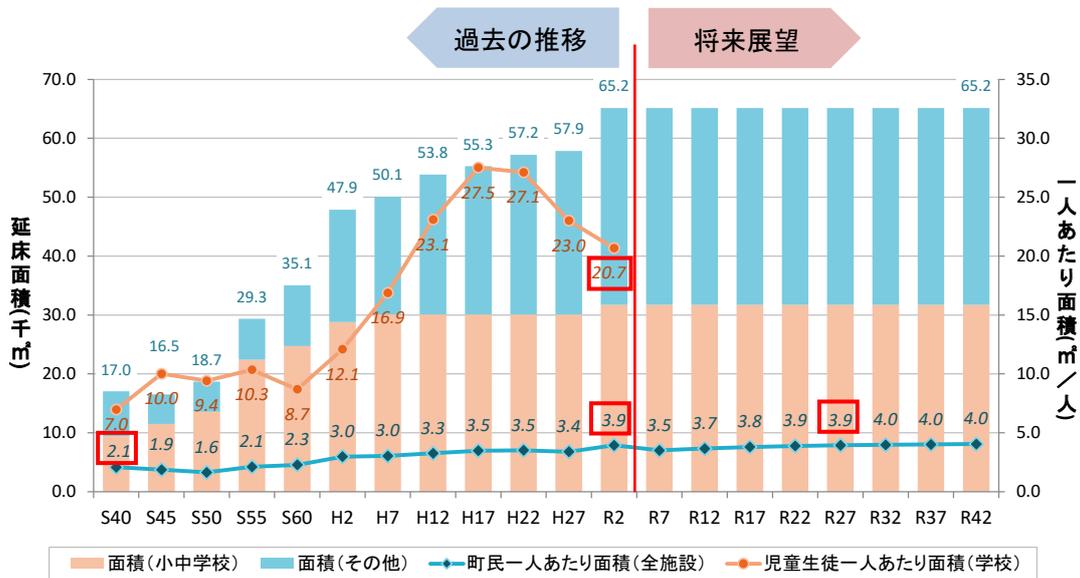


図 2-2 町民一人あたりの公共施設延床面積推移

出典：延床面積は財産に関する調書（各年度）

人口の昭和40年度から令和2年度は住民基本台帳(各年度3月31日)、
令和7年度以降は日の出町人口ビジョンによる将来展望

児童生徒数は学校基本調査（各年度5月1日）

第2項 建築年度別の状況

(1) 経過年数別の状況

建築年度別の延床面積の状況は、昭和50年代から60年代初めにかけて建築された学校教育系施設、行政系施設（現庁舎）等が築30年から49年までに集中しており、全体の約72.8%を占めています。築30年を経過すると、一般的に老朽化の進行により不具合への対応や修繕の必要性が増してきます。本町は、令和2年度末時点では築30年を経過している老朽化建築物の延床面積は73.4%ですが、10年後の令和12年度末には88.0%まで増加することになります。

経過年数	50年以上	40年～49年	30年～39年	20年～29年	10～19年	10年未満
割合	0.5%	22.8%	50.0%	14.6%	6.5%	5.5%
延床面積	359.1㎡	14,916.8㎡	32,705.6㎡	9,511.9㎡	4,257.2㎡	3,613.4㎡

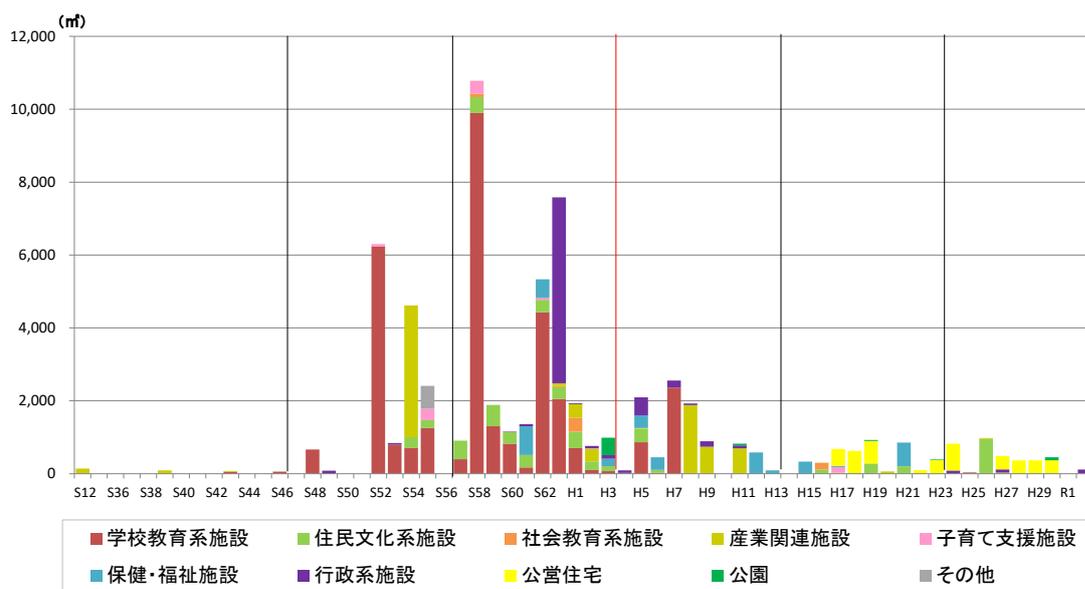


図 2-3 建築年度別・施設類型別延床面積

出典：公有財産台帳（令和2年度末）及び所管課資料より作成

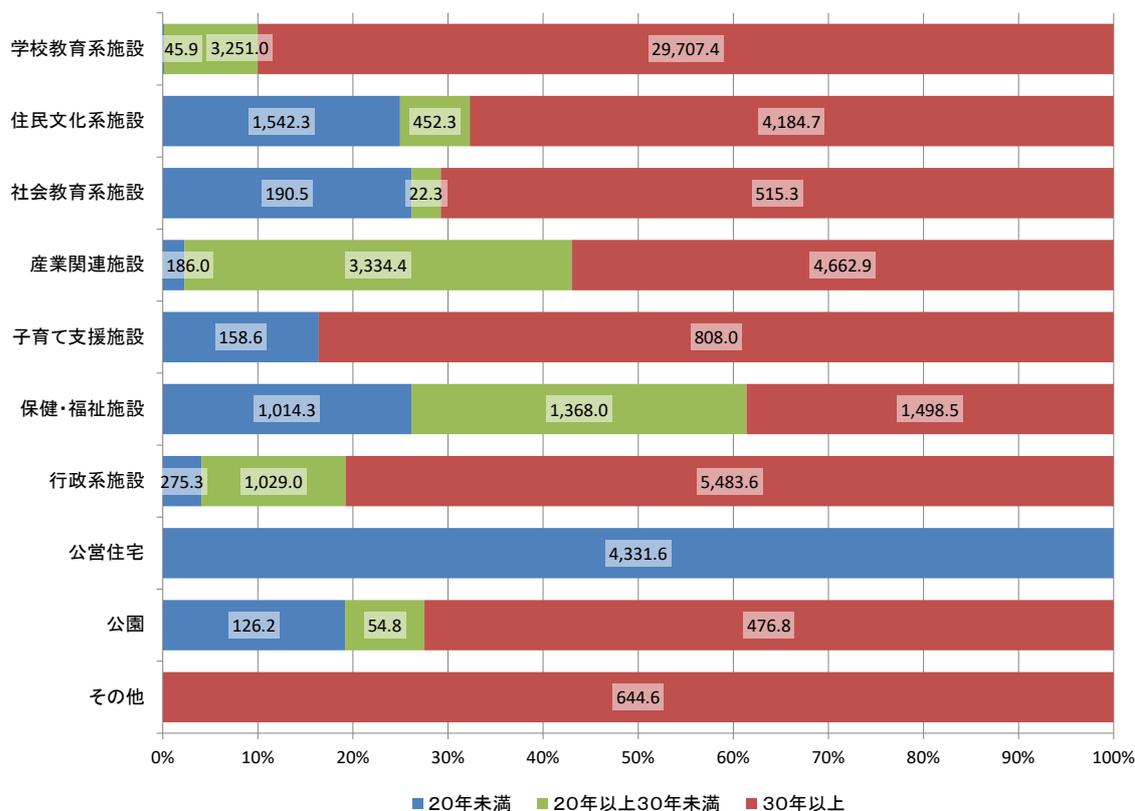
- (注) ・経過年数は令和2年度を築1年目として、遡って算出しています。
 ・端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しないものがあります。

(2) 施設類型別の状況

保健・福祉施設と公営住宅を除き、ほとんどの施設類型で築30年以上の建物（延床面積）の割合が大きくなっています。

保健・福祉施設においても、築20年以上の割合が74%ほどとなっており、10年後には老朽化がさらに進行する状況です。

公営住宅は、「日の出町公営住宅等長寿命化計画」（平成26年1月）²に沿って平成30年度までに計画的な建替えを実施したため、全建物が築20年未満となっています。



- (注) ・グラフ中の数字は延床面積 (m²)。
 ・端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体 (P12) と一致しないものがあります。
 ・経過年数は令和2年度を築1年目として、遡って算出しています。

(令和2年度末)

図 2-4 施設類型別 経過年数別の状況(延床面積構成比)

出典：公有財産台帳（令和2年度末）及び所管課資料より作成

² 「日の出町公営住宅等長寿命化計画」は令和2年3月に改定しています。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るに従って価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことで、減価償却累計額が大きいほど、資産を取得してからの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率³が100%に近いほど、老朽化が進んでいると言えます。

本町の所有資産全体の有形固定資産減価償却率は、平成28年度以降、50%後半で微増傾向にあります。施設類型別（令和元年度決算時点）では、児童館、消防施設、福祉施設において、有形固定資産減価償却率が70%を超えています。公営住宅は、平成27年度より建替えを実施し、町全体の平均を大きく下回る値となっています。道路についても、東京都の平均60.5%に対して、43.3%と低い値を維持しています。

表 2-2 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
所有資産全体	55.6%	56.7%	57.7%	57.7%

出典：財政状況資料集

表 2-3 施設類型別の有形固定資産減価償却率

施設類型	有形固定資産減価償却率
児童館	81.8%
消防施設	72.4%
福祉施設	71.7%
学校施設	68.5%
保健センター・保健所	62.9%
図書館	61.8%
庁舎	59.8%
公営住宅	28.3%
橋りょう・トンネル	57.8%
道路	43.3%
所有資産全体	57.7%

出典：財政状況資料集（令和元年度）

(注)・施設類型は財政状況資料集（総務省）上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。

- ・所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計です（土地、物品等は除きます）。表中の施設類型に分類されないその他の施設（公園トイレ等）の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。
- ・有形固定資産減価償却率や減価償却累計額は、直ちに、必要な施設の更新等や将来の財政負担の発生を示すものではありません。

³有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷取得価額

第3項 耐震化の状況

本町では「日の出町耐震改修促進計画」（平成21年3月）に基づき、既存建築物の耐震性を向上させることにより市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを実現することを目指して、平成20年度から公共建築物等⁴の耐震化を進めてきました。

令和2年度末時点、公共建築物等の耐震化はおおむね対応を完了しています。

また、小中学校の屋内運動場施設は、非構造部材のうち天井、照明器具等の耐震化を平成27年度に実施済みです。

(注) 昭和56年(1981年)6月1日の建築基準法施行令の改正以降に建築確認を受けた建物は、新耐震基準（耐震基準とは、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの）となります。

第4項 避難所等の指定の状況

本町の建築系公共施設のうち、以下の14施設が指定緊急避難場所（広域避難場所含む。）及び指定避難所として指定されています。また、主なコミュニティ施設及び集会所が、一時集合（避難）場所とされています。

表 2-4 避難所等の指定の状況

◆指定緊急避難場所(広域避難場所含む。)・指定避難所

No	施設名	No	施設名
1	平井小学校	8	ユートピアひまわりホーム (障がい者優先)
2	本宿小学校	9	大久野小学校
3	平井中学校	10	大久野中学校
4	ひのでグリーンプラザ	11	肝要の里
5	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター (高齢者優先)	12	日の出町やまびこホール
6	本宿老人福祉センター(高齢者優先)	13	大久野老人福祉センター
7	ユートピアサンホーム(障がい者優先)	14	大久野健康いきいきセンター

出典：日の出町地域防災計画（令和2年度修正）

(注) なお、避難所等としては、このほかに町民グラウンドや公園などの指定緊急避難場所（広域避難場所を含む。）や民間の施設も含めた二次避難所（要配慮者避難所）があります。

⁴公共建築物とは、町立小中学校、町営住宅等、町が所有する公共建築物のうち、防災上重要なものとして「日の出町耐震改修促進計画」において位置付けているものを指します。

第5項 運営・管理状況

(1) 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度は、平成15年度の地方自治法の改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを目的に創設されました。本町においては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、令和2年度時点においては、以下の38施設で指定管理者制度を導入して運営しています。

主な導入施設としては、保健・福祉施設、産業関連施設のほか、第5自治会館（本宿会館）と第8自治会館（志茂町会館）を除くすべての集会所であり、そのほとんどは、利用団体である自治会に管理を委ねています。

表 2-5 指定管理者制度の導入施設

(令和2年度末)

No	施設名称	指定管理者	指定管理者の 指定期間	制度導入 時期
1	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
2	大久野老人福祉センター	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
3	本宿老人福祉センター	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
4	大久野健康いきいきセンター	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成20年度
5	日の出町ユートピアサンホーム	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
6	日の出町ユートピアひまわりホーム	(社福)日の出町社会福祉協議会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
7	生涯青春の湯・ひので三ツ沢 つるつる温泉センター	日の出町サービス総合 センター(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成20年度
8	日の出山荘 中曽根康弘・ロナル ドレーガン日米首脳会談記念館	日の出町サービス総合 センター(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成21年度
9	ひので肝要の里	日の出町サービス総合 センター(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成20年度
10	ひのでグリーンプラザ	日の出町商工会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
11	日の出町商工振興ひろば	日の出町商工会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成21年度
12	谷ノ入会館	日の出町第1自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
13	第2自治会館	日の出町第2自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
14	三和会館	日の出町第3自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
15	第4自治会館	日の出町第4自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
16	第4自治会 中野会館	日の出町第4自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
17	第6自治会館	日の出町第6自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
18	第7自治会館	日の出町第7自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
19	三吉野会館	日の出町第9自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
20	下平井会館	日の出町第10自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
21	落合会館	日の出町第11自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度

No	施設名称	指定管理者	指定管理者の 指定期間	制度導入 時期
22	萱窪会館	日の出町第12自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
23	羽生会館	日の出町第13自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
24	幸神会館	日の出町第14自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
25	新井倶楽部	日の出町第15自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
26	岩井会館	日の出町第16自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
27	細尾会館	日の出町第17自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
28	報徳会館	日の出町第18自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成20年度
39	長井会館	日の出町第19自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
30	水口会館	日の出町第20自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
31	坊平会館	坊平地区会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
32	北原会館	北原部落会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
33	坂本倶楽部	坂本部落会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
34	玉の内会館	日の出町第22自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
35	日の出団地自治会館	日の出町第24、25、26自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
36	第27自治会館	日の出町第27自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
37	第28自治会館	日の出町第28自治会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成18年度
38	日の出団地多目的施設	日の出団地会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	平成17年度

(注) ひので塩田農産物普及センターは、令和3年度中に廃止のため、記載していません。

(2) 施設の複合化の状況

複合化（複合施設）とは、異なる施設が同一の建物内に設置されている場合をいいます。また、異なる施設が同一の敷地を共有している場合は、併設施設といえます。

施設の複合化は、複数の施設が同一の建物を共同で使用することにより、スペースの有効利用、維持管理面での効率化、建替え費用の低減化などが期待できます。また、配置される施設の内容によって、施設の利用者にとっても、利便性の向上や交流の活性化などが期待されます。

本町では、以下の施設が複合施設となっています。

表 2-6 施設の複合化の状況

(令和2年度末)

No	複合施設名称(代表)	複合施設内の施設名称	延床面積	延床面積 合計
1	平井小学校	平井小学校	6,654.00 m ²	6,718.00 m ²
		志茂町第1学童クラブ	64.00 m ²	
2	本宿小学校	本宿小学校	5,850.25 m ²	5,914.00 m ²
		本宿第2学童クラブ	63.75 m ²	
3	日の出町教育センター	日の出町教育センター	702.64 m ²	1,090.51 m ²
		図書館本館	387.87 m ²	
4	本宿地区学習等供用施設	本宿地区学習等供用施設	170.00 m ²	349.00 m ²
		第5自治会館(本宿会館)	179.00 m ²	
5	大久野学童クラブ	大久野学童クラブ	353.99 m ²	449.39 m ²
		図書館大久野分室	95.40 m ²	
6	志茂町児童館	志茂町児童館	272.24 m ²	544.14 m ²
		第8自治会館(志茂町会館)	217.90 m ²	
		志茂町第2学童クラブ	54.00 m ²	

(注) ・志茂町児童館の専有面積(258.20m²)に共用便所(14.04m²)を含んで記載しています。
 ・図書館大久野分室は令和4年3月末に閉館します。

第6項 維持管理・更新等費用の状況（建築系公共施設）

平成28年度から令和2年度までの維持管理・更新等費用の年平均は約6億8千万円でした。うち、指定管理料などを含む建物管理委託費が最も大きく、5カ年平均で約3億1千万円と、全体の半分弱を占めています。

工事費については、平成27年度から30年度に諏訪下住宅の建替え工事、令和元年度に本宿小学校の大規模改修工事及び小学校トイレ洋式化工事、令和2年度に中学校トイレ洋式化工事及び校内LAN整備工事を実施したことにより、費用が大きくなっています。

また、光熱水費及び使用料・賃借料が減少傾向にあります。

表 2-7 建築系公共施設の維持管理・更新等費用の推移

単位：百万円

	H28	H29	H30	R1	R2	5カ年平均
工事費	160.1	188.3	187.3	287.4	287.4	222.1
修繕費	83.9	85.3	13.5	10.8	14.6	41.6
光熱水費	86.8	67.9	69.9	69.1	66.2	72.0
建物管理委託費	397.7	402.5	244.8	255.5	270.4	314.2
使用料・賃借料	28.8	26.7	23.9	26.0	23.0	25.7
合計	757.3	770.7	539.4	648.8	661.6	675.6
合計(工事費除く。)	597.2	582.4	352.1	361.4	374.2	453.5

- (注) ・インフラ系公共施設の公園等に含まれる建築物(管理施設、トイレ等)の費用は含まれていません(表2-12 公園の費用に含めています。)
 ・建物管理委託費には、管理運営委託費、保守点検料、警備費、清掃費のほか、駐車場や敷地等の管理委託費が含まれます。

出典：公共施設等に関する調査

第2節 インフラ系公共施設

第1項 道路

町道は、実延長約 116 km、舗装率 78.3%（延長）です。また、農道は延長約 873m、林道は延長約 28 kmとなっています。

表 2-8 道路(町道)の舗装率

舗装種別	実延長		実延長面積	
	延長 (m)	構成割合	面積 (㎡)	構成割合
舗装道	91,049	78.3%	502,442	87.8%
未舗装	25,211	21.7%	69,721	12.2%
合計	116,260	100.0%	572,163	100.0%
舗装率	78.3%		87.8%	

出典：行政事務報告書（令和2年度）

第2項 トンネル

トンネルは、谷古入隧道の1箇所があります。昭和34年に建設され、延長48m、面積169㎡のトンネルです。建設から60年以上を経過しており、定期的かつ注意深い点検、補修の実践が必要です。

第3項 河川

町内には、主な河川として、平井川や北大久野川、玉の内川などがあり、その他にも多数の沢や小河川が存在しています。これらの河川の管理は、東京都が行っているものもありますが、本町では、町が管理する沢や小河川等に対して治水、砂防のための施設の設置や工事等を実施しています。



管理河川（谷戸沢）



管理河川（白倉入沢）

第4項 橋りょう

町道の橋りょうは、総延長 963m となっており、橋りょう数は 90 となっています。架設年の推移をみると、町内で最も古い橋りょうである坂本橋は昭和 2 年に建設されています。架設から 50 年を経過する橋りょうは、令和 3 年度時点では、約 40.0% ですが、20 年後には約 70.0% となります（架設年不明分を除く割合）。

本町では、「日の出町橋梁長寿命化修繕計画」（平成 28 年度策定・令和元年度改定）に基づき、従来の対症療法的な維持管理から、今後は“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う” 予防保全型への維持管理へ転換し、橋りょうの長寿命化と維持管理費用の平準化を図ることを目指しています。

また、この他に林道の橋りょうとして延長 101.2m、15 箇所を保有しており、令和元年度に「日の出町林道施設長寿命化計画」を策定し、林道とあわせて維持管理を行っています。

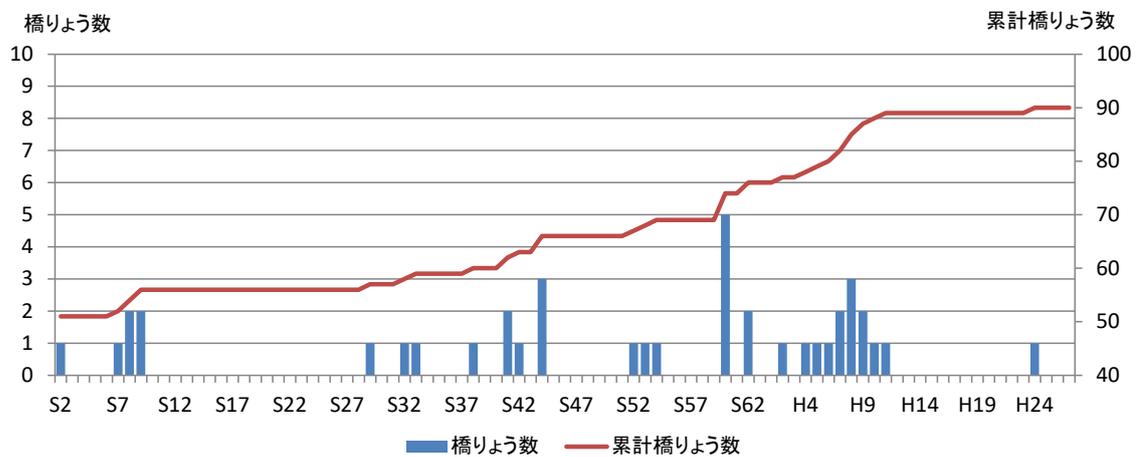
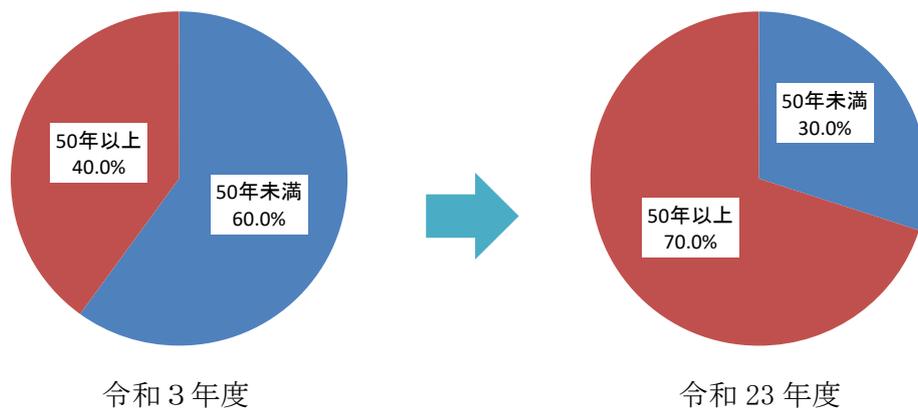


図 2-5 橋りょう(町道)数の推移



(注) 架設年度不明の 50 橋を除く。

図 2-6 架設から 50 年を経過する橋りょう(町道)の割合

出典：橋調書（令和 2 年度末）

第5項 下水道

下水道は、多摩川流域下水道の多摩川右岸「秋川処理区」に含まれ、昭和60年に事業着手、平成4年から供用開始しています。令和3年3月31日現在、普及率は100.0%、管きょ延長は約127km、マンホールポンプ24箇所を有しています。

管きょの標準的な耐用年数は50年とされています。布設後30年を経過すると、道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加することがわかってきています。令和3年度現在、布設後30年を経過する管きょ延長の割合は27.6%ですが、20年後には99.0%となる見込みです。

本町では、平成28年度に「日の出町公共下水道事業経営戦略」、令和2年度に「日の出町下水道ストックマネジメント実施方針」を定め、計画的な維持管理と施設の長寿命化を目指しています。

表 2-9 下水道の整備状況

(令和3年3月31日)

下水道区分(公共下水道区域名)	人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
日の出町公共下水道 (多摩川流域下水道秋川処理区関連)	16,563	16,556	100.0%

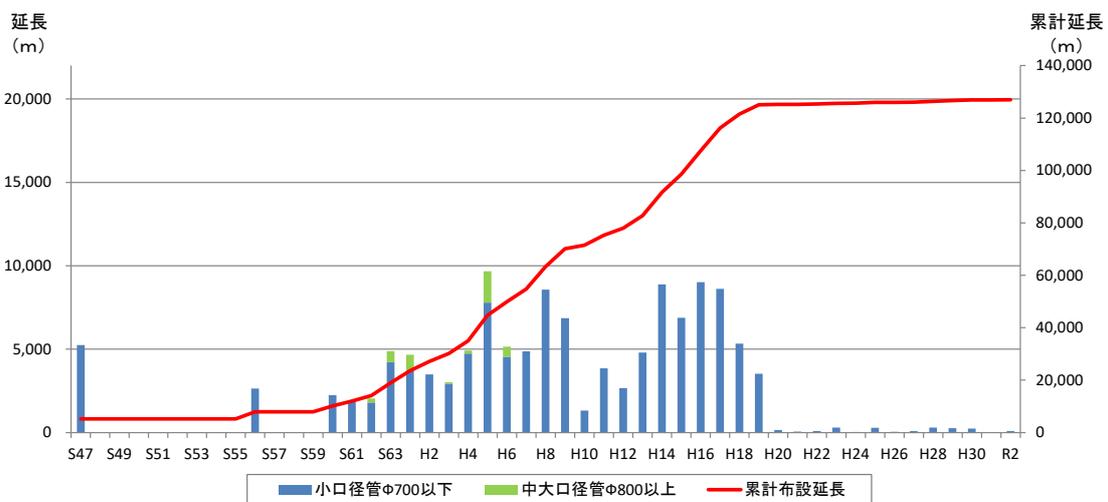


図 2-7 下水道管きょの布設年度別状況(延長)

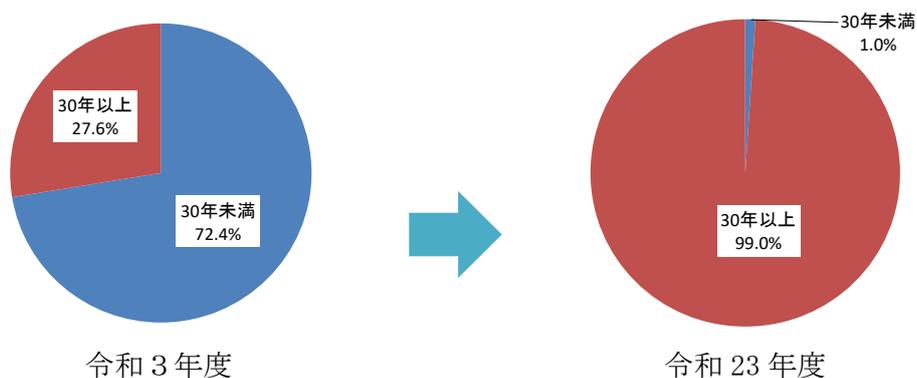


図 2-8 布設から30年を経過する下水道管きょの割合(延長)

出典：下水道台帳(令和2年度末)

第6項 公園等（グラウンド・農園等）

本町は45の公園・運動場等を有しており、総面積は約111万㎡（約111ha）に及んでいます。大規模な公園は、ひので野鳥の森自然公園（約97万㎡（約97ha））が存在しています。

都市公園、児童遊園等に設置している遊器具等については、毎年定期的な点検を実施しています。

表 2-10 公園等の種類別数量

(令和2年度末)

種類		施設数	面積(㎡)
都市公園	公園	20	43,224
	緑地	3	12,127
児童遊園		1	488
準児童遊園施設		1	144
子ども公園		1	1,672
自然公園		1	972,736
多目的広場		2	1,928
社会体育施設 (ゲートボール場含む)	地域運動場	1	8,576
	運動広場	8	53,357
産業関連施設	町民農園	5	14,248
	レクリエーション施設	1	3,200
	商工振興施設	1	811
合計		45	1,112,511



語りいとふれあい広場



ひので野鳥の森自然公園（管理施設）

第7項 その他インフラ系公共施設

(1) 工作物

工作物とは、地面に定着している人工的な構造物で建物以外のものをいいます。

道路（舗装）、橋りょう、下水道等も工作物に含まれますが、それ以外にも以下のような施設が工作物に該当し、これらの施設（工作物）についても、日常的な点検や清掃等の維持管理が必要です。また、施設の長寿命化計画⁵や大規模改修及び更新の対象となるものも含まれます。

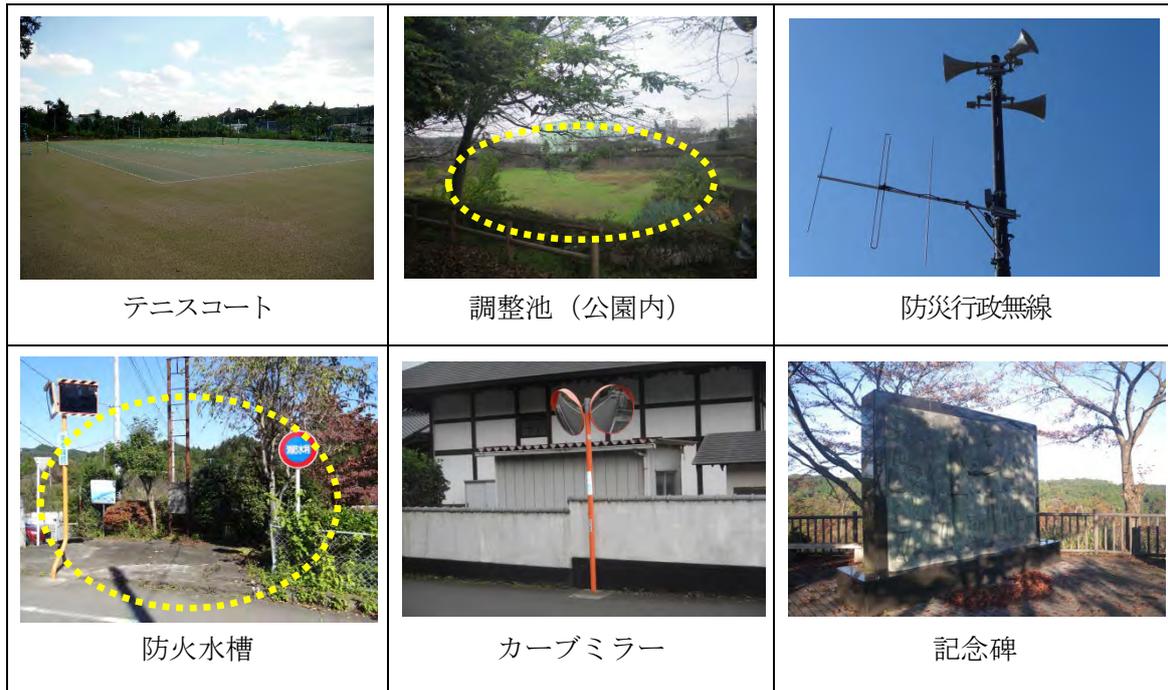


図 2-9 その他インフラ系公共施設(工作物)の事例

(2) 土地

土地は、合計 199 万 1 千㎡を保有しており、その内訳は、下表のとおりです。

表 2-11 土地の保有状況

	行政財産	普通財産	合計
山林以外	119 万㎡	64 万 7 千㎡	183 万 8 千㎡
山林	2 万 8 千㎡	12 万 5 千㎡	15 万 3 千㎡
合計	121 万 9 千㎡	77 万 3 千㎡	199 万 1 千㎡

出典：財産に関する調書（令和2年度）

(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない場合があります。

⁵ 施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。新設から撤去までのいわゆるライフサイクルコストの延長のための対策などを計画します。

第8項 維持管理・更新等費用の状況（インフラ系公共施設）

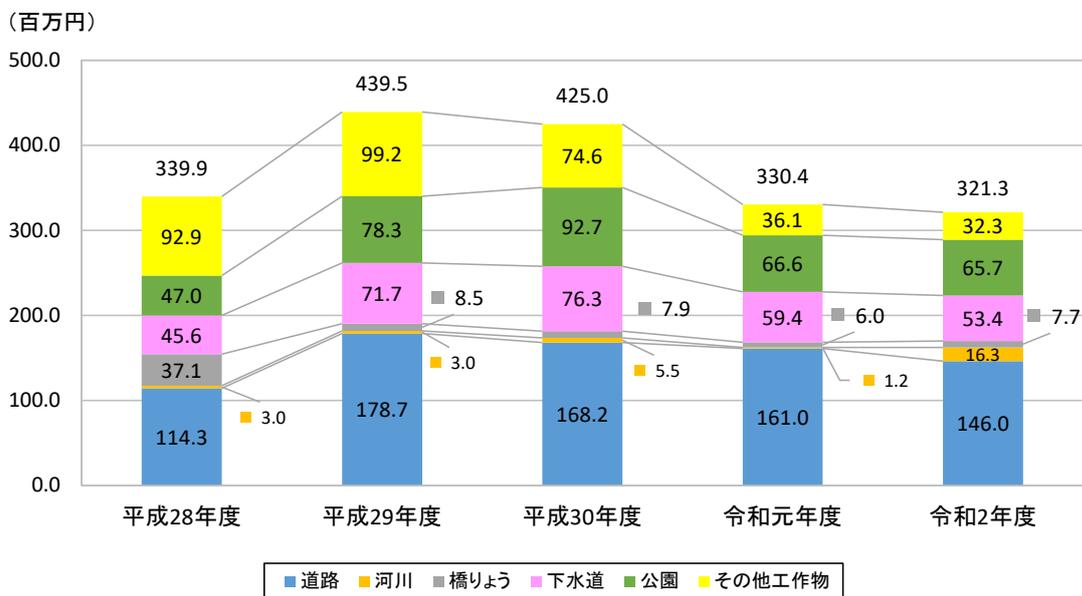
平成28年度から令和2年度までの維持管理・更新等費用の年平均は約3億7千万円でした。うち、工事費（災害復旧費用を除く。）が最も大きく、5カ年平均で約2億2千万円と、全体の半分以上の割合を占めています。施設管理委託費は2番目に大きいですが、この4割近くが下水道の施設管理委託費です。

施設類型別では、道路の費用が最も大きく、その内訳は、ほとんどが工事費となっています。橋りょうは平成28年度に平井橋の補修工事を、河川は令和2年度から3年度にかけて道灌沢の改修工事を実施しました。

表 2-12 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用の推移

単位：百万円

	H28	H29	H30	R1	R2	5カ年平均
工事費	209.1	274.7	260.3	170.8	172.3	217.4
修繕費	1.2	1.8	1.5	4.7	0.9	2.0
光熱水費	14.2	14.0	15.0	15.3	13.4	14.4
施設管理委託費	92.4	125.0	124.8	117.3	112.4	114.4
使用料・賃借料	23.0	24.0	23.4	22.3	22.3	23.0
合計	339.9	439.5	425.0	330.4	321.3	371.2
合計(工事費除く。)	130.8	164.8	164.7	159.6	149.0	153.8



(注) ・その他工作物には、街路灯、道路反射鏡、ガードレール、消防水利施設、防災行政無線などが含まれます
 ・工事費は、災害復旧費用を除きます。

図 2-10 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用の推移(施設類型別)

出典：日の出町決算統計

第3節 人口

第1項 人口の推移と推計

(1) 人口の推移

本町の人口は、日の出団地や三吉野パークタウン宅地の造成等によって、昭和 50 年代から平成の初期にかけて大きく増加しました。平成 7 年から 17 年にかけては、人口増加の停滞や減少傾向がみられ、その後増加傾向でしたが、令和 2 年は 5 年前より減少しました。

昭和 55 年時点と令和 2 年とを比較すると、総人口は約 1.2 倍に増加しましたが、老年人口（65 歳以上）は約 4.6 倍の増加、年少人口（15 歳未満）は 4 割の減少となっています。

(2) 将来人口の見通し

「日の出町まち・ひと・しごと総合戦略」の人口ビジョンによると、将来人口の展望は令和 7 年に人口のピークである約 1 万 9 千人となる見込みですが、その後は減少に転じ、令和 27 年には約 1 万 7 千人（11.0%の減少）、令和 42 年には約 1 万 6 千人（13.4%の減少）となる見込みです。

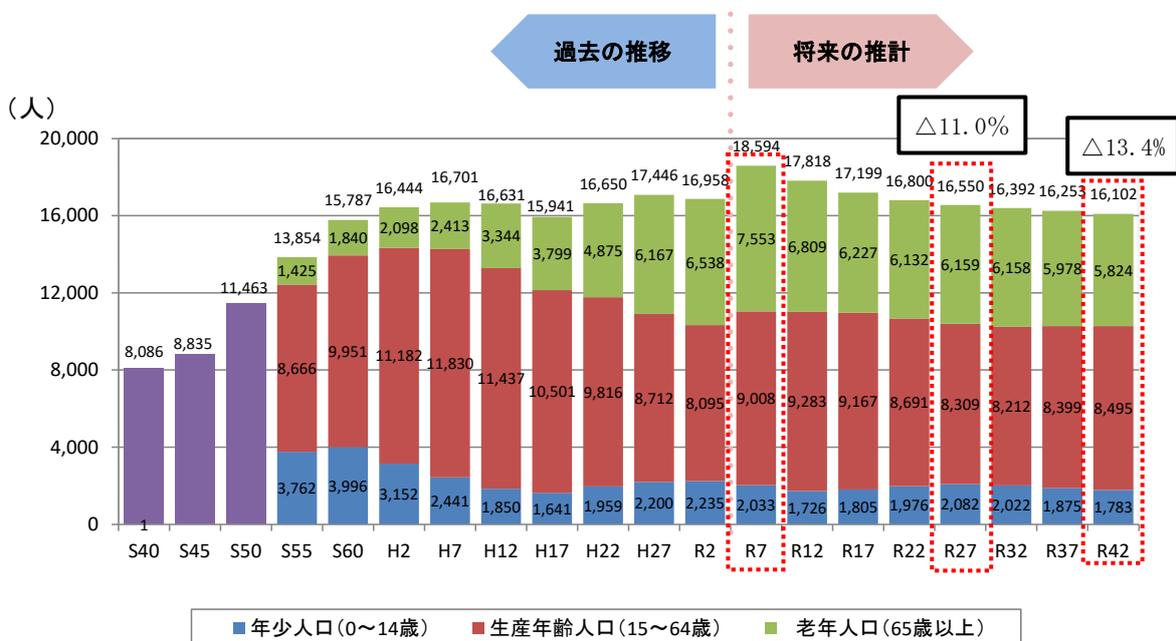


図 2-11 年齢三区区分構成別人口の推移と将来推計(将来展望)

出典：昭和 40 年から令和 2 年は国勢調査、令和 7 年以降は日の出町人口ビジョン（令和 3 年 3 月）による。

(3) 年齢三区分別の構成状況

平成27年から30年後の令和27年には、年少人口（15歳未満）は118人（5.4%）減少し、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）は403人（4.6%）減少、老年人口（65歳以上）は一度増加するものの再度減少する推計となっています（図2-11）。

ただし、年齢三区分別の構成割合では、平成27年以降、大きな変化は想定されていません（図2-12）。

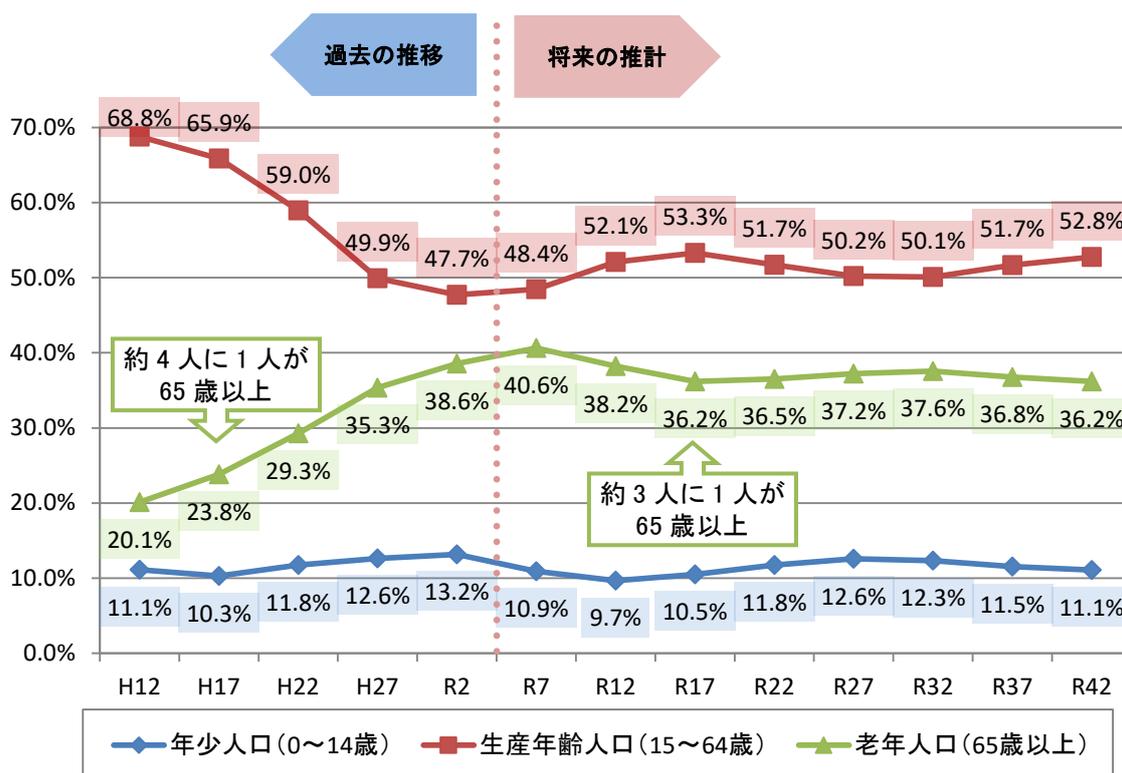


図 2-12 年齢三区分別構成別人口の推移と将来推計(将来展望)(構成割合)

出典：平成12年から令和2年は国勢調査、令和7年以降は日の出町人口ビジョン（令和3年3月）による。

第2項 地域別人口の状況

(1) 人口総数及び人口密度

地域別の人口分布の状況は、日の出団地、本宿、三吉野といった、平井地区南部で、人口の集積がみられます。

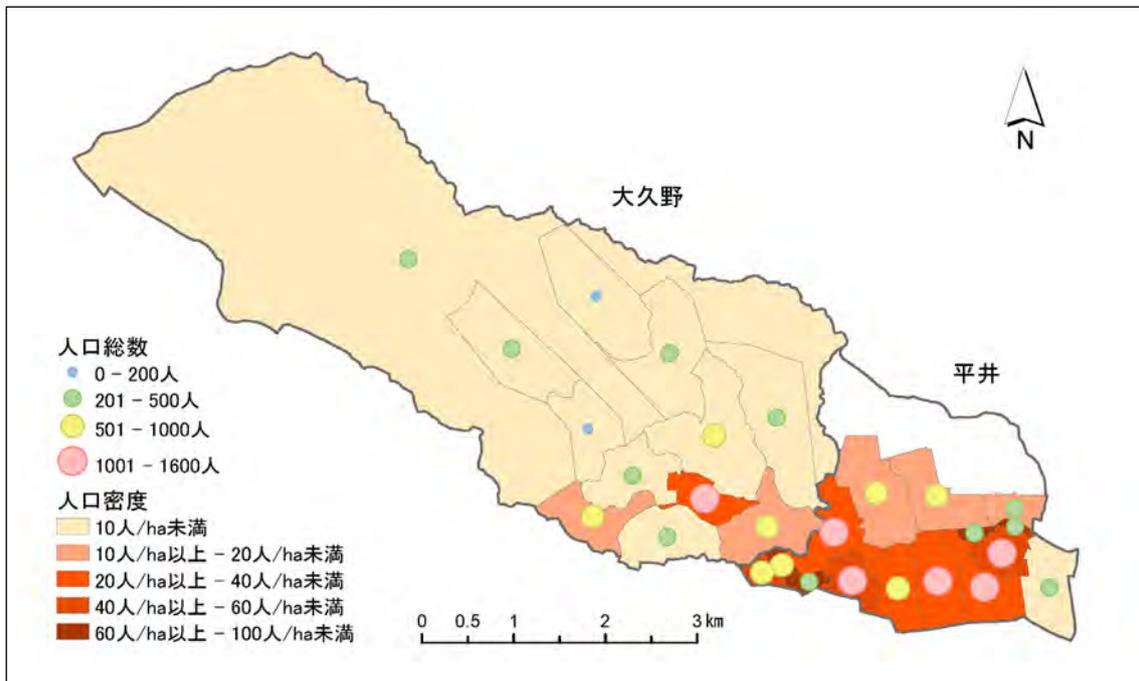


図 2-13 地域別の人口総数及び人口密度

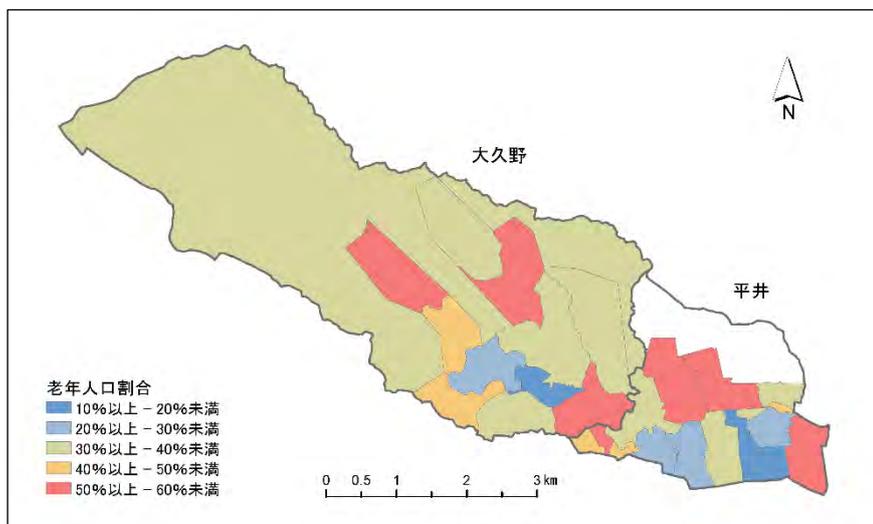
出典：国勢調査（平成 27 年）

(2) 年齢三区分別の状況

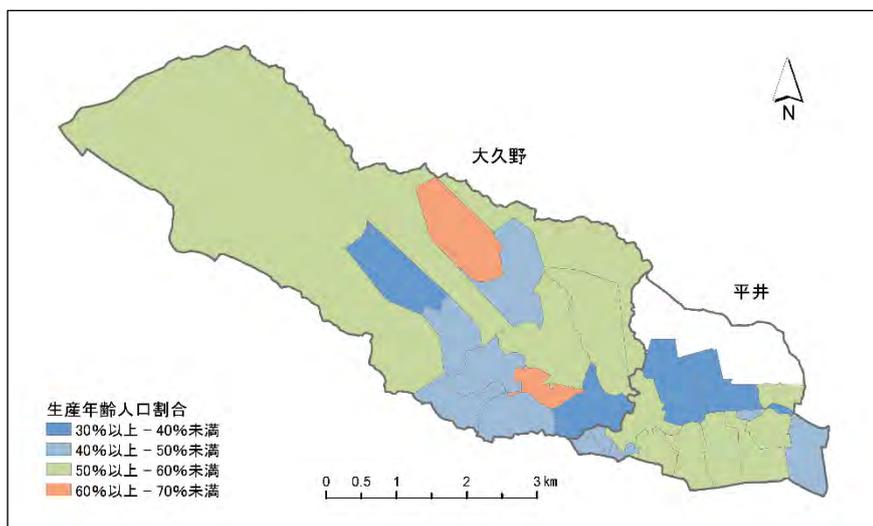
地域別の年齢三区分別の状況では、老年人口割合（65歳以上）が50%近く又は50%以上となっている地域がみられます（細尾や谷戸など）。これらの地域では、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）の割合が、低い状況です。

15歳未満の年少人口は、町東部の三吉野桜木地区周辺に最も多いほか、本宿や大久野地区の新井、萱窪でも高い割合となっています。

① 老年人口割合



② 生産年齢人口割合



③ 年少人口割合

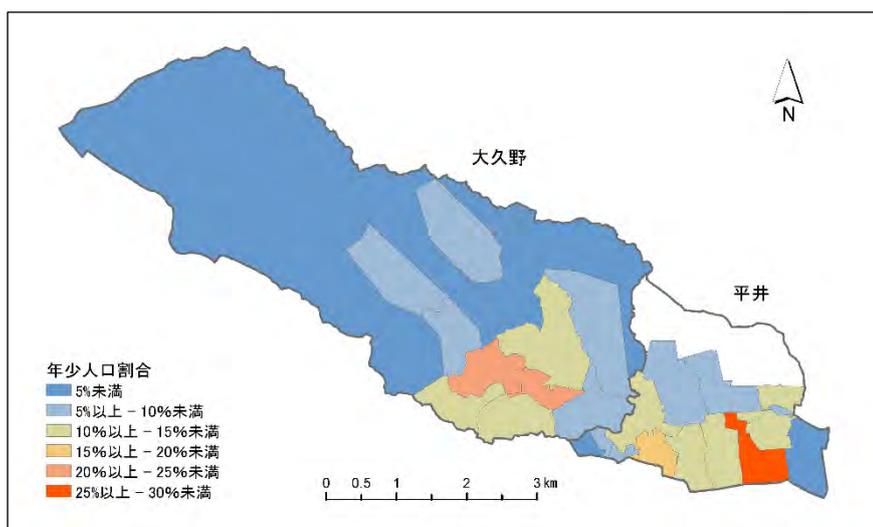


図 2-14 地域別の人口状況(年齢三区分別)

出典：国勢調査（平成 27 年）

第4節 財政

第1項 一般会計

(1) 歳入の推移

平成28年度以降の一般会計における歳入は、90億円前後で推移しています。

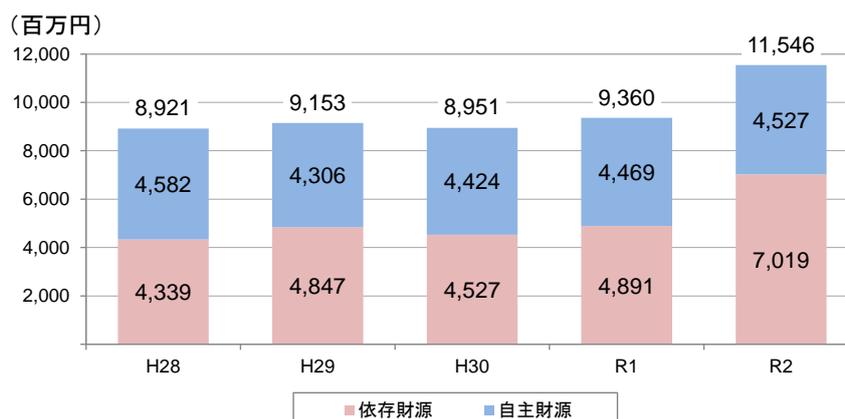
自主財源⁶と依存財源の比率は、ほぼ同水準で推移しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対する特別定額給付金給付事業の財源として、国庫補助金が交付されたことにより歳入が大幅に増加し、依存財源の比率が高くなっています。

内訳でみると、町税収入はおおむね27億円前後で推移しています。地方交付税は微増傾向にあり、その他の自主財源は減少傾向となっています。

表 2-13 歳入の推移

(単位:百万円)

		H28	H29	H30	R1	R2
自主財源	町税	2,633	2,645	2,653	2,878	2,841
	その他(自主財源)	1,949	1,661	1,772	1,591	1,686
	小計(金額)	4,582	4,306	4,424	4,469	4,527
	小計(構成比)	51.4%	47.0%	49.4%	47.7%	39.2%
依存財源	地方交付税	884	1,064	1,056	1,122	1,042
	国庫支出金	2,550	2,830	2,592	2,903	5,085
	町債	427	446	433	419	373
	その他(依存財源)	478	506	446	447	520
	小計(金額)	4,339	4,847	4,527	4,891	7,019
	小計(構成比)	48.6%	53.0%	50.6%	52.3%	60.8%
合計		8,921	9,153	8,951	9,360	11,546



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-15 歳入の推移

出典：日の出町歳入歳出決算書

⁶ 自主財源とは、地方公共団体が自らの権能に基づいて、自主的に収入できる財源です。以下の項目が該当します。町税、分担金負担金（保育料など）、使用料（町営住宅使用料など）、手数料（住民票交付手数料など）、財産収入（土地・建物貸付料、売払収入など）、寄附金・繰入金（基金や特別会計からの繰入金）・繰越金（前年度からの繰越金）、諸収入（東京たま広域資源循環組合からの地域振興費など）。

(2) 歳出の推移(性質別)

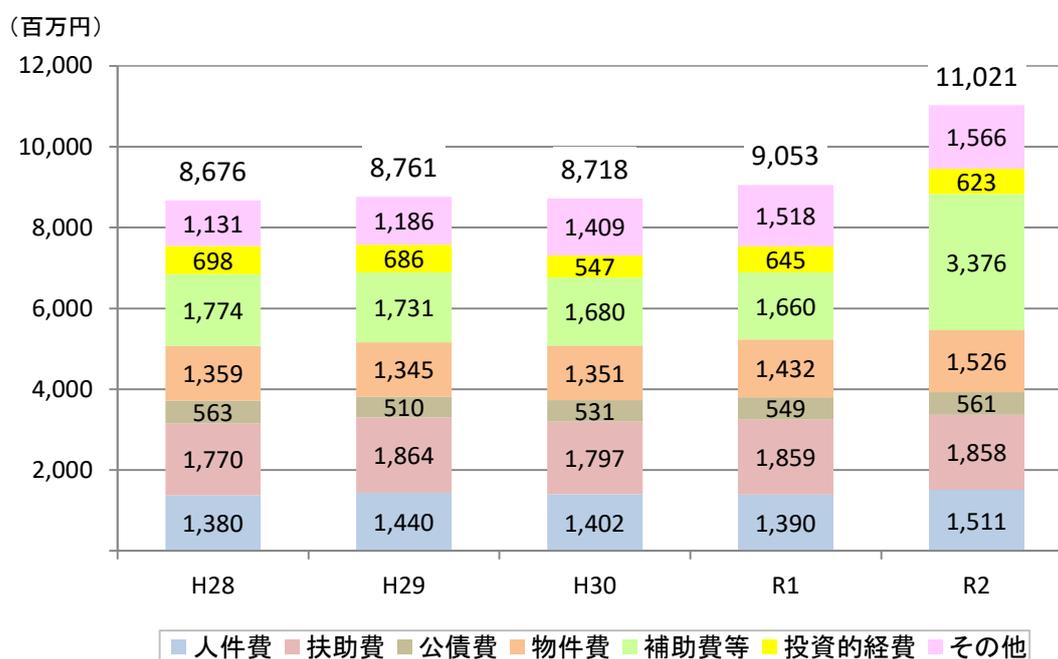
平成28年度以降の普通会計における歳出を性質別にみると、物件費や維持補修費および積立金に増加傾向があり、令和2年度の維持補修費の支出額は平成28年度と比較して約56%増加しています。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対する、特別定額給付金給付事業の実施により、歳出が大幅に増加し、補助費の比率が高くなっています。

表 2-14 歳出の推移(性質別)

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	1,380	1,440	1,402	1,390	1,511
扶助費	1,770	1,864	1,797	1,859	1,858
公債費	563	510	531	549	561
物件費	1,359	1,345	1,351	1,432	1,526
維持補修費	27	37	41	44	42
補助費等	1,774	1,731	1,680	1,660	3,376
繰出金	1,095	1,030	1,076	1,027	1,013
積立金	5	115	288	442	429
投資・出資金・貸付金	4	4	4	4	82
投資的経費	698	686	547	645	623
うち災害復旧事業費	9	3	7	55	59
合計	8,676	8,761	8,718	9,053	11,021



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-16 歳出の推移(性質別)

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

(3) 普通建設事業費の内訳

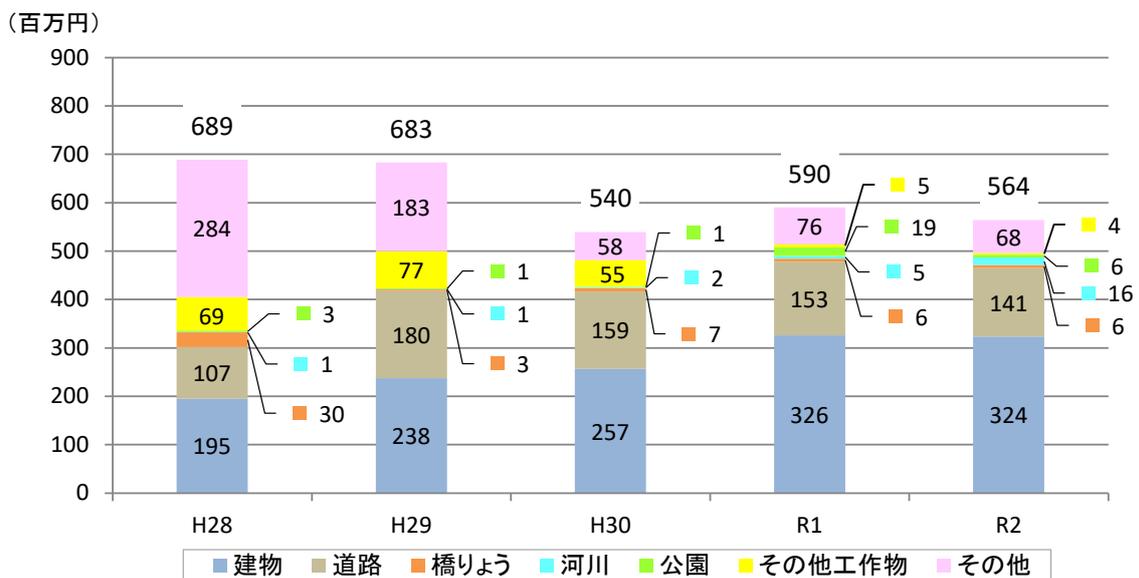
普通建設事業費の過去5年間による1年あたりの平均額は、全体で約6億1千万円となっています。内訳は、建築系公共施設で年平均約2億7千万円、インフラ系公共施設で年平均約2億1千万円、その他で約1億3千万円となっています。

表 2-15 普通建設事業費の推移(一般会計)

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	平均
建築系公共施設①	195	238	257	326	324	268
インフラ系公共施設②	道路	107	180	159	153	148
	橋りょう	30	3	7	6	11
	河川	1	1	2	5	5
	公園	3	1	1	19	6
	その他工作物	69	77	55	5	4
合計	210	262	224	188	173	211
その他③	284	183	58	76	68	134
その他を除く小計(①+②)	405	500	481	514	496	479
合計(①+②+③)	689	683	540	590	564	613

(注) ・その他工作物…防災行政無線、交通安全施設等
 ・その他…普通建設事業に係る人件費、用地購入費、土地改良、財産購入費等
 ・端数処理の関係で表記上は内訳の合計や平均が一致しない年度があります。



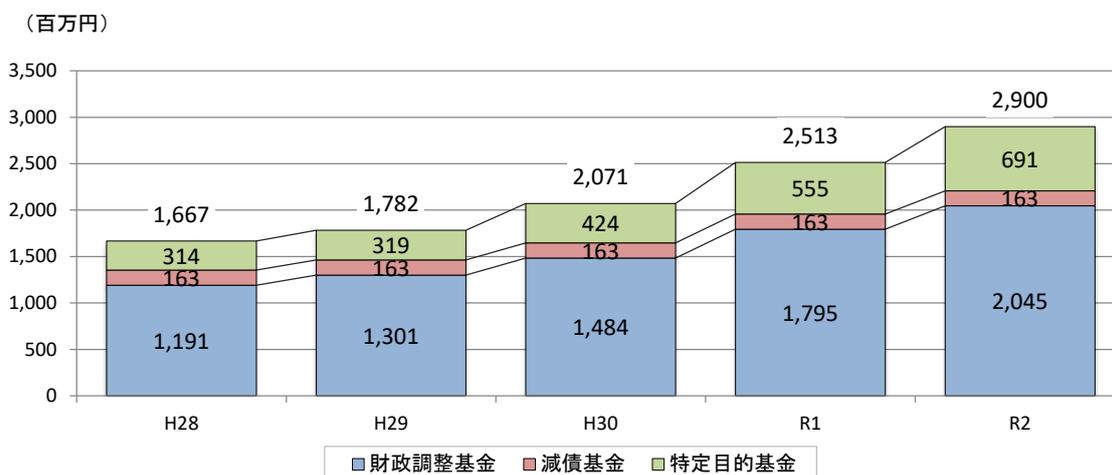
(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-17 普通建設事業費の推移(一般会計)

出典：日の出町歳入歳出決算書

(4) 基金残高

公共施設に関連する特定目的基金のうち、5カ年平均でその約7割を占める「社会資本等整備基金」は、学校・社会教育施設、公共下水道整備、その他社会資本の整備に要する資金に充てるものです。町の主要施策の事業実施を継続するとともに、安定した財政運営を行うために基金残高を維持しながら、活用を図っています。



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-18 基金残高の推移

出典：決算状況

(5) 一部事務組合等への負担金

本町が加入している一部事務組合等⁷には、ごみ処理や斎場、病院など、公共施設に関連しているものがあります。一部事務組合が保有するこれらの施設を維持更新していくために、構成する市町村などが人口割合等に応じた費用負担をしています。

本町における令和2年度の負担金は、以下のとおりです。

表 2-16 一部事務組合等への負担金

(単位:千円)

一部事務組合等	事業(主な施設等)	構成団体	R2 負担金
西秋川衛生組合	ごみ処理施設 (熱回収施設、資源化処理施設) 御前石最終処分場 汚泥再生処理センター(し尿処理)	あきる野市、日の出町、 檜原村、奥多摩町	167,819
阿伎留病院企業団	公立阿伎留医療センター	あきる野市、日の出町、 檜原村	205,498
秋川流域斎場組合	ひので斎場	あきる野市、日の出町、 檜原村、奥多摩町	30,463

(注) 本町が加入する一部事務組合等のうち、公共施設に関連するものを紹介しています。

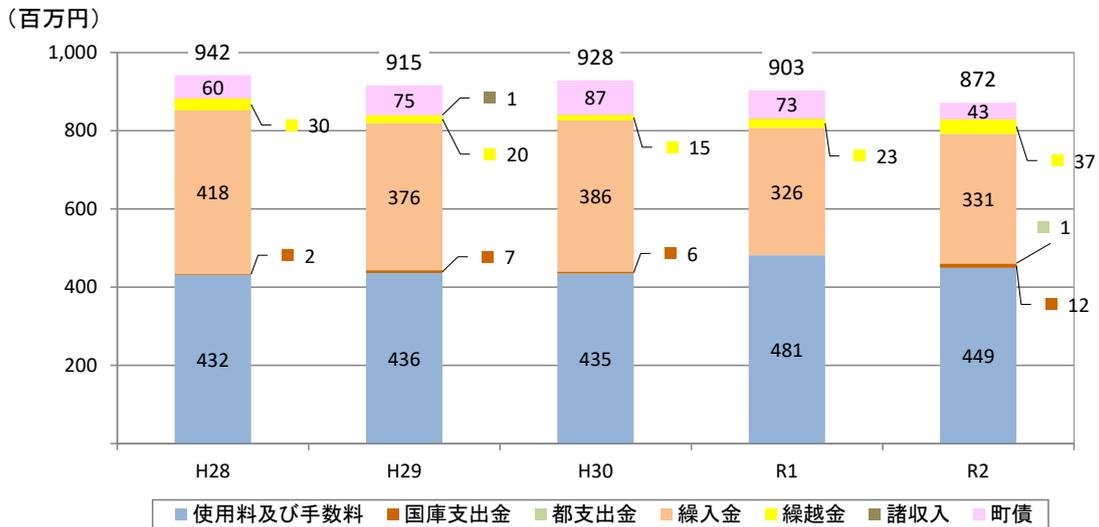
出典：日の出町歳入歳出決算書

⁷ 市町村などの地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織(特別地方公共団体)のことを、一部事務組合と言います(地方自治法第284条第2項)。一部事務組合のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理するものを「企業団」と言います(地方公営企業法第39条の2第1項)。

第2項 下水道事業特別会計

(1) 歳入

平成28年度以降の下水道事業特別会計における歳入は、使用料及び手数料収入は年によってやや変動があるもののおおむね4億5千万円前後の水準で推移しており、歳入全体の約5割の構成比を占めています。

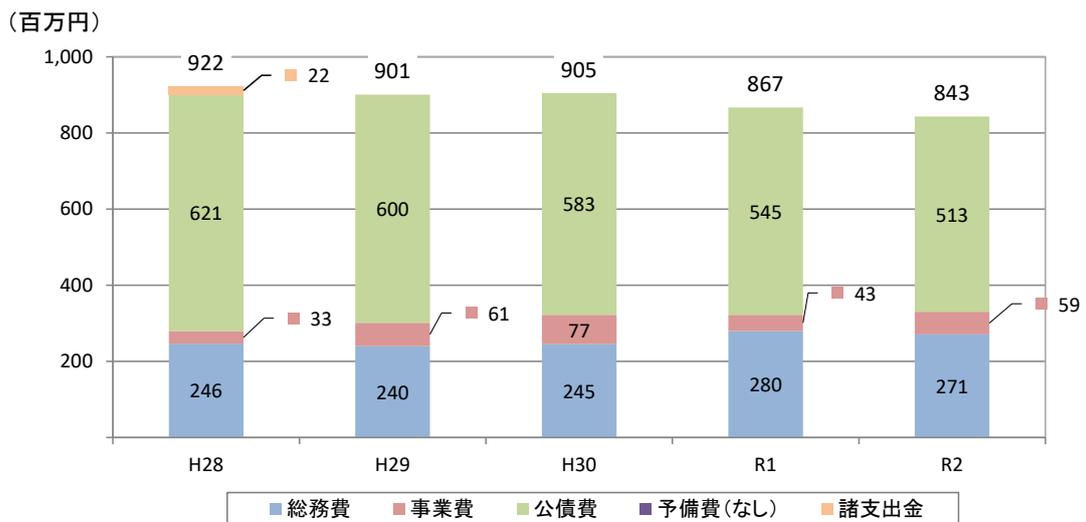


(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-19 歳入の推移(下水道事業特別会計)

(2) 歳出

平成28年度以降の下水道事業特別会計における歳出は、公債費が減少傾向にあるものの、歳出全体の約6割の構成比を占めています。



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-20 歳出の推移(下水道事業特別会計)

出典：下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(3) 投資的経費の推移

下水道事業特別会計における投資的経費（工事請負費）は、過去5年間の平均で約8百万円となっています。本町の下水道普及率は100%に達しており、近年は、管きよの新設工事は発生していません。また、布設後30年を経過する管きよ延長は、令和3年度時点では約28%と多くはありませんが、今後、修繕工事等の必要性が高まっていくものと考えられます（P24 参照）。

表 2-17 投資的経費の推移(下水道事業特別会計)

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	平均
工事請負費	7.1	8.9	14.2	6.0	5.0	8.2

(百万円)

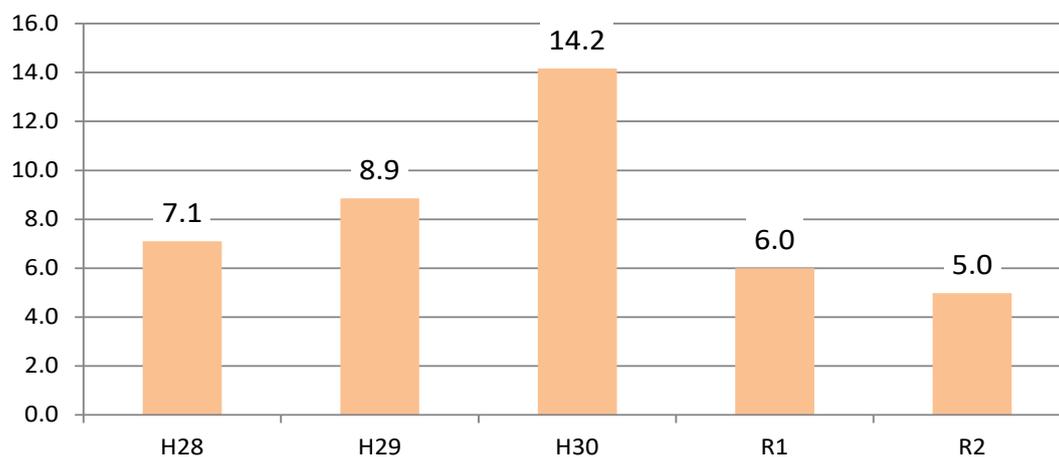


図 2-21 投資的経費の推移(下水道事業特別会計)

出典：下水道事業特別会計歳入歳出決算書

第5節 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

第1項 試算方法

(1) 共通事項

①試算の概要

建築系公共施設及びインフラ系公共施設を対象として、「維持管理・修繕」「改修」「更新等」に要する経費の見込みを試算しました。各項目の内容は、表 2-18 のとおりです。

なお、本試算は、今後の経費を確定するものではありません。

表 2-18 試算項目

項目		内容
維持管理・修繕	維持管理	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、保守など。本試算では、日常の施設管理（清掃、剪定等）、土地建物の賃借料、光熱水費等も含めています。
	修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる補修、修繕など。補修、修繕は、原則として補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいいます。 本試算では、経常的な修繕を見込んでいます。
改修		公共施設を直すこと。又は機能向上を伴う工事を行うこと。耐震改修、長寿命化改修、機能向上改修など、原則として改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいいます。
更新等		老朽化に伴い、機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却・新設も含む。

②推計期間

令和4年度（2022年度）を起算時点として令和43年度（2061年度）までの40年間としました。

③試算のシナリオ

試算は、各施設の個別施設計画等⁸の内容を踏まえて行います。すなわち、各施設の個別施設計画等における長寿命化等の対策を実施した場合の経費見込み（「対策後の見込み」とします。）を試算します。

また、その対策効果を確認するために、長寿命化等の対策を実施しない場合の経費見込み（「自然体の見込み」とします。）も試算し比較します。

⁸ P.3 図 1-2 参照

なお、個別施設計画等を策定していない施設については、自然体の見込みと同等の試算内容とします。

表 2-19 試算のシナリオ

シナリオ	説明
対策後の見込み	<p>長寿命化等の対策を実施した場合の経費見込み (各施設の個別施設計画等の内容を踏まえたもの)</p> <p>長寿命化等の対策とは、各個別施設計画等に基づき、計画的な修繕・改修を行って、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数を延伸して使用し、更新することを指します。総量や配置、機能等の見直しを行って更新することを含みます。</p>
自然体の見込み	<p>長寿命化等の対策を実施しない場合の経費見込み (原則として法定耐用年数※の到来時に単純更新を行うもの)</p> <p>長寿命化等の対策を実施しない場合とは、長寿命化等の対策は行わず、施設、設備、構造物等の標準的な耐用年数（ここでは法定耐用年数を使用します）経過時に同種同規模で更新する場合を指します。機能向上等の改良（改修）は見込みません。</p>

※法定耐用年数…財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められる税法上の年数

④財源

維持管理・更新等に係る経費の試算は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、各種使用料収入、地方債等は考慮していません。そのため将来の更新等時点における一般財源ベースの財政負担とは必ずしも一致しません。

なお、充当可能な財源見込みについては、P49 から P50 で考察しています。

(2) 建築系公共施設の試算条件

建築系公共施設は、各個別施設計画に準拠しました。

ただし、「維持管理・修繕」に要する経費は、直近5カ年の実績をもとに設定しました（個別施設計画において修繕費が見込まれているものを除く）。

また、自然体の見込みでは「改修」「更新等」に要する経費については、以下の条件で試算しました。

表 2-20 建築系公共施設の試算条件

項目	長寿命化等の対策後の見込み	自然体の見込み(単純更新)
維持管理・修繕	直近5カ年の経費実績をもとに設定 (各個別施設計画で修繕費が見込まれているものはそれによる。)	直近5カ年の経費実績をもとに設定
改修	以下の各個別施設計画に準拠 ・公共施設等長期保全計画 ・学校施設長寿命化計画 ・公営住宅等長寿命化計画 ・庁舎・保健センター・教育センター修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修を行うものと想定 ・改修費用は建替えに必要な建築費用の2分の1相当を設定 ・改修の時期は耐用年数の2分の1の期間に計上
更新等		<ul style="list-style-type: none"> ・現在と同じ仕様（用途、構造及び面積等）にて建替えを行うものと想定 ・建替えに必要な建築費用は固定資産台帳における取得価額をもとに算出。なお、解体費用28,000円/㎡を加算。 ・建替えの時期は固定資産台帳における耐用年数をもとに設定

(注) 「自然体の見込み」の試算において、起算時点（令和4年度）ですでに大規模改修時期又は建替え時期を過ぎてしまっている建築物については、実際の改修実施の有無にかかわらずその費用の合計を推計期間の40年間に按分しています。

(3) インフラ系公共施設の試算条件

インフラ系公共施設の試算条件は、道路（舗装）、河川、橋りょう、下水道（管・マンホールポンプ）、公園（遊具・グラウンド等）、その他工作物（交通安全施設、防災行政無線等）を対象として、以下のとおりに設定しました。

■道路（舗装）

道路（舗装）は、長寿命化等の対策後の見込み及び自然体の見込みともに、「維持管理・修繕」「改修」に要する経費については直近5カ年の経費実績をもとに設定し、「更新等」に要する経費については以下の条件で試算しました。

表 2-21 インフラ系公共施設の試算条件(道路)

項目	長寿命化等の対策後の見込み	自然体の見込み(単純更新)
維持管理・修繕	直近5カ年の経費実績をもとに設定	同左
改修		
更新等	更新年数：15年 更新単価：6,700円/m ² (舗装打換え)	同左

(注1) 町道、農道、林道の舗装を対象とします。

(注2) 自然体の見込みの試算における更新年数及び更新費用は、一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>における「公共施設更新費用試算ソフト」の考え方を参考としたものです。

■河川

河川は、長寿命化等の対策後の見込み及び自然体の見込みともに、「維持管理・修繕」に要する経費についてのみ、直近5カ年の経費実績をもとに設定しました。

■橋りょう

橋りょうは、橋梁長寿命化修繕計画及び林道施設長寿命化計画に準拠しました。

ただし、橋りょう（林道）における自然体の見込みは、「更新等」に要する経費についてのみ以下の条件で試算しました。

表 2-22 インフラ系公共施設の試算条件(橋りょう)

項目	長寿命化等の対策後の見込み	自然体の見込み(単純更新)
維持管理・修繕	以下の各個別施設計画に準拠 ・橋梁長寿命化修繕計画 (予防保全型維持管理) ・林道施設長寿命化計画	※
改修		※
更新等		・橋りょう(町道) 橋梁長寿命化修繕計画に準拠 (従来型維持管理) ・橋りょう(林道) 更新年数: 60年 更新単価: 413千円/m ² (架け替え)

※ 橋りょう(町道)の費用は、橋梁長寿命化修繕計画(従来型維持管理)の更新等費用に含まれています。橋りょう(林道)の費用は、直近5カ年の経費実績をもとに設定します。

(注1) 自然体の見込みの試算における橋りょう(林道)の更新年数及び更新費用は、一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>における「公共施設更新費用試算ソフト」の考え方を参考としたものです。

(注2) 橋梁長寿命化修繕計画(予防保全型維持管理)及び林道施設長寿命化計画においては、各橋りょうの更新(架け替え)は想定せず、計画的な点検及び補修(長寿命化のための改修)等によって、長寿命化を図る計画としています。

■下水道(管路・マンホールポンプ)

下水道(管路・マンホールポンプ)は、下水道ストックマネジメント計画に準拠しました。

ただし、自然体の見込みは、「維持管理・修繕」「改修」に要する経費については直近5カ年の経費実績をもとに設定し、管路の「更新等」に要する経費については以下の条件で試算しました。

表 2-23 インフラ系公共施設の試算条件(下水道)

項目	長寿命化等の対策後の見込み	自然体の見込み(単純更新)
維持管理・修繕	直近5カ年の経費実績及び下水道ストックマネジメント計画の内容を反映(点検・調査)	直近5カ年の経費実績をもとに設定
改修		
更新等	下水道ストックマネジメント計画に準拠(事業計画)	・管路 更新年数: 50年 更新単価: 管径別の単価 ・マンホールポンプ 下水道ストックマネジメント計画に準拠(シナリオ1: 標準耐用年数で更新の場合)

(注) 自然体の見込みの試算における管路の更新年数及び更新費用は、一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>における「公共施設更新費用試算ソフト」の考え方を参考としたものです。

■公園等（遊具・グラウンド等）

公園等は、長寿命化等の対策後の見込み及び自然体の見込みともに、「維持管理・修繕」に要する経費について、直近5カ年の経費実績等をもとに設定しました。

ただし、社会体育施設については、グラウンド、テニスコート、サッカー場及び付帯施設等の改修費用について、体育施設修繕計画の内容を参考として「改修」に要する経費を設定しました。また、自然公園については、今後の整備事業の見込みをもとに「更新等」に要する経費を設定しました。

表 2-24 インフラ系公共施設の試算条件(公園等)

項目	長寿命化等の対策後の見込み	自然体の見込み(単純更新)
維持管理・修繕	直近5カ年の経費実績及び今後の点検業務等の予定をもとに設定	直近5カ年の経費実績をもとに設定
改修	体育施設修繕計画をもとに設定	同左
更新等	自然公園（野鳥の森）の整備事業の見込みをもとに設定	同左

■その他インフラ系公共施設（工作物）

その他インフラ系公共施設（工作物）は、街路灯、道路反射鏡、ガードレール、消防水利施設、防災行政無線などを対象として、長寿命化等の対策後の見込み及び自然体の見込みともに、「維持管理・修繕」に要する経費についてのみ、直近5カ年の経費実績をもとに設定しました。

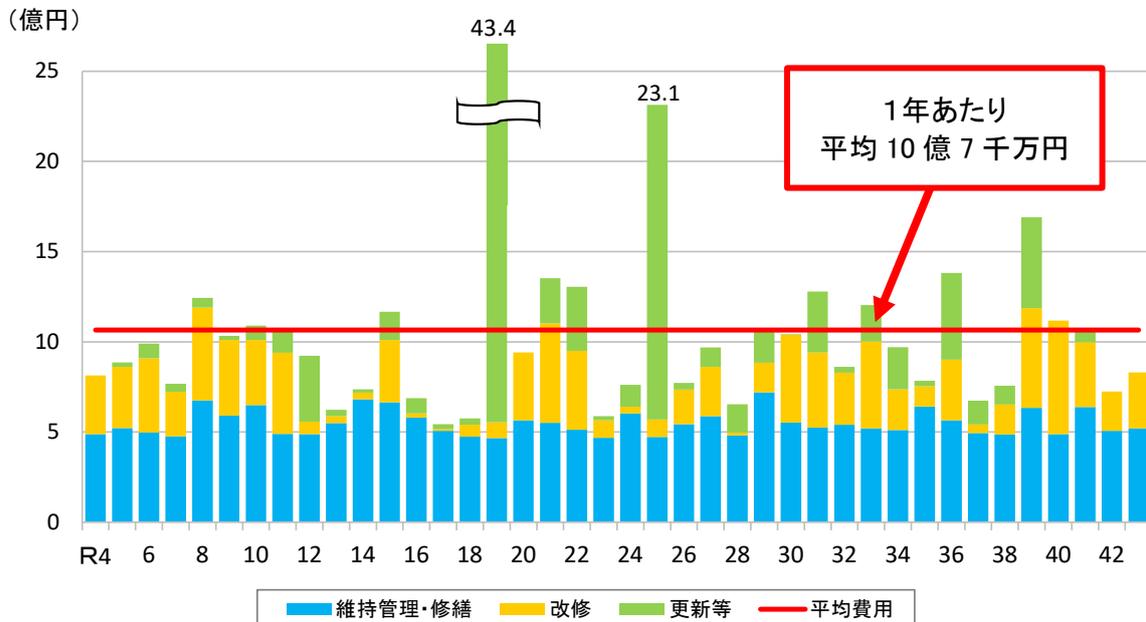
第2項 試算結果

試算結果は、表 2-19 に示す試算のシナリオのうち、各施設の個別施設計画等における長寿命化等の対策を実施した場合の経費見込み（「対策後の見込み」）について以下に示します。

（1）建築系公共施設の試算結果

建築系公共施設の試算結果は、「日の出町公共施設等長期保全計画（ロードマップ）」（平成 31 年 2 月）における、各施設の長寿命化（目標使用年数まで建物を使用する）及び施設の存続方針を踏まえた統廃合の方向性を反映した場合の試算結果です。また、学校、庁舎・保健センター・教育センター及び町営住宅は、各施設の個別施設計画の期間内において、その内容を踏まえています。

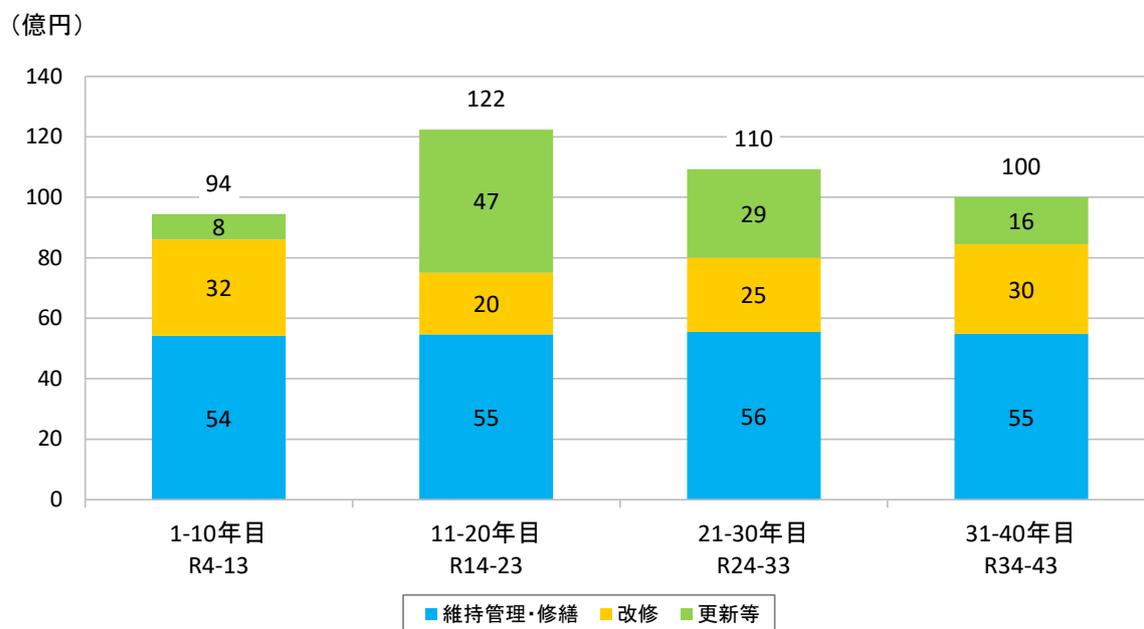
建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の総額は 40 年間で 426 億円であり、1 年あたりの平均額では 10 億 7 千万円が必要となります。このうち、維持管理・修繕の費用は 219 億円（構成比 51.4%・年平均 5 億 5 千万円）、改修（大規模改修等）の費用は 106 億円（構成比 24.9%・年平均 2 億 7 千万円）、更新等（建替え）の費用は 101 億円（構成比 23.7%・年平均 2 億 5 千万円）となります。



(注) 令和 19 年度及び令和 25 年度の更新等費用は、学校施設の更新時期到来に伴う建替え費用が見込まれています。

図 2-22 建築系公共施設の維持管理・更新等費用

10年ごとの期間別にみると、今後11年から20年目の年平均費用が他の期間と比べてやや高くなりますが、おおむね平準化されています。



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-23 建築系公共施設の維持管理・更新等費用(10年単位)

(2) インフラ系公共施設の試算結果

①費用別

インフラ系公共施設の試算結果は、「日の出町橋梁長寿命化修繕計画」「日の出町林道施設長寿命化計画」「日の出町下水道ストックマネジメント計画」における、予防保全型の維持管理及び事業費の平準化等の計画内容を反映した場合の試算結果です。

インフラ系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の総額は40年間で222億円であり、1年あたりの平均額では5億6千万円が必要となります。このうち、維持管理・修繕の費用は55億円（構成比24.7%・年平均1億4千万円）、改修の費用は25億円（構成比11.3%・年平均6千万円）、更新等の費用は142億円（構成比64.0%・年平均3億6千万円）となります。

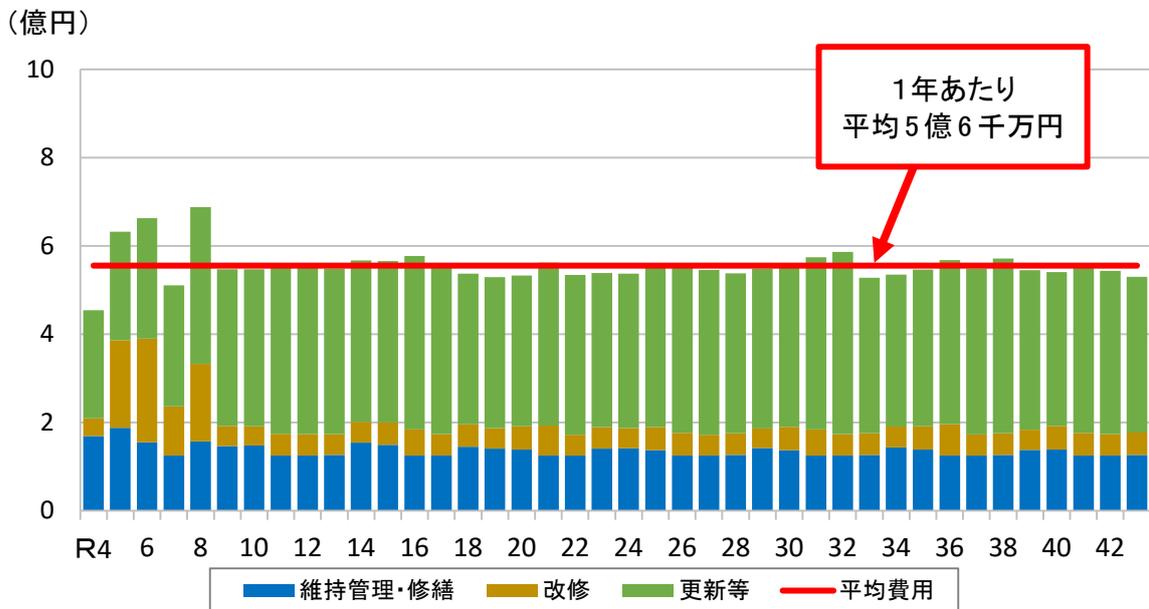
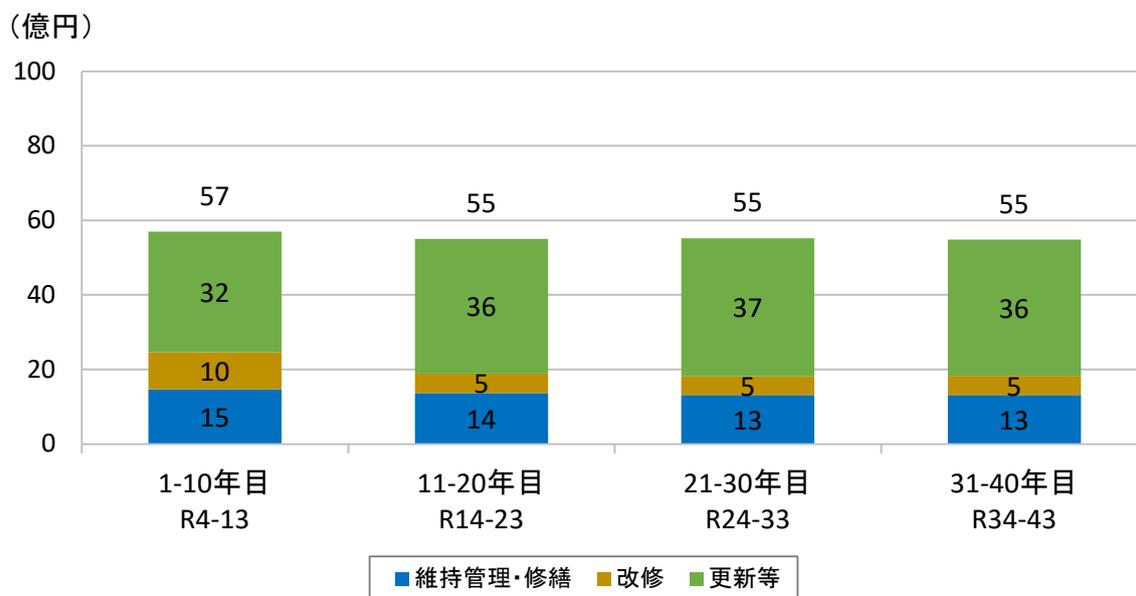


図 2-24 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用

10年ごとの期間別にみると、今後10年以内の改修費が他の期間と比較してやや多く見込まれていますが、これはこの期間の自然公園整備の見込みが含まれているためです。それ以外では、各期間で費用の平準化が図られています。



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-25 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用(10年単位)

②施設類型別

インフラ系公共施設の維持管理・更新等に係る40年間の経費について、施設類型別の内訳は、構成比の大きい順から、道路は111億円（構成比50.0%・年平均2億8千万円）、下水道は57億円（構成比25.7%・年平均1億4千万円）、公園は25億円（構成比11.3%・年平均6千万円）、橋りょうは16億円（構成比7.2%・年平均4千万円）となります。

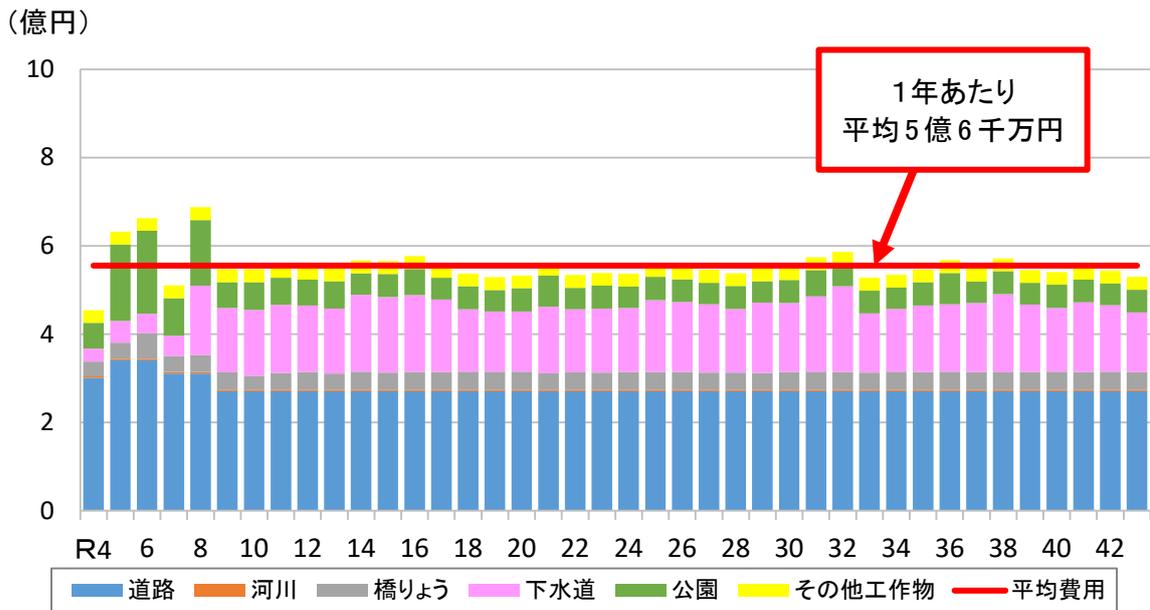
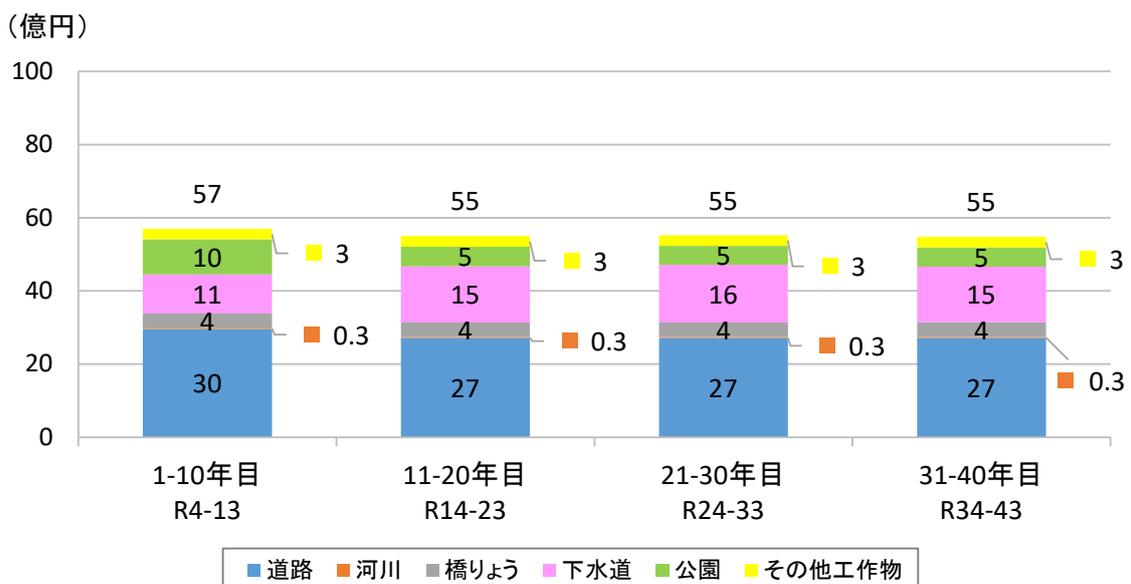


図 2-26 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用(施設類型別)



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-27 インフラ系公共施設の維持管理・更新等費用(施設類型別)(10年単位)

(3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用と財源の見込み

公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用の総額は40年間で648億円であり、1年あたりの平均額では16億2千万円が必要となります。このうち、維持管理・修繕の費用は274億円（構成比42.3%・年平均6億9千万円）、改修の費用は131億円（構成比20.2%・年平均3億3千万円）、更新等の費用は243億円（構成比37.5%・年平均6億1千万円）となります。

本町における既存の公共施設等に要した維持管理費及び修繕費(P21及びP27参照)、普通建設事業費(P34参照)並びに下水道事業における投資的経費(P37参照)の合計額は、年平均で約11億円であるため、維持管理・更新等に充当可能な財源の見込み額は事業費ベースで毎年11億円であると仮定します。

以上のことから、現在保有している全ての公共施設等を維持管理・更新等し続けるためには、充当可能な財源見込み額に対して、約1.5倍の維持管理・更新等費用が必要となります。

**40年間の維持管理・更新等費用総額
648億円(年平均16億円)**

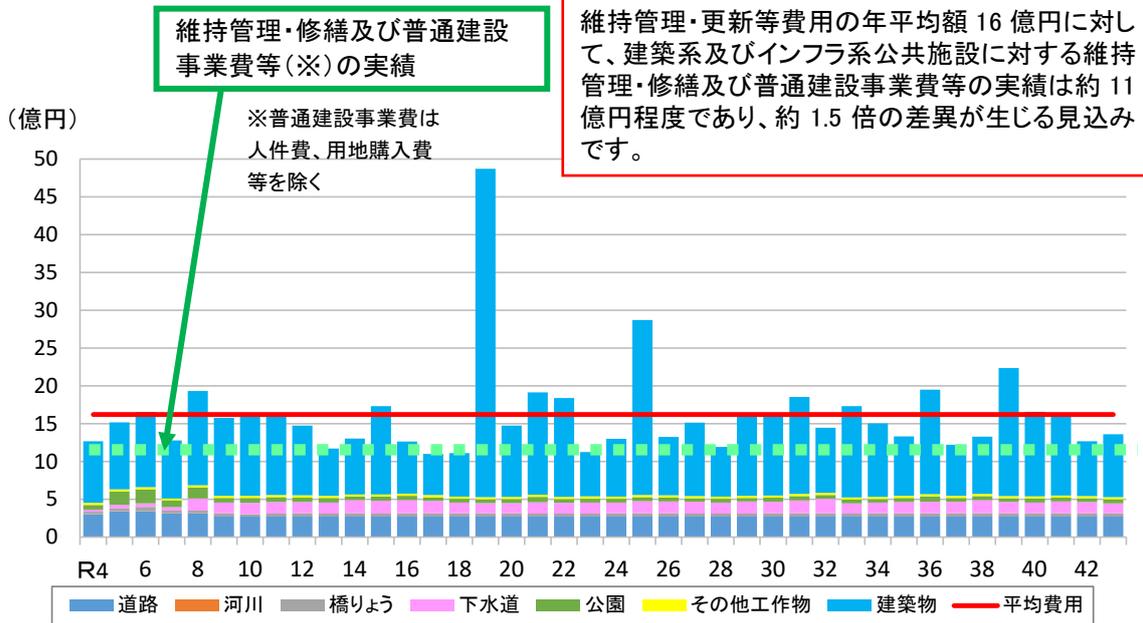
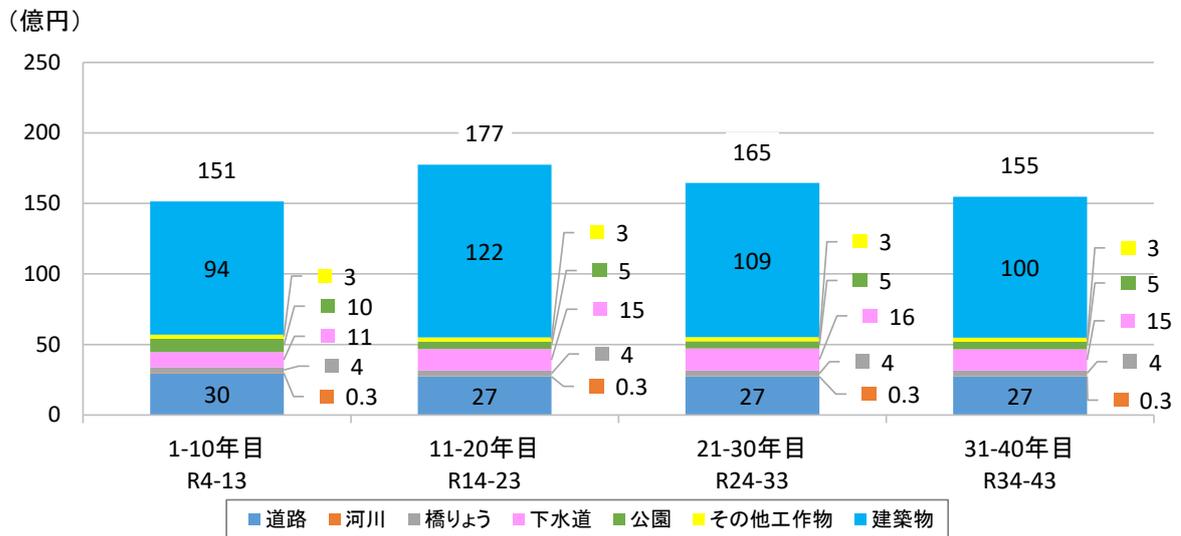


図 2-28 公共施設等の維持管理・更新等費用

10年ごとの期間別にみると、今後11年から20年以内に総額177億円が必要となる見込みであり、全体総額の約27.3%に相当します。



(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

図 2-29 公共施設等の維持管理・更新等費用(10年単位)

公共施設の改修、更新等に充当可能な財源としては、一般財源のほか、地方債、国・都の補助金等の特定財源が見込まれます。また、下水道事業は令和5年度に公営企業会計へ移行し、独立採算に基づく経営を行っていく予定です。

従来の実績では、各施設類型に応じた事業メニューが豊富である東京都からの補助金が財源の割合として最も大きくなっています。また、谷戸沢廃棄物広域処分場、二ツ塚廃棄物広域処分場（エコセメント化施設含む）の受入に関連した東京たま広域資源循環組合からの地域振興費も活用されています。国の補助金や地方債の活用は幅広く、学校改修事業などに活用されています。地域振興費は、町全体の事業に対して令和2年度から令和11年度まで75億円が見込まれています。

これらの財源状況を踏まえて、公共施設等の維持管理・更新等に対して、より一層の計画的な管理及び財源確保を図っていく必要があります。

(4) 長寿命化等の対策の効果額

公共施設等の今後の維持管理・更新等に係る経費について、長寿命化等の対策の効果額を確認するため、自然体の見込みにおける試算結果と比較しました。

今後の改修及び更新等にかかる経費（維持管理・修繕費を除く）（表2-25 上段）は、長寿命化等の対策後の見込み（a）は、自然体の見込み（b）と比較すると40年間で約223億円、年平均で約5億6千万円の縮減となります（c）。

一方、維持管理・修繕費を含めると（表2-25 下段）、縮減額（c）は40年間で約195億円、年平均で約4億9千万円となり、改修及び更新等のみの場合よりも縮減効果額が小さくなります。これは、長寿命化等の対策において、自然体の見込みにおける条件よりも、維持管理・修繕に係る費用をより多く見込んでいることによります。

表 2-25 長寿命化等の対策の効果

■40年間の改修、更新等費用

(単位:百万円)

施設類型		長寿命化等の 対策後の見込み	自然体の見込み	縮減効果
		a	b	c = a - b
建築系公共施設		20,671	35,407	-14,736
インフラ系 公共施設	道路（林道・農道含む）	9,503	9,343	160
	橋りょう（林道含む）	1,562	3,479	-1,917
	下水道	5,091	10,896	-5,805
	公園等	583	583	0
インフラ系公共施設 計		16,739	24,301	-7,562
合計		37,410	59,708	-22,298

(注) 河川及びその他工作物は「維持管理・修繕」に要する経費のみ試算対象としています。

■40年間の維持管理・修繕、改修、更新等費用

(単位:百万円)

施設類型		長寿命化等の 対策後の見込み	自然体の見込み	縮減効果
		a	b	c = a - b
建築系公共施設		42,611	53,548	-10,937
インフラ系 公共施設	道路（林道・農道含む）	11,092	10,842	250
	河川	122	122	0
	橋りょう（林道含む）	1,594	3,479	-1,885
	下水道	5,708	12,651	-6,943
	公園等	2,529	2,501	28
	その他工作物	1,160	1,160	0
インフラ系公共施設 計		22,205	30,755	-8,550
合計		64,816	84,303	-19,487

40年間の維持管理・更新等費用総額(P49)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する 基本的な方針

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

第1項 全庁的な取組体制

公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、企画財政課が中心となって関係各課との調整を図りました。公共施設等総合管理計画に定めた各種の基本方針を実行するためには、今後とも関係各部門と横断的な連携及び一元的な情報管理を図りながら、本計画に基づき策定した各個別施設計画を確実に実行し、適宜必要な見直しを行います。

また、公共施設等総合管理計画に基づく取組を進めるため、令和元年度に構築した「公共施設共有システム」を最大限に活用し、建築系公共施設に係る情報を全庁で共有を図るとともに、企画財政課を事務局とした検討委員会を設置し、関係部署と連携しながら公共施設等のあり方について検討していきます。

さらに、公共施設等の総量適正化にあたっては、まちづくりと連携した取組も重要となることから、住民を対象とした施設等の利用意向アンケート、住民説明会等を実施していきます。

第2項 町民との情報共有

本計画に基づき、個別の施設整備を進める際は、公共施設等の現状や財政状況などの情報を共有しながら、施設総量の適正化などのまちづくりに取り組めるよう、情報提供に努めます。

特に、施設の廃止、移転など、住民生活に大きな影響を及ぼす場合は、地域住民や施設利用者への十分な情報提供や意見交換を行いながら進めます。

第2節 現状や課題に関する基本認識

本町が公共施設等の管理に関して抱える主な課題を以下に示します。

人口(将来推計)

- 人口は減少しますが、生産年齢人口は微増します
- 年少人口 2,235人(令和2年)→2,082人(令和27年) ▲6.85%
- 生産年齢人口 8,095人(令和2年)→8,309人(令和27年) 2.64%
- 老年人口 6,538人(令和2年)→6,159人(令和27年) ▲5.80%

※学校教育系施設、子育て支援施設は高利用施設ですが、手狭な状況となっています。

※高齡福祉施設は充実しており、高利用施設となっています。

公共施設等の総量

- 1人あたり延床面積 3.9㎡/人
- 1人あたり学校面積 20.7㎡/人
- 公共下水道普及率 100%
- 年間約16億円の維持管理・更新等費用が見込まれます

※「日の出町公共施設等長期保全計画」が示す長寿命化及び将来の統廃合の方向性を考慮しても、充実可能な財源の見込み額を超える維持管理・更新等費用が必要となる見込みです。

老朽化

- 建築系 30年以上 73.4% → 10年後には88.0%まで増加します
- 橋りょう 50年以上 40.0% → 20年後には70.0%まで増加します
- 公共施設等の非構造部材、設備等の経年劣化が進行しています
- 土砂災害や浸水のおそれのある区域に含まれる施設があります

※今後、公共施設等の老朽化が急速に進行します。

※災害のおそれのある区域に立地している公共施設等があります。

維持管理

- 多くの公共施設等において事後保全型の修繕等が行われてきました
- 経営不振により、現状維持が困難な施設があります
- すでに長寿命化計画、長期保全計画等を策定した施設があります

※不具合等が生じた際に都度補修を行う事後保全型の維持管理を実施してきました。

※橋りょう、下水道は個別施設計画に基づく予防保全型維持管理と予算の平準化を実践しています。

第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町では、不具合等が生じた際、その都度補修を行う事後保全型の維持管理を実施してきました。しかし、「新設及び事後保全型」の維持管理では、修繕等に要する費用も高額となり、十分に実施できないおそれがあります。

これからは、町として必要なサービスを損なわず、現在すでに整備されているものを長期的かつ安定的に利用できるよう、予防保全型の維持管理が基本となります。

本計画では、公共施設等の管理に関する基本的な方針を以下のとおりとします。

将来の社会構造と財政規模にみあった行政経営

1. 高利用施設は、老朽化の程度をみながら改修もしくは建替えにより維持します。
2. 低利用施設については、地域ニーズを再検証し、統廃合、複合化を検討します。
3. 用途が重複する施設の新設は行わず、将来の統廃合の可能性を検討します。
4. 継続的な経営が困難な施設については、民間活力を導入した再建案を検討します。
5. 公共施設等及び公共サービスの利用にあたっては、あるべき行政サービスの水準や民間代替の可能性を模索し、受益者負担の割合を検討します。
6. 人口の将来動向が予測をはるかに下回った場合は、コスト、利用状況等の面から、施設のあり方について見直しを行います。

長期保全計画の策定と運用

1. 公共施設等の建物調査を実施し、長期保全計画を策定します。(※)
2. 今後は、公共施設等の適切な管理を一元的に行っていくため、長期保全計画に基づき計画的な修繕等を行っていきます。
3. すでに長寿命化計画、長期保全計画を策定している施設は、その計画に沿って計画的に維持管理を行います。
4. 公共施設等の修繕や改修にあたっては、周辺環境との調和や環境負荷の低減に配慮し、公共施設等の維持管理面からも環境にやさしい町づくりに貢献します。

※平成31年2月策定済み（日の出町公共施設等長期保全計画（ロードマップ））

第1項 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、維持管理・更新等の原点であり、公共施設等のメンテナンスサイクル⁹を構築するための基本となる業務です。

したがって、施設管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等について、記録化と関係者間での情報共有を推進し、点検結果に基づく計画的な修繕・改修の実施の仕組みを全庁的に構築していくことを目指します。

また、施設の老朽化等の状態をより正確に判定して適切な処置を施すために、国の指針等も参考としつつ、各施設に合った定期的・専門的な調査・診断を実施することも検討します。

近年、点検の未実施や、点検を行っていたにも拘らず見落としや点検範囲外であった等の理由から、部材等の劣化が進行し、それに起因する破損事故等の事例も多く報告されています。そのようなことが起きないように、点検・診断等による施設の損傷、設備の異常等の早期発見ならびに適切な措置による劣化・損傷の拡大防止に努め、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト削減を図ります。

点検・診断等の実施方針

- ① 施設状況等を踏まえて点検・診断等を実施し、中長期的な修繕計画を立案
- ② インフラ系公共施設は国・都等の各種点検指針を遵守
- ③ 点検・診断結果の情報共有と記録化を推進

⁹ メンテナンスサイクル：点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の作業を継続的に行うこと。

第2項 維持管理・更新等の実施方針

建築系公共施設の維持管理にあたっては、点検・診断等の結果を踏まえ、計画的な予防保全型の維持更新を実施し、維持管理費用の削減と平準化に努めます。また、住民サービスの維持及び向上を図る視点から、指定管理者制度の有効活用を図るなど、民間活力の導入を積極的に推進します。さらに、太陽光発電による再生可能エネルギー対策や、断熱改修あるいはLED化の促進による温室効果ガスの抑制など、環境負荷の低減を図り、公共施設の維持管理面からも環境にやさしい町づくりに貢献します。

修繕・更新は、大規模改修によって回復される機能や耐用年数の延長効果と建替え費用とのバランスを検証して、中長期的な財政負担の軽減を図る視点から、その実施の是非を検討します。また、公共施設等ごとの用途や利用状況、将来的な住民ニーズ等を踏まえ、建物の構造や工法など、効果的・効率的な整備について検討します。

なお、建替えや大規模改修の際には、「日の出町公共施設等長期保全計画（ロードマップ）」（平成31年2月）に示された施設の存続方針を踏まえた将来の統廃合の方向性を考慮して、類似施設との集約化、他施設との複合化、用途の見直しを必ず行い、安易に従前どおりの建替えを行うことのないように留意します。また、施設の機能を見極めたうえで、施設の民間譲渡、民間施設の利活用、PPP¹⁰／PFI¹¹の活用による民間活力の導入などの可能性をあわせて検討します。

インフラ系公共施設の修繕・更新は、長寿命化計画等に沿って、予防保全型の維持管理を行い、計画的な老朽化対策を図るとともに、効果的・効率的な整備手法・工法を検討し、更新費用に係る財政負担の軽減を図ります。

維持管理・更新等の実施方針

- ① 予防保全型の維持管理への転換と費用の低減化
- ② 太陽光発電の拡充、断熱改修、LED化等の環境負荷低減策を推進
- ③ 施設の集約化、PFIなどの民間活力の導入を検討
- ④ 計画的な修繕・更新を実施

¹⁰ PPP：Public-Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。官と民が協力して事業を行う公民連携の形態。事業の企画段階から民間事業者が参加するなどより幅広い範囲を民間に任せる手法のこと。

¹¹ PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設・維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

第3項 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果に基づき、危険性の認められた公共施設等のうち、住民生活において必要性が高い施設等は、早急に修繕を実施し、安全性を確保します。また、修繕のみでは安全性を確保できない場合は、費用対効果を勘案し、他施設への移転や大規模改修の実施、更新等について検討します。一方、利用率が低く、災害時等においても必要性が低い施設などは、速やかな使用中止等の措置を図ることで被害の発生・拡大防止に努めるとともに、用途廃止を検討します。

用途を廃止した公共施設等は、速やかな転用を図り、財産の有効活用を図ります。あわせて、今後も利用見込みのない公共施設等については、天災や人災による事故を防止する視点から、速やかな建物の除却を行います。

安全確保の各種対策を実施する際には、施設利用者への情報提供及び情報公開を適切に行い、施設管理者としての町の説明責任を果たすように努めます。

安全確保の実施方針

- ① 点検・診断等の結果に基づく速やかな安全確保を実施
- ② 用途廃止した施設の解体撤去を推進
- ③ 施設利用者への安全確保対策の情報提供及び情報公開の推進

第4項 耐震化の実施方針

本町は「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）の緊急対策区域として指定されています。この中で「防災拠点となる公共施設等の耐震化」「官庁施設の耐震化」「下水道施設の耐震化」「交通インフラの耐震化」が掲げられており、公共施設等の耐震化について、計画的な取組が必要な状況となっています。

本町の建築系公共施設は「日の出町耐震改修促進計画」（平成21年3月）に基づき、対象建物の耐震化はおおむね対応を完了しています。また、学校体育館は、非構造部材のうち天井、照明器具の耐震化を実施済みです。今後は、役場庁舎や避難所となる施設など防災上重要な役割を担う施設や、集会場（ホール）など多くの人が集まる大規模な施設に対する非構造部材の耐震化を中心とした対応を進めます。

また、下水道管渠の重要な幹線等については、被害予測調査を実施し、全て耐震性を有していることが判明しています。（令和2年度末時点）

耐震化の実施方針

- ① 耐震基準に基づく建築系・インフラ系公共施設の耐震化の促進

第5項 長寿命化の実施方針

本町では国の「インフラ長寿命化基本計画」及び各省庁の個別計画に基づく長寿命化を推進し、公共施設等の有効活用を図るとともに、維持管理・更新等に要する財政負担の軽減を図ります。

すでに長寿命化計画を策定済みの施設に関しては、当該計画に沿って点検・診断・維持更新を計画的に進めます。

また、長寿命化計画の対象ではない修繕工事や更新工事の実施にあたっては、長寿命化の観点から工法・設備の選定を図るように努めます。

長寿命化の実施方針

- ① 建築系公共施設は中長期的な必要性、地域ニーズ等を踏まえて実施
- ② すでに長寿命化計画を策定している施設は、計画的な修繕・更新を実施

第6項 ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町では、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」などにに基づき、主に段差等の物理的障壁の除去といった「バリアフリー化」を推進しています。今後はこれらの取組に加えて、障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々の社会参加の基盤として公共施設を整備していくことが求められます。このため、物理的な障壁に加えて、社会的、心理的、制度的な障壁をも取り除くことを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方を公共施設等の管理方針として取り入れ、その推進を図ります。

また、この考え方をより具現化するため、ユニバーサルデザイン化の取組にあたっては、当事者である利用者の声を十分に反映することができるよう配慮します。

ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ① 「日の出町地域福祉計画」に基づく取組の推進
- ② 利用者の多様なニーズに配慮した施設管理の実施

第7項 統合や廃止の推進方針

今後、人口減少が見込まれる中、公共施設等を適切に維持管理・更新していくためには、施設の老朽化の状況、安全性、維持管理の状況、施設の利用状況や行政ニーズの変化等を的確に把握し、施設の統廃合、集約化、複合化、転用、除却等を推進し、施設総量の縮減を図り、財政負担の軽減・平準化を図ります。

統廃合等の施設再編によって未利用となる公共施設については、地域コミュニティや防災などの住民サービスが著しい低下を招くことのないよう留意するとともに、新たなニーズへの対応や地域ごとの施設配置のバランスも考慮しながら、施設総量の適正化を図ります。また、地域活性化の視点から企業立地等を含めた合理的な跡地利用の可能性を検討するとともに、民間からの提案に基づく利活用を積極的に検討し、有効な利活用が見込めない場合や老朽化により安全性が確保されていない場合には、施設の除却を進めます。なお、除却後の用地は、行政機能としての利活用を検討し、利活用が見込めない場合には、売却により財源の確保に努めます。

なお、こうした統合や廃止に関する各種施策の実施にあたっては、地域住民との事前調整を図り、住民サービスの著しい低下を招かないよう努めます。

統合や廃止の推進方針

- ① 老朽化、利用状況等を踏まえた適正配置を検討
- ② 類似用途の施設の集約化、複合化の推進
- ③ 未利用もしくは低利用施設の転用、解体、跡地の有効活用
- ④ 住民への説明と連携

第8項 PPP／PFIの活用方針

公民が連携して行政サービスを行う手法としてPPPを推進し、指定管理者制度の活用やPFIの導入など、民間活力の積極的な活用を図り、サービス向上と財政負担の軽減を目指します。

民間のアイデアやノウハウを効果的に活用するために、職員の研修や知識習得機会の確保に努めます。

民間事業者からの積極的な提案を促進する観点から、公共施設等の事業の実施状況や財産管理状況について日頃より情報公開に努めます。

PPP／PFIの活用方針

- ① 民間活力を導入した行政サービス向上と財政負担軽減の方策を検討
- ② 民間のアイデアやノウハウを活用するため職員研修等を実施

第9項 広域連携の実施方針

近隣自治体との施設の近接度合い及び利用実態、生活圏域の重複等の実態を踏まえ、町域を越えた施設の共同利用及び共同運営を検討するとともに、公共サービスの維持・向上、公共施設等の総量縮減、維持管理に要するコスト縮減等に努めます。

そのため、近隣自治体、町民等と公共施設等に関する情報交換を行い、広域連携に関する検討を進めます。

令和3年度には、あきる野市と「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備に関する基本協定書」を締結し、新学校給食センターの共同整備に向けて協議を進めています。

広域連携の実施方針

- ① 近隣自治体との共同利用及び共同運営の可能性を検討

第10項 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な取組事項については、全職員を対象とした研修を行うものとします。

また、公共施設の運営に携わる職員の知識や技術の習得と向上に一層努めます。

なお、今後、全国的な人口の減少及び構成の変化等により技術者不足が予測されています。これに対しては、施設の点検などの維持管理を一括して行うなど、所管課が横断的に業務を共有することにより、その効率化を検討します。

さらに、高度な専門技術や長期的な観点から実施の検討を要する事項に関しては、民間事業者への長期的な包括委託等の実施も検討します。

体制の構築方針

- ① 「公共施設等の管理に関する基本方針」の一元的な管理を推進
- ② 公共施設の運営に携わる職員の知識及び技術の習得、向上等の推進

第4節 PDCAサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画及び個別事業の進捗を定期的に庁内で集約して評価を行い、必要に応じて本計画や個別施設計画等の見直しに反映させます。

また、本町では30年間の長期の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や計画を前提とした社会情勢等の変化が生じた際にも、必要に応じて計画の改訂を行います。

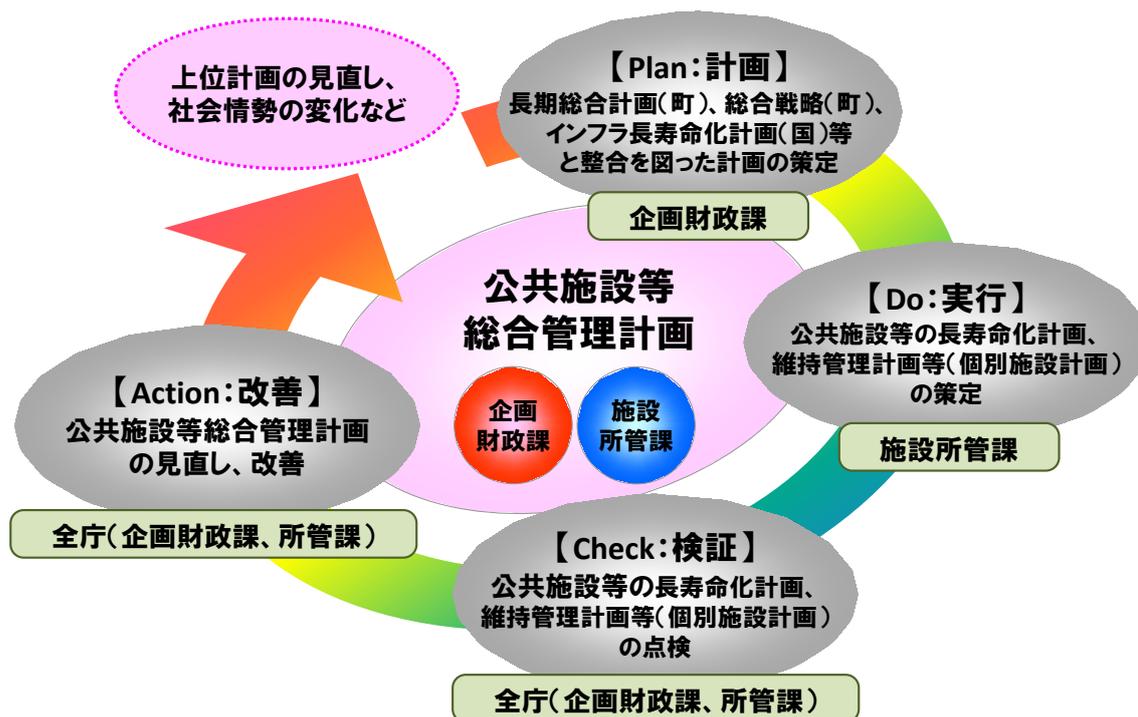


図 3-1 PDCA サイクルの推進

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 建築系公共施設

第1項 学校教育系施設

① 施設一覧

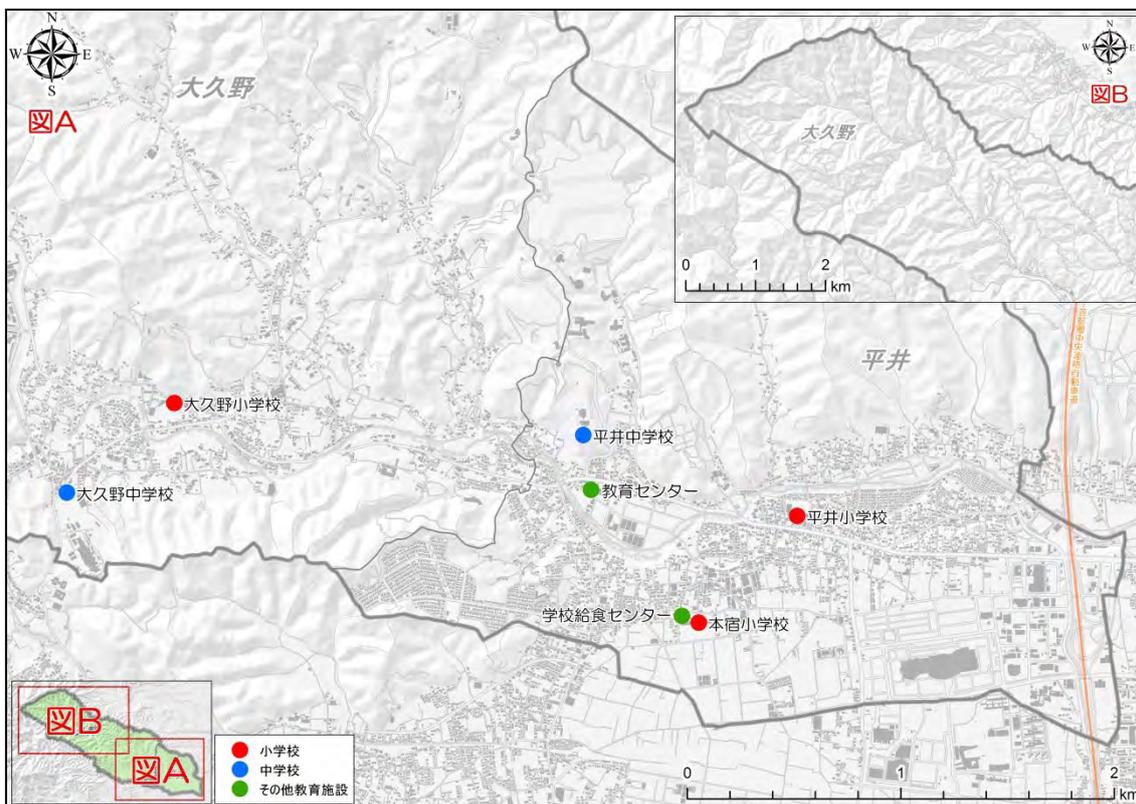
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
学校						
学校	小学校	大久野小学校	RC	5,430.16	1983(S58)	47
		平井小学校 (志茂町第1学童クラブと複合)	RC	6,654.00 (6,718.00)	1987(S62)	47
		本宿小学校 (本宿第2学童クラブと複合)	RC	5,850.25 (5,914.00)	1977(S52)	47
	中学校	大久野中学校	RC	6,197.16	1977(S52)	47
		平井中学校	RC	7,579.00	1983(S58)	47
その他教育施設						
	給食センター	日の出町学校給食センター	S	591.00	1979(S54)	31
	教育センター	日の出町教育センター (図書館本館と複合)	RC	702.64 (1,090.51)	1989(H01)	50

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

（学校）

小中学校は、昭和50年代から60年代初めの児童生徒急増期に一斉に整備され、30年以上が経過しています。本宿小学校は令和元年度より大規模改修工事を実施していますが、令和2年度に行った建物調査では、今後、建物の長期利用を見据えた場合、各学校ともに大規模改造や長寿命化改修の実施が望ましい状況であることが明らかになりました。

さらに「小・中学校施設整備指針」（平成31年3月改定・文部科学省）に対応した機能性の向上、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」（令和2年12月通知・文部科学省）に対応したバリアフリー化の推進等も必要です。本町では、特別教室へのエアコン設置、屋内スロープ及び多目的トイレの整備などに取り組むこととしています。

また、当面の施設統廃合等は予定していませんが、今後、児童・生徒数の減少が見込まれることや、学校施設が本町の建築系公共施設の約50%の延床面積を占めていること等を踏まえて、適正配置に関する庁内横断的な検討を進めることが必要です。

（その他教育施設）

学校給食センターは、令和3年度にあきる野市と「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備に関する基本協定書」を締結し、新学校給食センターの共同整備に向けて協議を進めています。

現建物は、建築後40年以上が経過し、建物、設備等の老朽化が問題となっています。平成21年4月に新たな学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）が施行され、食の安全に向けた施設整備の導入が必要となるなど、新学校給食センターの運用開始までの間も、設備面及び衛生面の維持管理も課題です。

教育センターは、エレベータの未設置や複合施設との動線分け等の課題があり、利用者の利便性向上が必要な状態です。また、電気設備や空調設備の更新の必要性が認められています。なお、庁舎と同様に、令和3年度からの複数年にわたり、外壁改修及び屋上防水工事等の大規模改修に着手しています。

④ 基本方針

小中学校の建物、設備等については、令和2年度に策定した「日の出町学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策・予防保全を中心とした維持管理及びこれからの学校に求められる多様な機能を取り入れた施設整備を目指します。

公共施設等全体の「選択と集中」を進める観点から、当面、現状の学童保育所との複合化を維持するとともに、将来的には、小中学校校舎の統廃合を見据えた設計や住民文化系施設、子育て支援施設等との複合化も視野に入れた学校施設のあり方、適正規模等について、関係部署間で調整を図りながら考慮、検討を進めていきます。統廃合を行わない学校間においても、体育館・プールについては可能な限り集約し、効率的な維持更新を行うこと等についても検討します。

学校給食センターは、新学校給食センターの整備に向けて協議を進めるとともに、それまでに更新の必要な設備は、費用対効果を考慮し必要最低限の整備とします。

教育センターは、平成30年度に策定した「庁舎・保健センター・教育センター修繕計画」に基づき、予算状況及び優先順位を考慮し、計画的な改修を継続していきます。

第2項 住民文化系施設

① 施設一覧

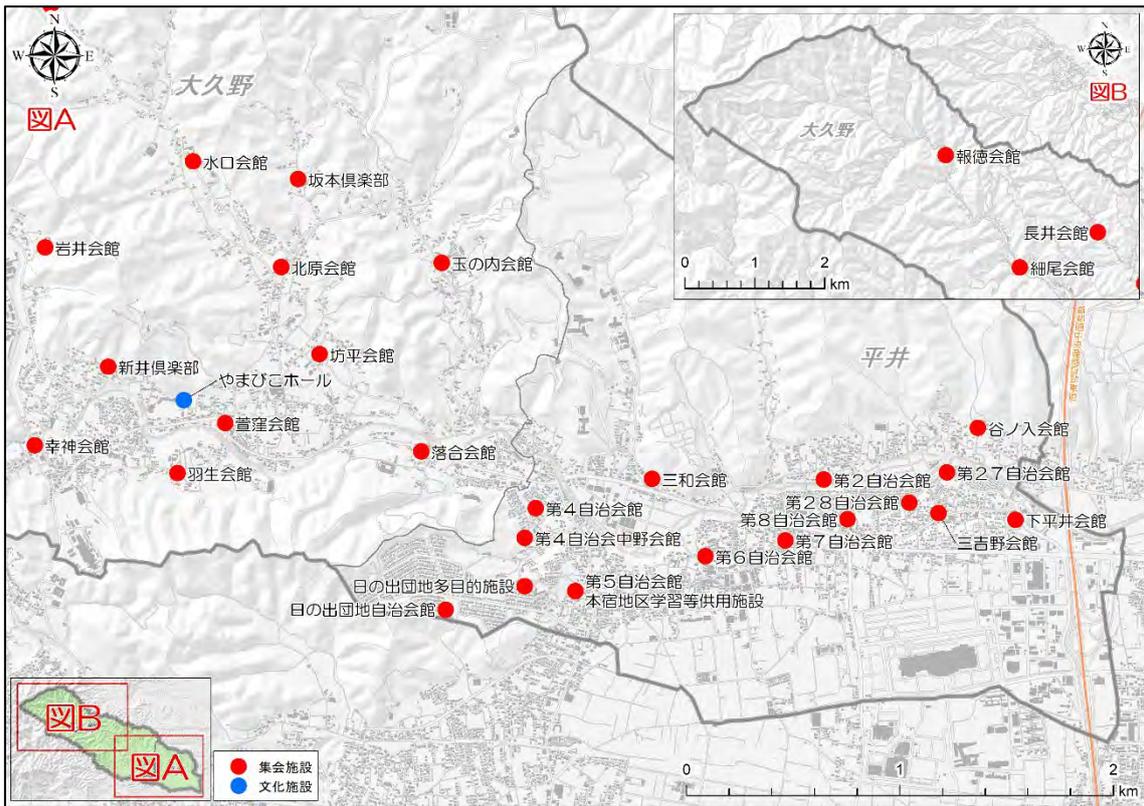
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
集会施設						
コミュニティ 施設	谷ノ入会館	W	121.13	1979(S54)	24	
	第2自治会館	W	170.35	1987(S62)	24	
	三和会館	S	247.59	1984(S59)	38	
	第4自治会館	W	175.77	1984(S59)	24	
	第4自治会中野会館	W	78.95	1994(H06)	24	
	第5自治会館(本宿会館) (本宿地区学習等供用施設内)	RC	179.00 (349.00)	1982(S57)	50	
	第6自治会館	W	201.87	2009(H21)	24	
	第7自治会館	W	227.76	1985(S60)	24	
	第8自治会館(志茂町会館) (志茂町児童館内)	RC	217.90 (544.14)	1980(S55)	50	
	三吉野会館	W	176.39	1979(S54)	24	
	下平井会館	W	262.75	1993(H05)	24	
	落合会館	W	160.92	1984(S59)	24	
	萱窪会館	W	170.48	1988(S63)	24	
	羽生会館	W	191.27	1989(H01)	24	
	幸神会館	RC	168.28	1987(S62)	50	
	新井倶楽部	W	178.75	1983(S58)	24	
	岩井会館	W	136.88	1990(H02)	24	
	細尾会館	W	155.34	1988(S63)	24	
	報徳会館	W	273.66	2007(H19)	24	
	長井会館	W	92.30	1985(S60)	24	
	水口会館	W	170.42	1986(S61)	24	
	坊平会館	W	110.58	1993(H05)	24	
	北原会館	S	160.47	1982(S57)	38	
	坂本倶楽部	W	136.33	1991(H03)	24	
	玉の内会館	S	253.95	1983(S58)	38	
	日の出団地自治会館	W	256.36	1989(H01)	24	
	第27自治会館	W	98.87	1990(H02)	24	
	第28自治会館	W	168.14	1986(S61)	24	
集会所	日の出団地多目的施設	W	115.93	2004(H16)	22	
学習等供用 施設	本宿地区学習等供用施設 (第5自治会館と複合)	RC	170.00 (349.00)	1982(S57)	47	
文化施設						
	ホール施設	日の出町やまびこホール	W	950.86	2014(H26)	22

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



やまびこホール（外観）



やまびこホール（集会室）

③ 現状及び課題

（集会施設）

町内 28 箇所に設置されている自治会館は地域コミュニティ活動の拠点施設です。自治会館は災害時の一時集合（避難）場所ですが、土砂災害警戒区域等¹²内のもの、平井川浸水予測区域内のものがあります。

学習等供用施設は本宿地区に整備されています。新耐震基準の鉄筋コンクリート造の建築物ですが、整備から 30 年以上が経過しており、継続的に使用するためには適切な修繕等が必要な状況です。また、第 5 自治会館（本宿会館）との複合施設で、同一建物の 1 階が学習等供用施設、2 階が自治会館として利用されています。

（文化施設）

日の出町やまびこホールは平成 26 年度に旧公民館を建替え整備した施設です。270 人収容可能なホールと 4 つの会議室、1 つの和室が設置されています。平成 27 年 1 月のオープンから毎年利用率が向上してきており、平成 30 年度には延べ 2 万人近くの利用者がありました。直近の令和元年度及び令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数は減少しています。町外利用者の受入体制の検討、駐車場の確保を検討することで、より多くの利用者を見込むことができます。

また、大久野地区内の大規模な施設であり、指定避難所であることから、災害時には、帰宅困難者のための一時滞在施設としても利用することができます。

④ 基本方針

集会施設については、地域のニーズを踏まえた上で、将来の人口減少、施設の老朽化及び更新費用の増大に備え、施設の更新時期に、建替え、用途変更、近隣自治会館との集約化や、統合、廃止の方向性を検討します。

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、一時集合（避難）場所の機能を有する施設は指定緊急避難場所とされ、災害の影響の及ばない施設を指定することとされました。新井倶楽部（第 15 自治会）は土砂災害特別警戒区域内の木造建築物であることから、移転等の土砂災害対策を推進します。ほかにも土砂災害警戒区域内の自治会館があり、土砂災害時の警戒避難体制を構築する上で、移転等の検討が必要となる可能性があります。

日の出町やまびこホールは、長期的に安全かつ快適に利用できるよう、長期修繕計画を策定し、計画的な施設管理を行います。

¹²土砂災害警戒区域等：土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき指定される「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」のことです。

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定されます。

土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。

第3項 社会教育系施設

① 施設一覧

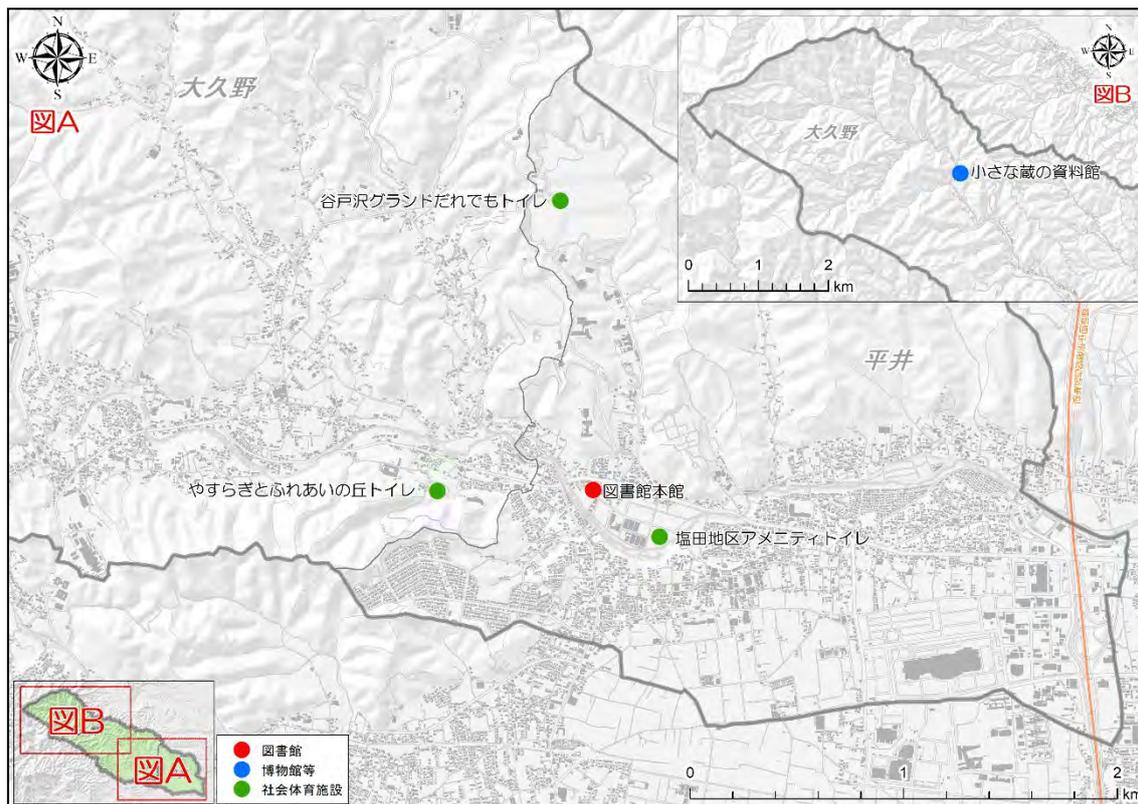
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
図書館						
	図書館	図書館本館 (日の出町教育センター内)	RC	387.87 (1,090.51)	1989(H01)	50
博物館等						
	資料館	小さな蔵の資料館	RC	185.17	2004(H16)	50
社会体育施設						
グランド・ テニスコ ート等		塩田地区アメニティイレ (町民グランド内)	RC	32.00	1988(S63)	38
		やすらぎとふれあいの丘トイレ	RC	22.33	1992(H04)	38
		谷戸沢グランドだれでもトイレ	W	5.30	2014(H26)	15

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

（図書館）

図書館は、地域の社会教育の一翼を担う施設です。現代は生涯学習の時代であり、乳幼児・児童生徒から高齢者に至る全年齢層の学びの場でもあります。また、地域の交流の場、文化活動の場としても捉えることができます。

大久野分室が令和4年3月31日をもって閉館するため、町内には、教育センター内の本館のみとなります。しかし、建物、設備の老朽化や日常の手入れ不足に加え、施設スペースの制限などサービスの面でも課題を抱えています。利用時間の延長や蔵書等の町民ニーズに十分応えられない、閲覧室が設置できない等の問題があります。また、本館が設置されている教育センターは新耐震基準の建物ですが、やむを得ず、高所への配架を行っていることから、地震等の際における安全管理にも課題がある状況です。

蔵書数は、令和2年度時点で、本館、分室合わせて、約11万冊となっています。町民は、西多摩地域広域行政圏協議会（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）の8市町村全ての図書館でサービスを受けることができます。

平成28年度から令和2年度の年間利用者は1万人から1万6千人、そのうち本館利用者は約96%で、1日あたりの利用者は50人程度です。利用者属性の内訳としては、一般利用者が7割程度、幼児及び小学生はあわせて2割の利用があります。中学生・高校生にはあまり利用されていません。

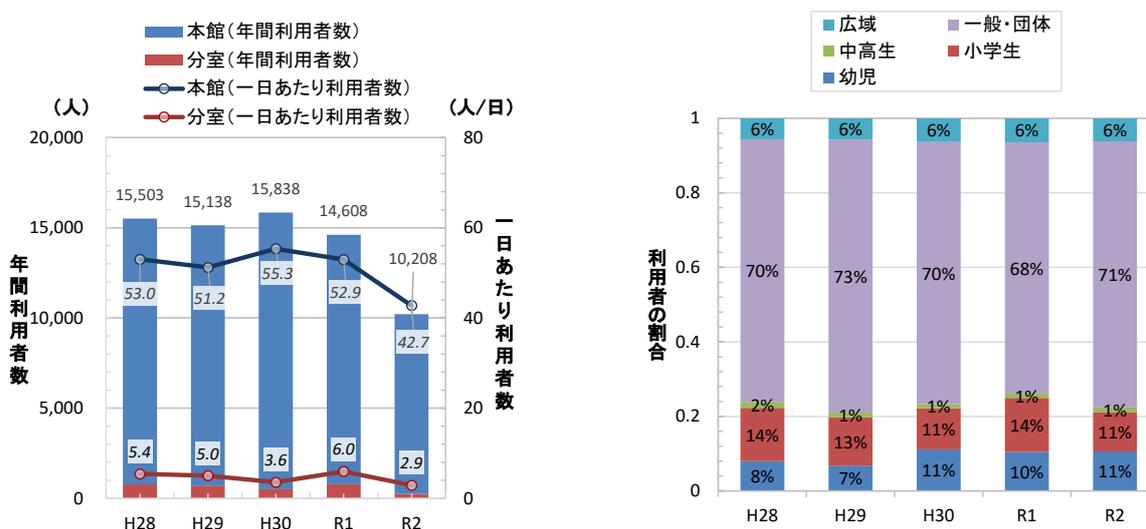


図 4-1 図書館貸出利用者の動向と内訳(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

(博物館等)

小さな蔵の資料館は、ひので肝要の里の裏に位置し、土曜・日曜・祝日のみ(年間80日弱)開館、冬季は休館となります。ここ5年間の利用者は1日あたり1～3人程度です。利用者の減少を予防するため、広報等によるPR、展示物の入れ替えを行っています。

文化財を扱っていますが、今のところ、維持管理費用は高額ではありません。ただし、本庁から離れた場所に位置し、湿気の多い地域でもあるため、適切な維持管理実施のための体制構築が必要です。

なお、令和3年4月1日より休館としており、開館時期は未定です。

(社会体育施設)

(第2節第5項「公園等(グラウンド・農園等)」(P96)に記載のため省略)

④ 基本方針

図書館において現状の課題を解決するためには、建物等の不具合の解消とともに、蔵書・閲覧等のスペース確保が必要となります。蔵書・閲覧等のスペース確保には増床が必要となりますが、現有施設を活用した増床は困難です。建物、設備等の老朽化・経年劣化対策は喫緊の課題であることから、早急な対応が望ましいですが、サービス面の課題を解消する方向性を定めることが最優先です。

そこで、町として必要な図書館機能(図書館の役割)について、町民意向調査を行い、将来の方向性を検討します。その中で、現有地での継続停止、代替地への移転等も含めて検討します。現在、図書館本館(教育センター)は、平成30年度に策定した「庁舎・保健センター・教育センター修繕計画」に基づく改修を継続していますが、今後、建替えを行う場合は、児童館などの近隣の施設との統合を図ります。

図書館大久野分室はリフォームを行い、複合施設である大久野学童クラブが拡張移転して活用する予定です。

博物館等(小さな蔵の資料館)については、令和3年度より休館としており、これまでの利用状況や将来の大規模改修や建替えの予定時期等を踏まえ、建替え、統合化、廃止等を含めた、今後の施設のあり方や運営方針の検討を進めていきます。

(社会体育施設については、第2節第5項「公園等(グラウンド・農園等)」(P97)に記載のため省略)

第4項 産業関連施設

① 施設一覧

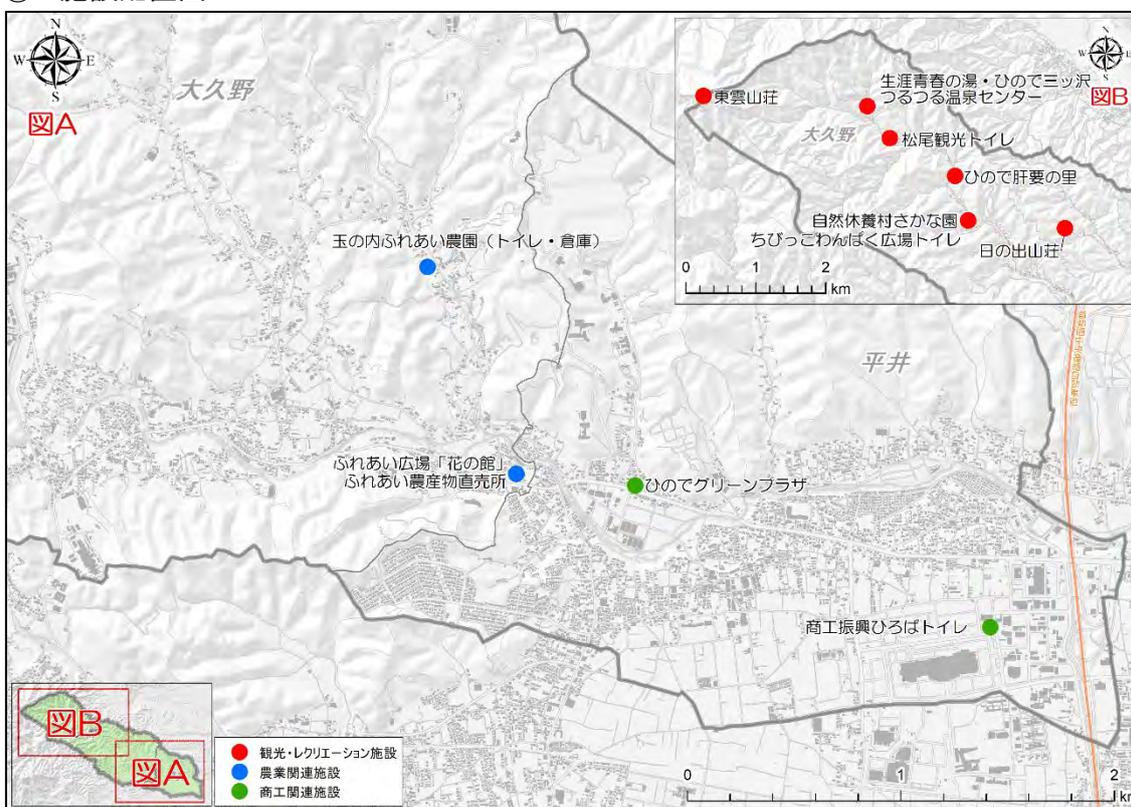
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
観光・レクリエーション施設						
	温泉施設	生涯青春の湯・ひので三ツ沢 つるつる温泉センター	RC	1,834.34	1996(H08)	47
	宿泊施設	東雲山荘	W	139.36	1937(S12)	22
	その他観 光・レクリエ ーション施 設	日の出山荘 中曽根康弘・ロナルド レーガン日米首脳会談記念館	W	552.97	1989(H01)	24
		ひので肝要の里	RC	696.37	1999(H11)	38
		自然休養村さかな園	S	371.47	1990(H02)	38
		ちびっこわんぱく広場トイレ	W	17.32	2008(H20)	15
		松尾観光トイレ	LGS	32.00	2015(H27)	24
農業関連施設						
	直売所	ふれあい農産物直売所	W	76.01	1988(S63)	24
		ふれあい広場「花の館」	W	74.77	1996(H08)	24
	町民農園	玉の内ふれあい農園(トイレ・倉庫)	RC	24.22	2014(H26)	38
商工関連施設						
	商工振興 施設	ひのでグリーンプラザ	S	740.61	1997(H09)	34
		商工振興ひろばトイレ	W	8.56	2008(H20)	15

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(観光・レクリエーション施設)

つるつる温泉センター(生涯青春の湯・ひので三ッ沢つるつる温泉センター)は入館者数が年間約13万人、1日あたりおよそ400人規模の施設です。(令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け施設の休業があったため、年間利用者数は減少しています。)建築から25年が経過し、全体的に老朽化が進行しており、平成29年度に策定した「つるつる温泉施設修繕計画」に基づき、設備等の修繕を進めています。

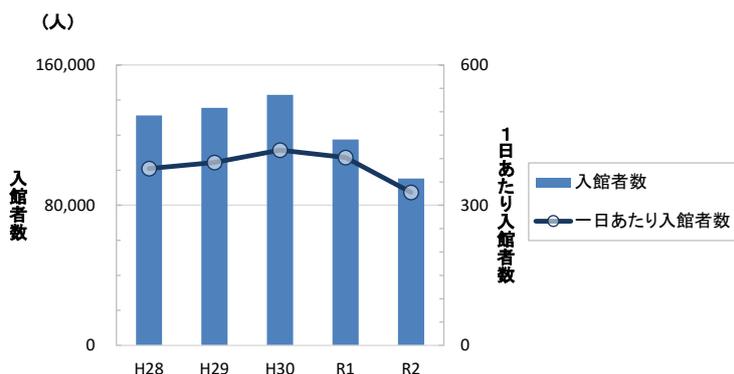


図 4-2 つるつる温泉センター利用者の動向(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

東雲山荘は、青梅市御岳からつるつる温泉センターへの人気観光ルート上にある昭和12年建築の木造の山小屋です。老朽化が進行しているものの、国立公園内に位置するため、大規模な改築には関係機関との協議・調整が必要となります。平成28年度に改修工事を行いました。引き続き、適宜修繕が必要な状況です。

日の出山荘は、観光資源としての活用強化と効率的運営に取り組んでいます。年間利用者は4千人程度ですが、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響で入館者が減少しました。また、建具等の経年劣化が目立つ状況であり、施設老朽箇所の修繕工事を適宜実施する必要があります。

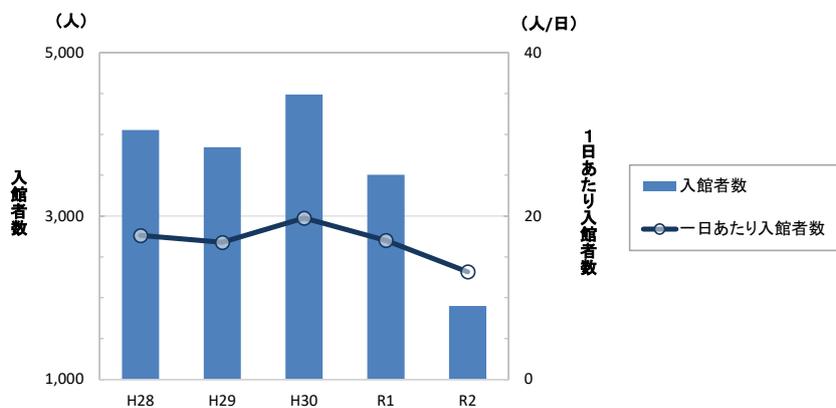


図 4-3 日の出山荘利用者の動向(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

ひので肝要の里は、日の出町産の農産物の加工と販売を行うとともに、地域住民及び団体の活動の場として施設（和室研修室、洋室研修室、前庭広場）の貸出を行っている施設です。比較的新しい施設ですが、建築から22年が経過し、今後、老朽化対策が必要となります。

直売コーナー、食品加工施設、研修室、食体験室等があります。購入サイクルの長いジャム、ソース等を販売しており、短期のリピーターとなりにくいため、利益に繋がっていません。現状の施設規模での増産も困難です。年間利用者は、増加傾向にありましたが、令和元年度、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び緊急事態宣言の発令に伴い、イベント等が中止となり、減少傾向でした。人の動きが少ない行き止まり道路沿いという立地の悪さもあり、利用者の減少に歯止めがかからないことから、日々稼働しているのは食品加工施設のみで、直売コーナー、研修室、食体験室は利用率が上がらない状況となっています。

現状、経営的に大変厳しい状況です。国や東京都の助成事業を利用しているため、建築から38年間は観光・農業の目的以外の利用が困難な状況でもあります。

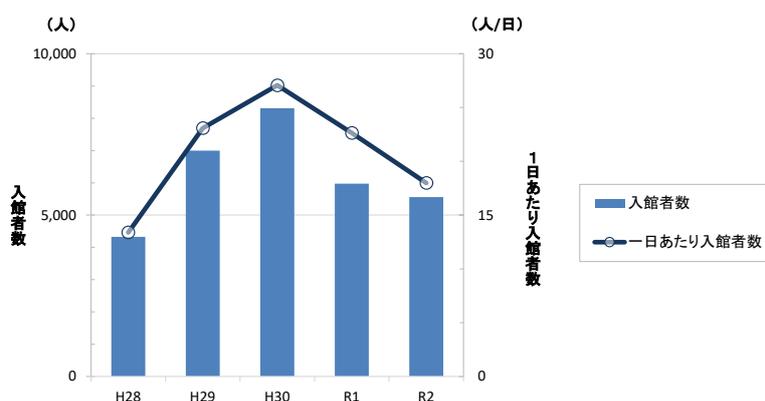


図 4-4 ひので肝要の里利用者の動向(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

自然休養村さかな園は、昭和52年に開設されたレクリエーション施設で、年間2万人規模の利用がありましたが、近年は1万人程度まで減少しています。施設の老朽化が目立ってきており、平成29年度にレストハウスの改修工事を実施しました。

(農業関連施設)

近年、新規就農者が増加しており、地元地域の農業者の育てた農畜産物を共同販売するふれあい農産物直売所等が盛況な状況です。JA あきがわ及び農業振興委員会に運営を委託しています。

(商工関連施設)

ひのでグリーンプラザは、商業、工業、農林水産業、観光業の振興の拠点としての産業会館であり、施設全体で200人の収容が可能です。施設内には商工会事務所が置かれ、朝市が年5回開催されています。産業関連の事業がないときは、一般の貸出も行っています。

(ちびっこわんぱく広場、町民農園、日の出町商工振興ひろばについては、第2節第5項「公園等(グランド・農園等)」(P97)に記載のため省略)

④ 基本方針

つるつる温泉センターは、修繕計画に基づき、今後も必要な修繕を進めていきます。浴室等の改修には休業を伴う可能性もあるため、より具体的な計画を検討します。

東雲山荘は、立地条件から、収支のバランスに課題があるため、関係団体と協議し、運営方法や施設の存廃等も含め、今後の方針を検討していきます。

日の出山荘は、施設の歴史的価値を鑑み、原則修繕対応とし、建替えは実施しません。施設の老朽化が著しいため、修繕計画の立案と予算化に努めます。利用者の減少は大型観光バスによる来館減少が主な要因と考えられることから、バスツアー会社等へのPRを行っていきます。

自然休養村さかな園は、町の観光拠点の一つとして維持できるよう、施設の点検及び維持管理を実施していきます。

ただし、これらの観光・レクリエーション施設については、今後の利用状況やコストとのバランスにより、民間移譲なども視野に入れ、町の提供するサービスとしてのあり方を検討していきます。

ひので肝要の里については、日の出町から青梅市へと至るトンネルの開通が予定されており、それに伴う利用者の増加が見込まれることから、つるつる温泉センターとともにPR等を行います。平井川上流域は、つるつる温泉センター、自然休養村さかな園利用者及び登山・ハイキングによる訪問者が利用するルートであり、最近では自転車レースの会場となっています。中長期的には、これらの施設利用者、イベント参加者に利用していただける拠点施設とするなど、公民連携により、ひので肝要の里を再生する方策を検討します。

本町は、東京都内でありながら森林、水等の自然環境が豊富であり、憩いの場として貴重な資源を蓄えています。近年では、近隣自治体において、林業6次産業化¹³、滞在型農園(クラインガルテン¹⁴)などの取組事例もあり、農業関連施設については、第1次産業活性化の拠点施設として、さらなる活用の可能性についても検討します。

ひのでグリーンプラザについては、起業支援、就労支援の拠点として、さらなる機能向上に努めます。また長期的に安全かつ快適に利用できるよう、施設設備・機器台帳等を作成し、修繕等の優先順位付けを行うとともに、修繕改修計画を策定し、計画的な施設管理を行います。また、建替えや改修にあたっては、施設の余剰状況を見て、近隣施設の統合を検討します。

(ちびっこわんぱく広場、町民農園、日の出町商工振興ひろばについては、第2節第5項「公園等(グランド・農園等)」(P98)に記載のため省略)

¹³ 農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す、農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

¹⁴ 《「小さな庭」の意》ドイツを初めとするヨーロッパで盛んな市民農園の形態の一。比較的広い区画を長期間にわたって賃貸するもの。ラウベと呼ばれる小屋を備える。

第5項 子育て支援施設

① 施設一覧

中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
幼児・児童施設						
学童保育所		本宿第1学童クラブ	W	158.57	2005(H17)	22
		本宿第2学童クラブ (本宿小学校内)	RC	63.75 (5,914.00)	1977(S52)	47
		志茂町第1学童クラブ (平井小学校内)	RC	64.00 (6,718.00)	1987(S62)	47
		志茂町第2学童クラブ (志茂町児童館内)	RC	54.00 (544.14)	1980(S55)	47
		大久野学童クラブ	RC	449.39	1983(S58)	47
児童館		志茂町児童館 (志茂町第2学童クラブ、第8自治会館(志茂町会館)と複合)	RC	272.24※4 (544.14)	1980(S55)	47

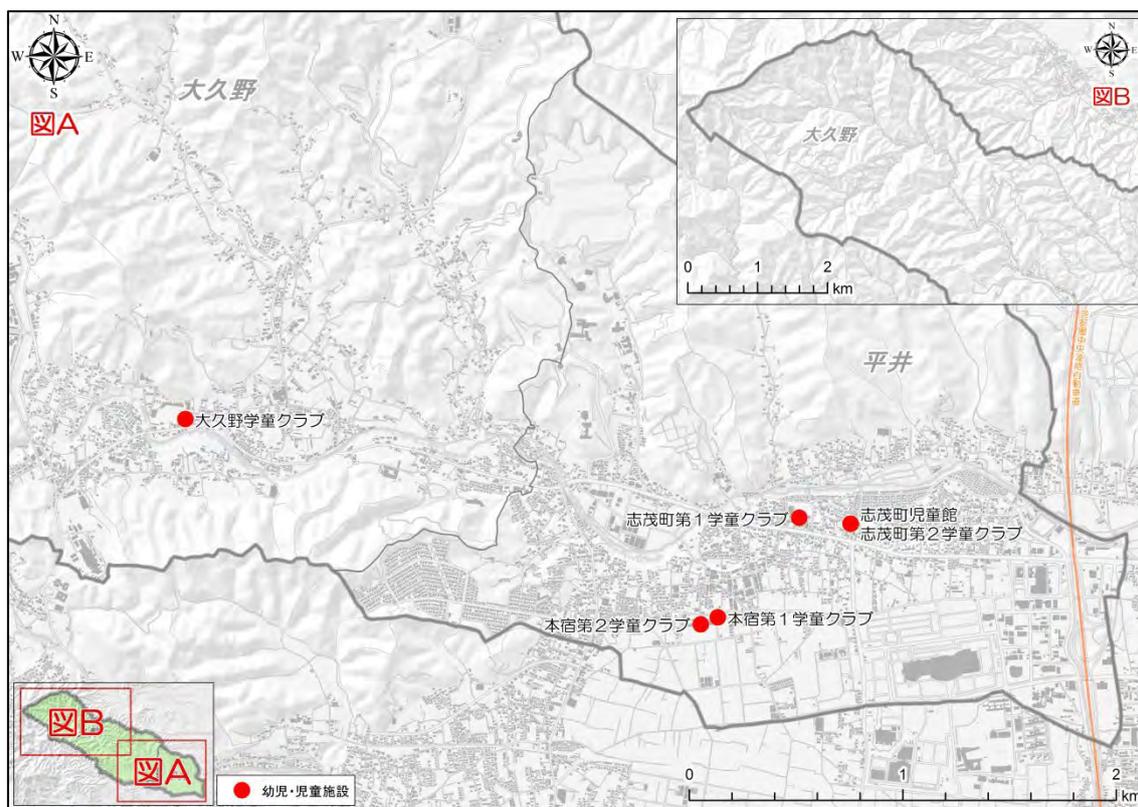
※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

※4 志茂町児童館の専有面積（258.20㎡）に共用便所（14.04㎡）を含んで記載しています。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

学童クラブは、放課後等家庭において保護者の適切な監督・保護が受けられない小学校1年生から4年生までの児童の安全確保及び健全育成を目的として運営されています。

町内には本宿学童クラブ(定員110名)、志茂町学童クラブ(定員100名)、大久野学童クラブ(定員77名)があります。本宿学童クラブと志茂町学童クラブには第1と第2があり、本宿第2学童クラブは本宿小学校、志茂町第1学童クラブは平井小学校、志茂町第2学童クラブは児童館を利用しています。本宿第1学童クラブは建設から約15年の新しい施設です。大久野学童クラブは登録児童数増加のため、令和3年度の図書館大久野分室の閉館に伴い、空きスペースへの移転拡張を行う予定です。

登録児童数は増加傾向です。本宿学童クラブは平成25年度に定員を60名から110名とし、平成26年度以降の登録児童数が増加しました。また、大久野学童クラブは平成30年に支援の単位を増やしたため定員が増加しました。近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行などに伴い、学童クラブへの入所希望者は増加傾向にあります。

登録児童数の増加に伴い、小学校、児童館を利用している学童クラブが手狭になってきていることや、支援員・補助員の不足から、児童の安全面、環境面の不具合が懸念されたため、申請児童の全員入所について平成29年度に見直しを行いました。その結果、入所保留となる児童が出る状況が続いていましたが、平成30年8月に大久野学童クラブの支援の単位を増やしたこともあり、令和3年度は、入所保留児童を出すことなく、申請児童の全員入所となっています。

令和元年度までの1日あたりの出席児童数(=年間延べ出席児童数/年間開所日数)は、大久野学童クラブでやや増加傾向にありました(各施設ともに、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響により減少していると考えられます)。

児童館の継続利用にあたっては、以下の点に問題があります。

- ・ 建物等の老朽化が著しく、平成29年度に実施した建物調査において、建物全体に比較的影響の大きい劣化が認められており、対応が必要であること
- ・ 借地に立地していること

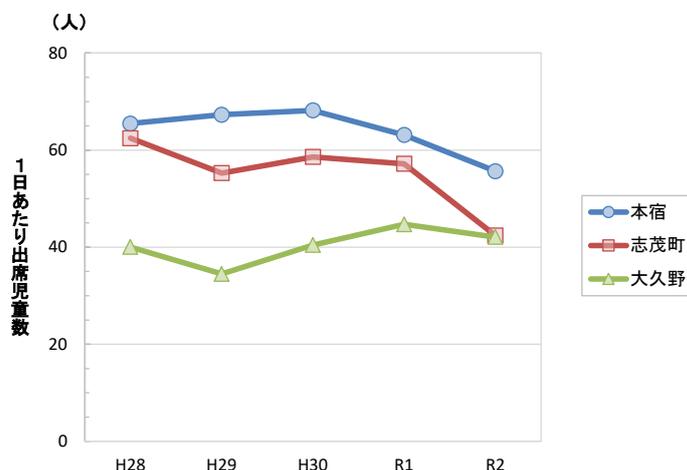


図 4-5 学童クラブ利用者の動向(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

④ 基本方針

増加する登録児童数に対応できるよう、支援員・補助員の確保が必要です。また、児童の安全・安心及び環境面に配慮した施設の確保が必要です。

厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針（平成27年4月）」によると、学童1単位（施設）につき、おおむね40人以下、専用区画は児童1人につき、おおむね1.65㎡が推奨されています。文部科学省「放課後子ども総合プラン（平成26年7月）」によると、放課後児童クラブ（学童クラブ）について、小学校の空き教室を活用することが望ましいとされています。特に、新たに放課後児童クラブ（学童クラブ）を整備する場合には、学校施設の徹底的な活用が推奨されています。

小学校の利用については、現在、手狭な状況ではありますが、学校施設の今後のあり方検討に合わせて、学童クラブの更なる統合の検討、中長期的な運営継続、待機児童の解消ができるよう、学校教育課と調整を図ります。

児童館は児童福祉法第40条に規定される屋内型児童厚生施設です。借地を利用した施設でもあるため、将来的には、「日の出町公共施設等長期保全計画（ロードマップ）」（平成31年2月）の施設の方向性に関する総合判定において示されたように、図書館の機能改良に合わせた移設統合など、近隣類似施設との統合も視野に入れ、今後のあり方を検討します。



志茂町児童館

第6項 保健・福祉施設

① 施設一覧

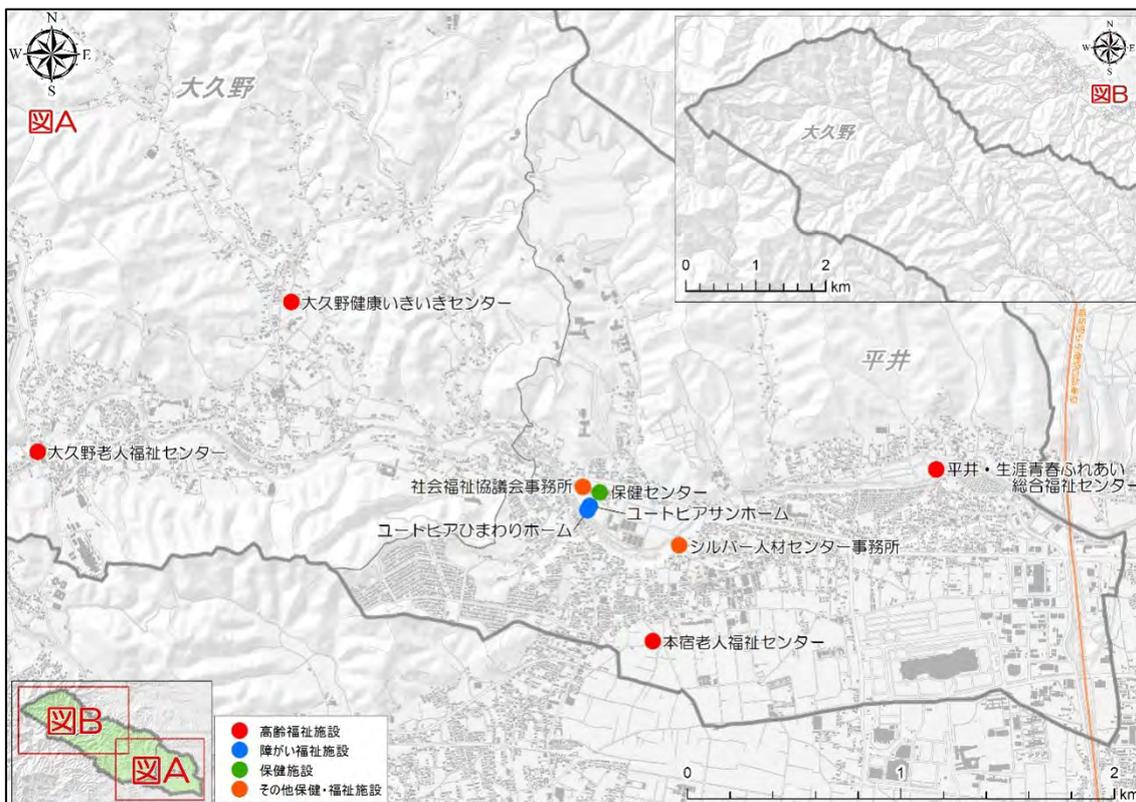
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
高齢福祉施設						
老人福祉センター		平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	W	653.93	2009(H21)	22
		大久野老人福祉センター	RC	581.37	1987(S62)	47
		本宿老人福祉センター	W	578.56	2000(H12)	22
介護予防拠点施設		大久野健康いきいきセンター	W	331.23	2003(H15)	22
障がい福祉施設						
心身障がい者地域活動支援センター		日の出町ユートピアサンホーム	S	247.63	1991(H03)	34
精神障がい者地域活動支援センター		日の出町ユートピアひまわりホーム	S	128.97	1993(H05)	34
保健施設						
保健センター		日の出町保健センター	RC	791.23	1986(S61)	50
その他保健・福祉施設						
その他保健・福祉施設		社会福祉協議会事務所	LGS	220.47	1993(H05)	30
		シルバー人材センター事務所	W	347.42	1994(H06)	24

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

（高齢福祉施設）

大久野老人福祉センター、平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター、本宿老人福祉センター、介護予防拠点施設である大久野健康いきいきセンターは、町内の高齢者の利用が多い施設です。平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター、本宿老人福祉センター、大久野健康いきいきセンターは温泉宅配便事業により、週3日、温泉として利用できます。また、大久野老人福祉センターの入浴施設は週5日間利用できます。

平井と本宿の老人福祉センターの入館者数は年間2万人規模であり、大久野地区では老人福祉センターの入館者数が7～8千人規模、いきいき健康センターの入館者数1万3千人規模であり、足し合わせると、平井と本宿の老人福祉センターと同規模となります。各施設とも、平成28年度から平成30年度までおおむね安定した利用状況が見られましたが、令和元年度及び2年度には新型コロナウイルス感染症防止のため、施設利用を制限していたことから、利用者が大幅に減少しました。

入館者のうち入浴利用者の割合をみると、温泉利用施設ではない大久野老人福祉センターで3割程度です。それ以外の施設では入館者数の6割を超えており、本宿老人福祉センターでは入館者数の7割以上が入浴利用者です。

全体を通して、老人福祉センター及び介護予防拠点施設の入館者数は安定傾向であり、特に入浴利用者の割合が高い状況です。

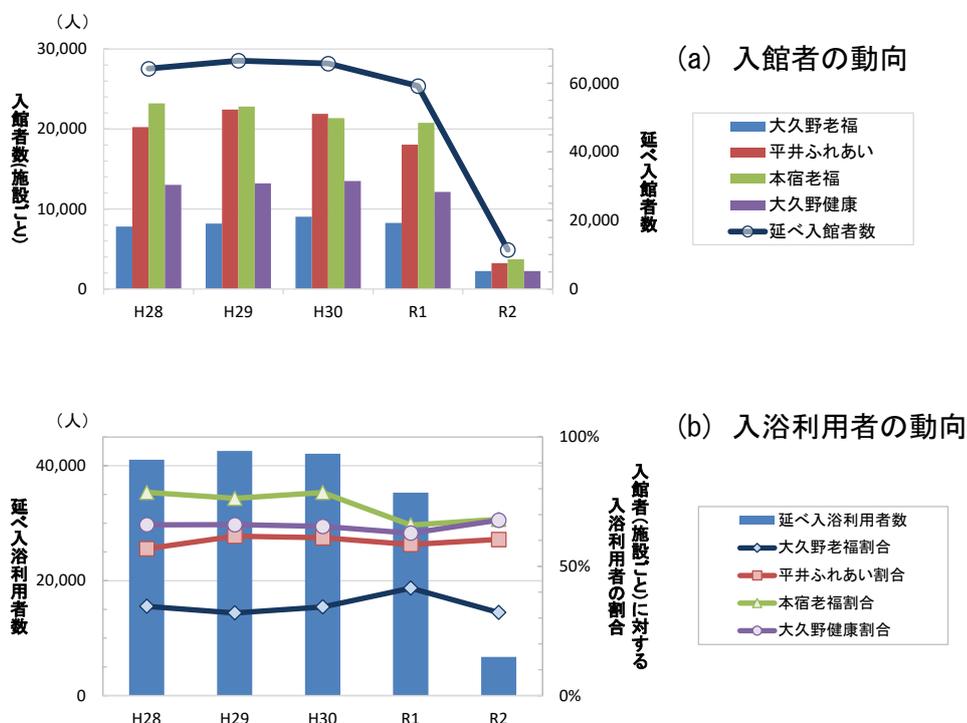


図 4-6 高齢福祉施設利用者の動向（行政事務報告書：平成28年度から令和2年度）

町では、60 歳以上の在宅の方が町内の日常生活に必要な場所へ外出するため、老人福祉センター等を基点とした外出支援バスを、普通ワゴン車4台で町内4コースを1時間ごとに運行しています。現在、年間延べ約5万人、1日あたり平均約50人が利用しており、老人福祉センター等の高利用を支えています(ただし、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響により利用が低下しました)。

大久野老人福祉センターは築30年を超え、建物の補修、設備の点検・交換が必要な状況です。経年による設備等の劣化は平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター、本宿老人福祉センター、大久野健康いきいきセンターにも生じてきており、計画的な予防保全の実施が必要です。特に、本宿老人福祉センターにおいては、温浴設備の突発的な故障が発生しているほか、雨どいや一部排煙窓の修繕も必要な状況です。



平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター

(障がい福祉施設)

日の出町ユートピアサンホームは心身障がい者の自立更生に必要な生活支援及び社会適応訓練のための施設で、令和2年度は19名が在籍しています。日の出町ユートピアひまわりホームは精神障がい者の自立更生に必要な指導及び訓練等を行うための施設です。精神障がい者が昼間に過ごせる町内唯一の機関で、令和2年度は定員の20名が在籍しています。いずれの施設も、障がい者福祉に関するニーズの増大と担い手不足の課題があり、安全に運営していくため、適正な人員体制が必要です。

建物も建設から約30年経過した鉄骨造であり、建物や空調等の設備の老朽化による修繕が必要な状況です。

（保健施設）

保健センターは、町民の健康保持増進のため健診等の事業を実施しています。

建物の維持管理は、庁舎と一体的に行われています。町役場庁舎と同様、建設から35年が経過しており、老朽化の進行に伴い、豪雨時の雨漏りや空調機器の故障など、様々な不具合が発生している状況です。また、乳幼児健診の際、寒暖差が激しい日に、庁舎空調機集中管理のため温度差調整に苦慮するなどの状況があります。このほか、エレベータの設置要望があります。

（その他保健・福祉施設）

その他保健・福祉施設には、社会福祉協議会事務所及びシルバー人材センター事務所があり、いずれも利用団体へ無償で貸出しています。

社会福祉協議会事務所は、町からの委託業務の増加や各種サービス事業の充実を図る上で職員の増員により、事務室のスペースが手狭になりつつあります。

シルバー人材センターの建物は、建築後27年を経過し、空調等の設備や敷地内の舗装、外壁等に経年劣化が見られます。また、会員の製作活動や作業機械の取り扱い増加に伴い、施設や倉庫が手狭になりつつあります。

④ 基本方針

日の出町における高齢福祉施設とそれを取り巻く環境は充実しています。『お年寄りにやさしいまちづくり』を目指して、「長期総合計画」「地域福祉計画」及び「第4次地域福祉活動計画」との整合を図り、建物、設備及び福祉サービスの維持に努めます。また、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、施設のバリアフリー化に加え、「地域福祉計画」に基づくユニバーサルデザイン化を推進します。その際、建物、設備等を長期的かつ安定的に使用し続けるため、予防保全型の管理を前提とした長期保全計画を策定し、計画的な維持管理に努めます。

入浴施設の維持にはボイラー、配管等の施設の維持管理にコストを要します。入浴施設を長期的かつ安定的に維持していくため、町内高齢者、町内一般の利用料の見直しを行い、利用料は、現在、町内高齢者（65歳以上）150円、町内一般300円、町外利用者600円と設定されています。

障がい福祉施設については、今後、建物、設備等の長寿命化と適正な維持管理に取り組むため、修繕計画を策定します。

保健センターは、平成30年度に策定した「庁舎・保健センター・教育センター修繕計画」に基づき、予算状況及び優先順位を考慮し、計画的な改修を継続していきます。

その他保健・福祉施設は、外壁や床等の改修を早期に行い、建物を長期使用できるよう維持管理に努めます。建替え等を実施する場合は、必要な規模の見直しを行います。

第7項 行政系施設

① 施設一覧

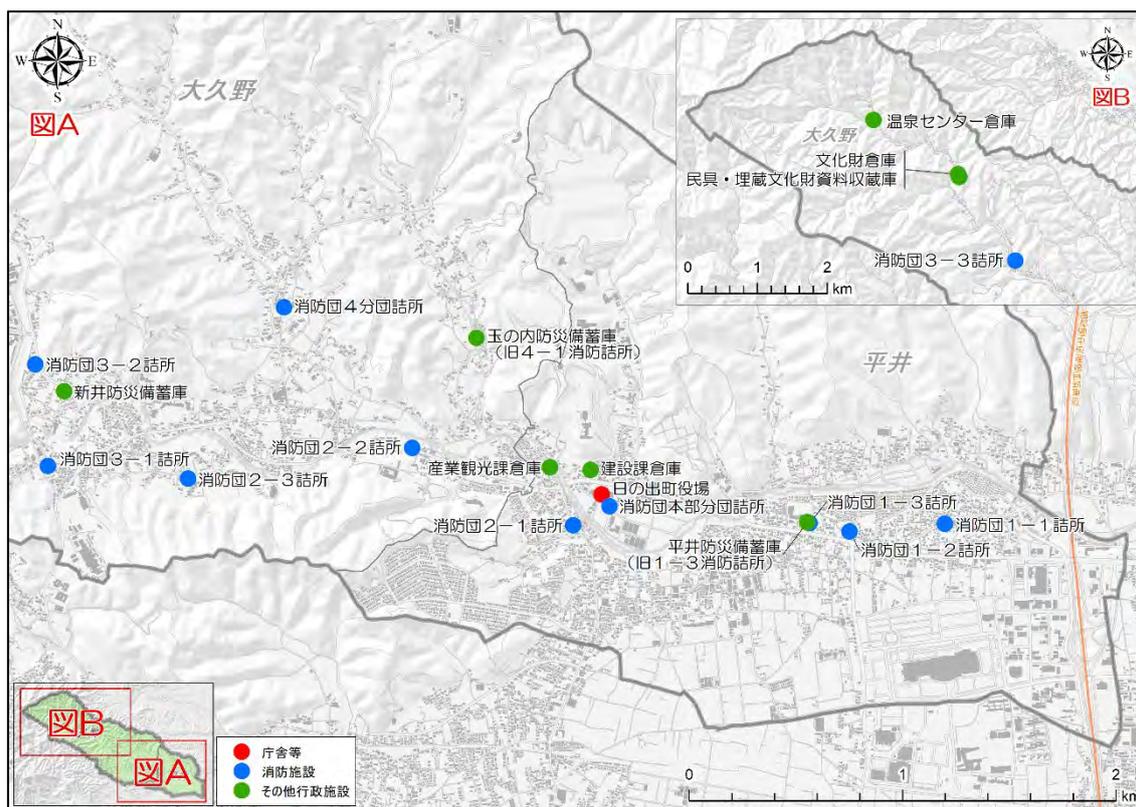
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
庁舎等						
	役場	日の出町役場	RC	5,121.62	1988(S63)	50
消防施設						
	消防団詰所	日の出町消防団本部分団詰所	RC	98.65	1991(H03)	47
		日の出町消防団第1分団第1部詰所	S	55.80	1986(S61)	34
		日の出町消防団第1分団第2部詰所	CB	57.38	1978(S53)	38
		日の出町消防団第1分団第3部詰所	W	70.70	1992(H04)	22
		日の出町消防団第2分団第1部詰所	W	67.75	1990(H02)	22
		日の出町消防団第2分団第2部詰所	W	76.08	1999(H11)	22
		日の出町消防団第2分団第3部詰所	W	87.39	2015(H27)	22
		日の出町消防団第3分団第1部詰所	W	98.17	1993(H05)	22
		日の出町消防団第3分団第2部詰所	CB	49.40	1974(S49)	38
		日の出町消防団第3分団第3部詰所	W	87.68	1995(H07)	22
		日の出町消防団第4分団詰所	W	87.39	2012(H24)	22
その他行政施設						
	防災備蓄庫	新井防災備蓄庫	W	45.85	1996(H08)	15
		平井防災備蓄庫(旧1-3消防詰所)	W	33.00	1974(S49)	15
		玉の内防災備蓄庫(旧4-1消防詰所)	W	82.92	1997(H09)	15
	保管庫・倉庫	文化財倉庫	W	377.37	1993(H05)	15
		産業観光課倉庫	LGS	66.11	1997(H09)	24
		建設課倉庫	CB	18.24	1993(H05)	34
		温泉センター倉庫	LGS	105.84	1995(H07)	24
		民具・埋蔵文化財資料収蔵庫	W	100.53	2020(R02)	15

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(総務省平成27年1月)に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(庁舎等)

庁舎において、これまでの修繕の方針が事後保全型であり、屋根の防水工事などの建物、設備等の修繕を計画的に行ってきませんでした。そのため、建設から30年以上が経過した現在では、床の亀裂や、給排水設備、発電機設備、非常放送設備、火災報知受信設備等の老朽化など、様々な不具合が顕在化しています。令和3年度から複数年にわたり、外壁改修及び屋上防水工事等の大規模改修に着手しています。また、省エネ対策、セキュリティ対策、障害者差別解消法¹⁵やBCP計画¹⁶への対応なども求められています。

(消防施設)

消防団詰所については、整備時期を踏まえた修繕等を実施しています。

昭和56年(1981年)に改正された新耐震基準以前に建設された消防団詰所については、耐震性確保への対応が必要です。

¹⁵「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号、平成28年4月施行、令和3年5月改正)。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、制定されました。障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について示されています。

¹⁶BCP(ビーシーピー)計画: Business Continuity Planning 自然災害などの緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を可能とするための方法、手段などを取り決めた計画で、事業継続計画とも言います。

(その他行政施設)

文化財倉庫(旧アーティスト・イン・レジデンス)は、アーティスト・イン・レジデンス事業¹⁷の一環で、旧大久野小学校肝要分校の跡地を利用して平成5年度に建設された木造2階建ての建物で、現在は文化財倉庫として使用しています。

また、これまで民間の物件を賃貸借により利用していた文化財等の保管場所として、令和2年度に民具・埋蔵文化財資料収蔵庫を新規整備しました。

防災備蓄庫(備蓄倉庫)は、既存の関連施設内に備蓄品を保管している他に、単独の建物として3箇所を配置しています。備蓄倉庫の場所に不足はありませんが、備蓄品について地域防災計画等に基づき充実を図る必要があります。

④ 基本方針

庁舎は、教育センター及び保健センターとともに建物、設備等に関する共通の問題を抱えていることから、平成30年度に策定した「庁舎・保健センター・教育センター修繕計画」に基づき、予算状況及び優先順位を考慮し、計画的な改修を継続していきます。庁舎は行政の中核機能を担い、災害時にも安定的な活動拠点である必要があります。したがって、防災拠点としての機能強化を図ります。

また、庁舎の環境性能を向上させるため、照明のLED化、太陽光発電(自然エネルギーの活用)に取り組み、環境負荷と光熱水費の削減を図ります。また、セキュリティ強化、防犯性能の向上及びバリアフリー化にも取り組みます。

消防施設について、団員数によっては床面積が小さい消防団詰所もありますが、著しい人数増加はないため、詰所数は現状どおりとします。将来、分団の構成を変更(統合)する場合は、集約化を行います。

防災備蓄庫は、地域防災計画との整合を図りながら、関連する既存施設との連携も踏まえて、適宜、適切な配置の見直しを行うとともに、備蓄品保管の機能を損なわないよう施設の適切な維持管理に努めます。

新井防災備蓄庫は大久野地区の備蓄拠点のため、将来も建替え等により存続します。平井防災備蓄庫は老朽化が進んでいるため、平井地区防災倉庫(工作物)と複合化します。

文化財倉庫は、郷土資料等を保管する貴重な場となっています。文化財の保管に関する町としての方針を定め、現有施設に引き続き保管する場合は、温湿管理が可能な建物及び設備の導入が必要となります。中長期的に文化財の管理を行う場合は、建替えも検討します。

保管庫・倉庫全体としては、近隣施設に余剰スペースがある場合は、統合していくことも検討します。

¹⁷国内外から芸術家を一定期間招へいし、滞在中の活動を支援する事業

第8項 公営住宅

① 施設一覧

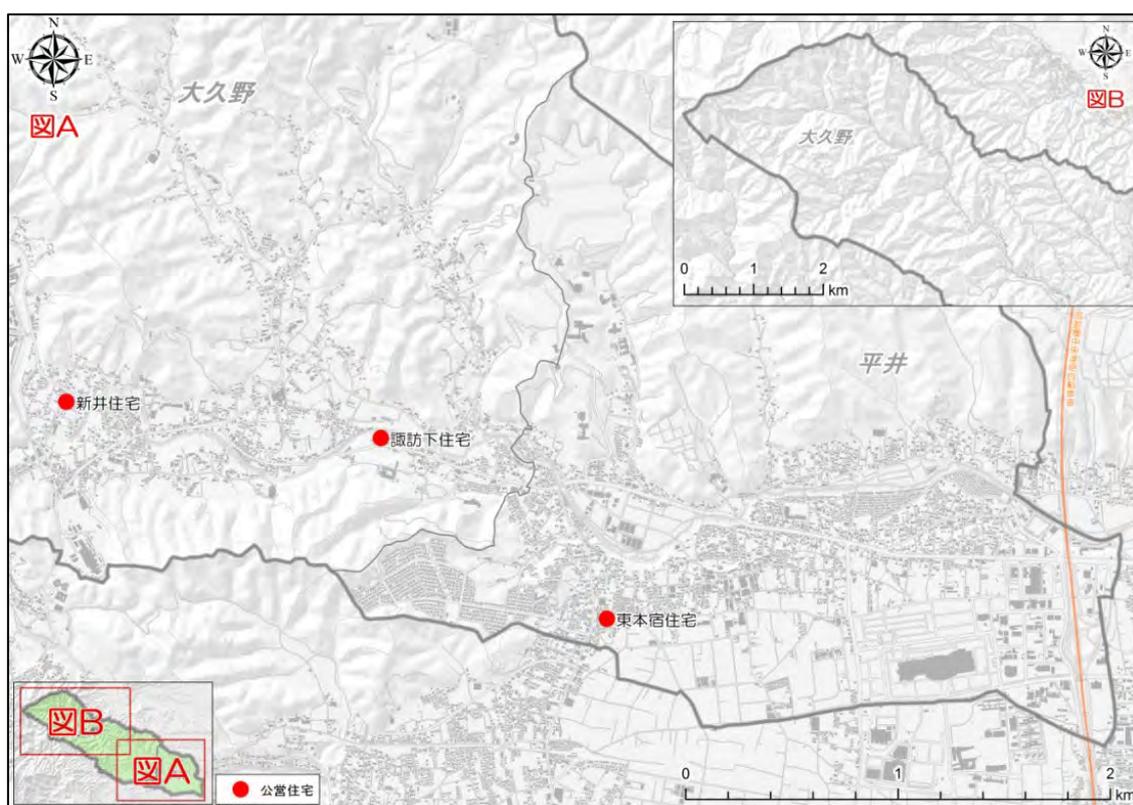
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
公営住宅						
	町営住宅	新井住宅(戸建 22 棟/戸)	W	1,692.96	2005(H17)	22
		東本宿住宅(集合 3 棟/17 戸、戸建て 4 棟/戸)	W	1,182.45	2010(H22)	22
		諏訪下住宅(集合 4 棟/24 戸)	W	1,456.18	2015(H27)	22

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成 27 年 1 月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

昭和 42 年度に建設された簡易耐火造住宅団地（諏訪下住宅）20 戸について、平成 25 年度に策定した「日の出町公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替えを実施し、公営住宅は全ての建物が建築から 20 年未満の施設となっています。

平成 17 年度から 19 年度に建設された木造住宅団地（新井住宅）22 戸に加え、平成 22 年度から 24 年度に木造住宅団地（東本宿団地）21 戸、平成 27 年度から 30 年度にかけて建替えを実施した木造住宅団地（諏訪下住宅）24 戸、合計 67 戸の町営住宅を管理しています。

④ 基本方針

町は令和元年度に「日の出町公営住宅等長寿命化計画」を改定し、新井住宅、東本宿住宅について令和 2 年度から令和 11 年度までの改善事業計画及び全団地の中長期的な管理計画を立案しました。今後は、この計画に従って予防保全型の維持管理を実施します。また、点検や修繕等の結果をカルテに整理し、これをもとにおおむね 5 年ごとに長寿命化計画の見直しを図ります。

第9項 公園

① 施設一覧

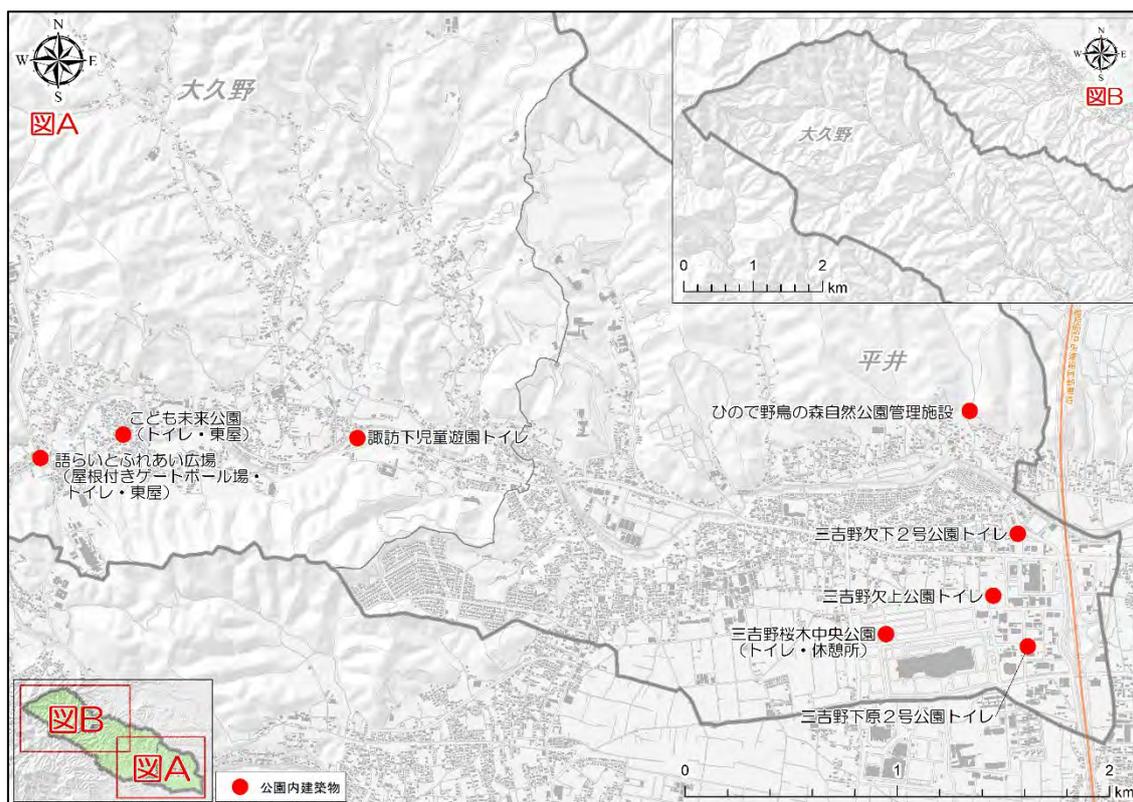
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
公園内建築物						
管理棟・倉庫・便所等		語らいとふれあい広場 (屋根付きゲートボール場・トイレ・東屋)	S	476.75	1991(H03)	31
		三吉野桜木中央公園 (トイレ・休憩所)	RC	26.85	2007(H19)	38
		三吉野欠上公園トイレ	RC	14.00	1999(H11)	38
		三吉野欠下2号公園トイレ	RC	14.70	1999(H11)	38
		三吉野下原2号公園トイレ	RC	21.98	1999(H11)	38
		諏訪下児童遊園トイレ	W	4.14	2000(H12)	15
		こども未来公園(トイレ・東屋)	RC	15.32	2011(H23)	38
		ひので野鳥の森自然公園管理施設	W	84.00	2018(H30)	24

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(第2節第5項「公園等（グラウンド・農園等）」(P95) に記載のため省略)

④ 基本方針

(第2節第5項「公園等（グラウンド・農園等）」(P97) に記載のため省略)

第10項 その他

① 施設一覧

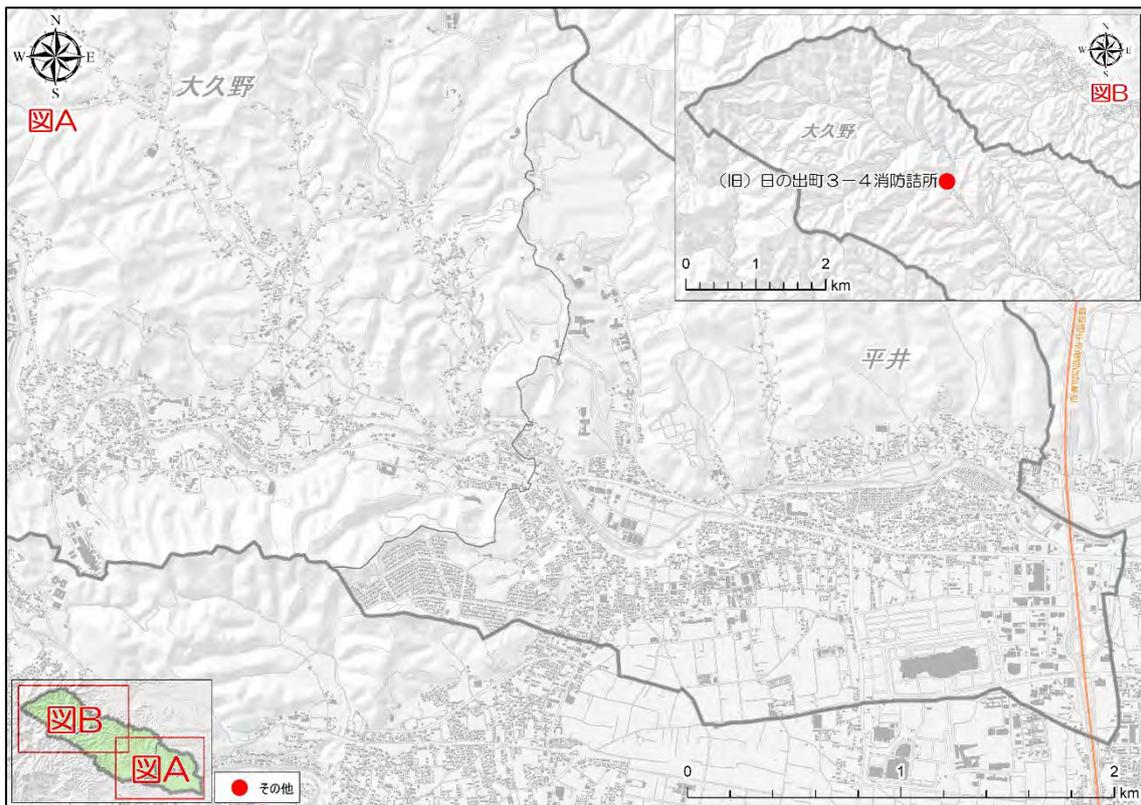
中分類	細分類	施設名	※1 構造	※2 延床面積	建築年度	※3 耐用年数
その他	その他	(旧)日の出町3-4消防詰所	RC	103.00	1980(S55)	47

※1 RC=鉄筋コンクリート造 S=鉄骨造 CB=コンクリートブロック造 LGS=軽量鉄骨造 W=木造

※2 単位：㎡。また、延床面積の（ ）内は複合施設における複合施設全体の面積を表す。

※3 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省平成27年1月）に基づく法定耐用年数。

② 施設配置図



③ 現状及び課題

(旧)日の出町3-4消防詰所は消防車庫兼詰所として、地域の防災活動の拠点とするため設置されましたが、現在は老朽化により用途を廃止し、倉庫等として活用しています。また、(旧)平井老人福祉センターは、平井・生涯青春ふれあい総合福祉センターの開設に伴い閉館していましたが、令和3年度に解体しました。

④ 基本方針

(旧)日の出町3-4消防詰所は当初の目的を達成したこと等から、建物の老朽化状況や活用状況を踏まえ、将来的には解体を検討します。

第2節 インフラ系公共施設

第1項 道路

① 現状及び課題

町道は実延長約116km、舗装率は約78.3%（実延長ベース）です。

また、農道は延長約873m、林道は延長約28kmとなっています。共に、災害復旧に加え、日常的な維持管理・修繕により、必要な水準を保っています。

これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、大型車等の交通量の増加が進むなかで、よりいっそう安全、安心に生活できるよう、道路網・道路環境の整備が求められています。

新規の道路整備にあたっては、補助制度を活用し、緊急時の対応、バリアフリー、環境（雨水対策等）・景観に配慮した安全、安心な道づくりを計画的に進めています。

道路部の街路灯は平成27年度に全てをLED化し、大幅な経費の削減を実現しました。令和元年度からは、日の出町道路占用料等徴収条例に基づき、占用料の徴収を始めています。また、令和2年度には、道路復旧規定の見直しを実施し、徹底した道路の維持管理に努めています。

道路点検は、月に1回の町職員による実施のほか、あきる野郵便局との協定により、配達員からの不具合報告も受ける体制としています。林道については、清掃などの作業を含め、東京都森林組合に管理を委託しています。道路の舗装更新は、点検の結果を踏まえ、職員が判断して計画的に行っています。生活道路の整備は十分とはいえず、住民の要望に応えきれいていません。

② 基本方針

業務の効率化のため、点検の民間委託などを検討します。また、さらなるコスト削減に努めながら、地域のニーズに応えられるよう、予防保全型の維持補修工事を実施し、道路改良率及び道路舗装率の向上並びに、道路維持管理体制の充実を図ります。

農林道については、農林業従事者が減少していることから、新規の整備は予定せず、現在保有している道路の適切な維持管理に努めます。ただし、現在一部の林道において実施している拡幅工事やのり面・わだちの補修等については、今後5年程度を目途に継続し、整備を完了する予定です。

第2項 橋りょう

① 現状及び課題

町道に設置された90橋のうち、架設から50年以上の橋りょうは約40.0%ですが、20年後には約70.0%となります(架設年度不明の50橋を除く。)。老朽化が進行中、従来の事後保全型の維持管理を継続した場合、修繕、架け替えに要する費用の増大が懸念されます。

これらの背景から、平成23年度から平成25年にかけて橋りょう点検調査及び既存資料をもとに、平成28年度に長寿命化修繕計画を策定し、橋りょうの長寿命化並びに維持管理コストの縮減に取り組んできました。

② 基本方針

平成28年度の長寿命化修繕計画策定以降、インフラの維持管理に関する社会情勢が大きく変化し、関連する法律等の変遷もあり、令和元年度には最新の基準に適合するよう、計画の見直しを行いました。

この計画において、計画対象27橋を予防保全型管理への完全移行するよう保全計画を立案するとともに、今後50年間の事業費を算出し、予防保全型によるコスト縮減効果を推定しました。

今後は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、日常的なパトロールや軽微な劣化事象等に対する早期対処、5年に1度の定期点検を継続し、維持管理を図ります。このほか、担当職員の専門性向上のため、講習会等の参加に取り組みます。

第3項 トンネル

① 現状及び課題

町が管理するトンネルは谷古入隧道1箇所のみであり、現況は行き止まりとなっています。

② 基本方針

整備から60年以上が経過しており、利用もありませんが、安全性に配慮して管理を継続します。

第4項 下水道

① 現状及び課題

本町の下水道は多摩川流域下水道秋川処理区に含まれ、下水道普及率は100%です。水洗化率は現在97.5%です。今後、人口減少等に伴い水道の有収水量¹⁸の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられます。

平成16年度から維持管理業務を民間委託しており、組織の効率化、経費削減、定期的・突発的なメンテナンスのノウハウを確立してきています。また、平成26年度から平成30年度にかけては、日の出町下水道総合地震対策計画に基づき、指定避難所の町内小・中学校へのマンホールトイレ整備事業を実施したほか、重要な幹線等についての被害予測調査を実施し、全て耐震性を有していることを確認しました。

② 基本方針

公共下水道については、予防保全型の維持管理体制の構築のため、令和2年度に「日の出町下水道ストックマネジメント実施方針」を策定しました。この方針に基づき、おおむね5年間ごとにストックマネジメント計画を作成し、老朽化していく施設の計画的な点検・改修・更新を行い、持続的な下水道機能の確保に努めます。

また、平成28年度には「日の出町下水道事業経営戦略」を策定しました。令和5年度に公営企業会計へ移行予定で、移行後には経営状況の適格な把握等が可能となり、経営の効率化と経営改革の推進を図っていきます。

第5項 公園等（グラウンド、農園等）

① 現状及び課題

（公園、児童遊園、多目的広場等）

公園は町民にとっての憩いの場であるばかりではなく、地域コミュニティの活動拠点機能などの役割もあります。利用状況は、地域によって、主要な利用者の状況が異なります。複合遊具が設置された規模の大きな公園は子どもの利用が多いですが、規模の小さな公園は、利用者が少ない傾向にあります。また、語らいとふれあい広場では屋根付きゲートボール場でのゲートボール、北大久野地域多目的広場ではグラウンドゴルフの利用があります。このため、利用者である老人クラブにより、地域貢献事業として、ベンチ等の整備も行われています。

都市公園については、都市公園法の改正に伴い、令和3年度より年1回の遊具安全確認点検の委託を始めました。自然公園は東京都森林組合に月2回の巡視及び清掃・修繕などの軽作業を委託しています。この他の児童遊園や多目的広場等の遊器具については、職員による定期的な目視点検や清掃を実施しています。現在、重大かつ緊急的な修繕等の必要な遊器具の損傷、劣化は認められていません。

¹⁸ 水道の場合は浄水場でつくられた水道水のうち水道料金の対象となる水量、下水道の場合は下水道処理場で処理する汚水のうち使用料収入の対象となる水量のこと

(社会体育施設 (ゲートボール場含む))

グラウンド、テニスコート、ゲートボール場等は、町民の健康増進、スポーツ振興、余暇活動等の様々な役割を担っており、スポーツや余暇の過ごし方の多様化に伴い、施設の運営には創意工夫や様々なノウハウが必要です。学校の校庭、体育館の一般開放も行っており、スポーツ・レクリエーションの機会提供の拡大を図っています。

町民グラウンド、テニスコートの利用者数は、令和元年度から令和2年度にかけての新型コロナウイルス感染症の流行による影響を除き、おおむね安定しています。塩田テニスコートは、令和元年度にクレートコートから砂入人工芝コートに改修し、令和2年度から利用者が大幅に増加しています。ゲートボール場は、塩田ゲートボール場を除き1、2団体の固定利用となっており、利用料徴収も行っていないなど、施設の活用方法に課題があります。

社会体育施設はグラウンド、コート面、ネット、照明等の設備を保有しており、これらの維持管理は、職員による目視点検を中心とし、令和2年度からは3年に1度の遊器具の定期点検を委託しています。全体的に老朽化が進行しており、適宜、改修等が必要な状況です。

平成25年に開催された東京多摩国体の女子サッカー競技会場として、スポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場が整備されました。今後は、谷戸沢処分場跡地及び周辺地区一帯に、(仮称)日の出町総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設を整備する予定です。

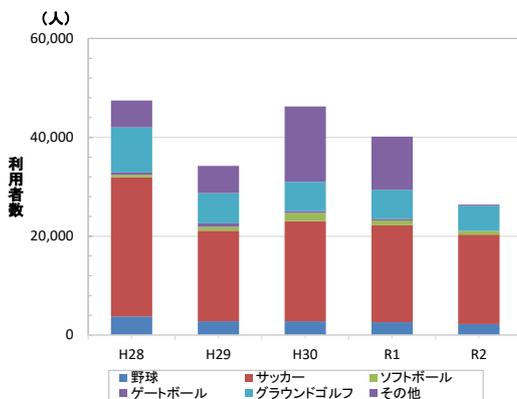


図 4-7 町民グラウンド利用者の動向と内訳(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

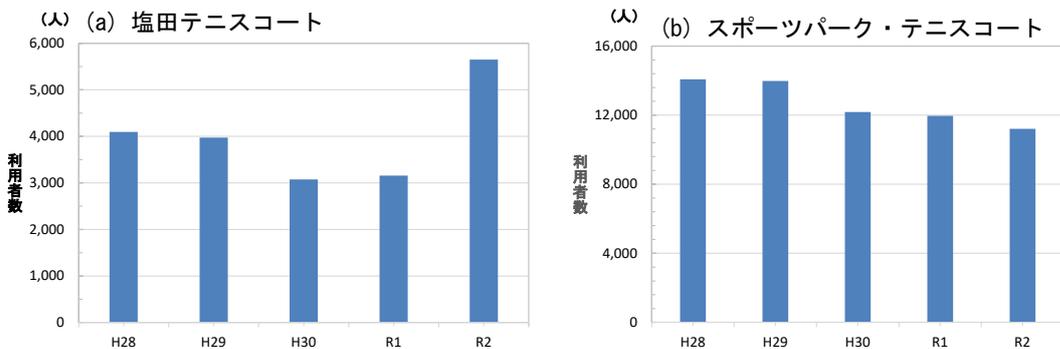


図 4-8 テニスコート利用者の動向と内訳(行政事務報告書:平成28年度から令和2年度)

（産業関連施設）

町民農園は、畑利用者は安定しており、油田農園では利用待機者もいる状態です。玉の内ふれあい農園は、施設維持コストが高く、利用料が高額となっていることに加え、水田利用ニーズが減少しているなどの課題があります。また、いずれも借地となっていることから、事業の方向性については、地権者との調整を図る必要があります。

ちびっこわんぱく広場は、令和2年度に多目的トイレを新設しました。併設の自然休養村さかな園と合わせ、町の中心観光施設となっていますが、遊具の撤去などにより、利用者が減少している状況です。また、自然休養村さかな園の運営組合の高齢化が進んでおり、ちびっこわんぱく広場を含む施設全体の運営に関して、人材不足が課題となっています。

日の出町商工振興ひろばは、三吉野桜木区画整理商業地域と三吉野工業団地の接する箇所に商業と工業の融和と町内経済の最前線基地として整備し、日の出町商工会を指定管理者として、施設の維持管理を委託しています。整備当初は出店希望者が多くありましたが、新規事業者の出店ができないなど条例上の課題もあり、現在は町内1店舗のみのテナント出店となっています。比較的新しい施設であるため、劣化や損傷は見られませんが、今後老朽化が進めば、トイレ、舗装、フェンス等の適切な修繕や更新等が必要となります。

② 基本方針

引き続き、遊器具の定期点検等に基づく安全管理を適切に進め、機能の低下した遊器具については改修や撤去を推進し、事故防止を徹底します。

公園等施設では、複数の所管課がそれぞれ職員による点検・修繕や民間委託による維持管理を行っていますが、今後は、各所管課が横断的に維持管理を一括して民間委託するなど、維持管理業務の効率化・一元化に向けた取組を検討します。なお、社会体育施設の利用受付は、令和3年度より民間委託を開始しており、令和4年度にはシステム導入を予定しています。今後も、指定管理者制度の活用をはじめ、利用団体との連携を強化するなど、民間活力の積極的な活用を図り、サービス向上と維持管理費用の低減化を図ります。

社会体育施設については、平成27年度に「日の出町体育施設修繕計画」を策定しており、適宜計画の見直しを図りながら、維持管理・更新等を実施していきます。

自然公園は、「だれもが豊かな里山の恵みを楽しみ交流が促進される里山エコツーリズム¹⁹を通じた豊かな里山の継承と持続的な地域活性化」を基本理念とし、運営協議会との協議の上、平成26年度策定の「(仮称)野鳥の森・こども自然公園基本計画」におけるゾーニング等の計画に基づき、今後も必要な整備を進めていきます。

¹⁹ 地域ぐるみで地域固有の魅力や観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

公園等施設の数(総量)について、当面は現状維持としますが、将来の人口減少等、社会構造の変化に伴い、公園等施設の役割や位置付け、民間施設での機能代替の可能性等を検証した上で、機能の低下した公園等施設については用途廃止や集約化、多目的利用の検討等によって、施設の有効活用と維持管理の効率化を図ります。また、借地を利用している施設については、その費用対効果の検証を行い、施設の必要性や立地の見直し等に関する検討を行います。

産業関連施設のうち、特に利用率の低い施設の事業改善に努めます。玉の内ふれあい農園については、体験農園などのイベント開催といった観光利用も視野に入れ、他の観光・レクリエーション施設との事業連携の可能性を探ります。ちびっこわんぱく広場は、運営組合の活動状況を踏まえつつ、自然休養村さかな園の閑散期の集客率向上のため、観光客だけでなく、近隣住民も利用可能な施設としての整備を検討します。

日の出町商工振興ひろばは、指定管理者である日の出町商工会において、事業計画の改善検討を重ねていますが、検討結果によっては、条例の改正なども視野に入れ、今後の方向性を決定していきます。

第3節 土地

① 現状及び課題

遊休未利用地や低・未利用地に関する有効活用の促進が必要です。

今後は、土地利用の方針の計画に基づく施設の最適配置の推進に伴い、施設の跡地等で有効活用の検討対象となる町有地が増加することも想定されます。

② 基本方針

借地の解消、範囲等の契約見直しも視野に入れ、遊休未利用地や低・未利用地の有効活用について積極的に検討を進めるとともに、用地の安全管理等を適切に実施します。

今後、施設跡地等の増加も想定されますが、公民連携手法の活用による有効活用や、交換契約等による真に必要な用地の確保、売却による売却収入の財源への充当等を検討します。

資料編

資料編

施設一覧（建築系公共施設）

大分類	中分類	細分類	施設名	所在	建築年度	土地所有	備考
1 学校教育系施設							
学校							
小学校	大久野小学校		大久野 1176	1983(S58)	一部借地		
	平井小学校		平井 1218	1987(S62)	一部借地		
	本宿小学校		平井 1855	1977(S52)	町		
中学校	大久野中学校		大久野 1559	1977(S52)	一部借地		
	平井中学校		平井 2654	1983(S58)	町		
その他教育施設							
給食センター	日の出町学校給食センター		平井 1877	1979(S54)	町		
教育センター	日の出町教育センター		平井 2780	1989(H01)	町		
2 住民文化系施設							
集会施設							
コミュニティ施設	谷ノ入会館		平井 3997-2	1979(S54)	借地		
	第2自治会館		平井 3690-3	1987(S62)	借地		
	三和会館		平井 3239-1	1984(S59)	町		
	第4自治会館		平井 2512-13	1984(S59)	町		
	第4自治会中野会館		平井 2294-7	1994(H06)	借地		
	第5自治会館		平井 2144	1982(S57)	借地	本宿会館	
	第6自治会館		平井 1812-1	2009(H21)	借地		
	第7自治会館		平井 1295-2	1985(S60)	町		
	第8自治会館		平井 1254-1	1980(S55)	借地	志茂町会館	
	三吉野会館		平井 896-2	1979(S54)	借地		
	下平井会館		平井 1-5	1993(H05)	町		
	落合会館		大久野 288-1	1984(S59)	借地		
	萱窪会館		大久野 1093-1	1988(S63)	借地		
	羽生会館		大久野 1213	1989(H01)	借地		
	幸神会館		大久野 2120-1	1987(S62)	町		
	新井倶楽部		大久野 2333	1983(S58)	借地		
	岩井会館		大久野 2801-1	1990(H02)	借地		
	細尾会館		大久野 3332-1	1988(S63)	借地		
	報徳会館		大久野 4310	2007(H19)	町		
	長井会館		大久野 5400-1	1985(S60)	町		
	水口会館		大久野 6594-1	1986(S61)	借地		
	坊平会館		大久野 783-2	1993(H05)	借地		
	北原会館		大久野 6941	1982(S57)	一部借地		
	坂本倶楽部		大久野 7307-3	1991(H03)	借地		
	玉の内会館		大久野 8256	1983(S58)	借地		
	日の出団地自治会館		平井 2196-636	1989(H01)	町		
	第27自治会館		平井 760-9	1990(H02)	町		
	第28自治会館		平井 1009-4	1986(S61)	町		
集会所	日の出団地多目的施設		平井 2196-628	2004(H16)	町		
学習等供用施設	本宿地区学習等供用施設		平井 2144	1982(S57)	借地		

大分類	中分類	細分類	施設名	所在	建築年度	土地所有	備考
		文化施設					
		ホール施設	日の出町やまびこホール	大久野 1165-2	2014(H26)	一部借地	
3 社会教育系施設							
		図書館					
		図書館	図書館本館	平井 2780	1989(H01)	町	
		博物館等					
		資料館	小さな蔵の資料館	大久野 4090-2	2004(H16)	町	
		社会体育施設					
		グランド・テニスコート等	塩田地区アメニティトイレ	平井 2777	1988(S63)	町	
	やすらぎとふれあいの丘トイレ		大久野 239	1992(H04)	借地		
	谷戸沢グランドだれでもトイレ		平井 3141	2014(H26)	町		
4 産業関連施設							
		観光・レクリエーション施設					
		温泉施設	生涯青春の湯・ひので三ツ沢 つるつる温泉センター	大久野 4718	1996(H08)	一部借地	
		宿泊施設	東雲山荘	大久野 4863-1	1937(S12)	町	
		その他観光・レクリエーション施設	日の出山荘 中曽根康弘・ロナルド ドレーガン日米首脳会談記念館	大久野 5270	1989(H01)	町	
	ひので肝要の里		大久野 4089	1999(H11)	町		
	自然休養村さかな園		大久野 3882	1990(H02)	借地		
	ちびっこわんぱく広場トイレ		大久野 3677	2008(H20)	借地		
			松尾観光トイレ	大久野 4596-1	2015(H27)	借地	
		農業関連施設					
		直売所	ふれあい農産物直売所	大久野 24	1988(S63)	借地	
			ふれあい広場「花の館」	大久野 17-2	1996(H08)	借地	
		町民農園	玉の内ふれあい農園(トイレ・倉庫)	大久野 8190	2014(H26)	一部借地	
		商工関連施設					
		商工振興施設	ひのでグリーンプラザ	平井 3231-1	1997(H09)	町	
			商工振興ひろばトイレ	平井 219-3	2008(H20)	町	
5 子育て支援施設							
		幼児・児童施設					
		学童保育所	本宿第1学童クラブ	平井 1729-2	2005(H17)	町	
			本宿第2学童クラブ	平井 1855	1977(S52)	町	
			志茂町第1学童クラブ	平井 1218	1987(S62)	町	
			志茂町第2学童クラブ	平井 1254-1	1980(S55)	借地	
			大久野学童クラブ	大久野 1167-6	1983(S58)	町	
		児童館	志茂町児童館	平井 1254-1	1980(S55)	借地	
6 保健・福祉施設							
		高齢福祉施設					
		老人福祉センター	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	平井 4118	2009(H21)	町	
			大久野老人福祉センター	大久野 2120-1	1987(S62)	町	
			本宿老人福祉センター	平井 1982	2000(H12)	一部借地	
		介護予防拠点施設	大久野健康いきいきセンター	大久野 696-1	2003(H15)	借地	

大分類	中分類	細分類	施設名	所在	建築年度	土地所有	備考
		障がい福祉施設					
		心身障がい者 地域活動 支援センター	日の出町ユートピアサンホーム	平井 2738	1991(H03)	町	
		精神障がい者 地域活動 支援センター	日の出町ユートピアひまわりホーム	平井 2738-3	1993(H05)	町	
		保健施設					
		保健センター	日の出町保健センター	平井 2780	1986(S61)	町	
		その他保健・福祉施設					
		その他保健・ 福祉施設	社会福祉協議会事務所	平井 2780	1993(H05)	町	
			シルバー人材センター事務所	平井 1786-1	1994(H06)	町	
		7 行政系施設					
		庁舎等					
		役場	日の出町役場	平井 2780	1988(S63)	町	
		消防施設					
		消防団詰所	日の出町消防団本部分団詰所	平井 2780	1991(H03)	町	
			日の出町消防団第1分団第1部詰所	平井 896-5	1986(S61)	借地	
			日の出町消防団第1分団第2部詰所	平井 1254-2	1978(S53)	借地	
			日の出町消防団第1分団第3部詰所	平井 1215-4	1992(H04)	町	
			日の出町消防団第2分団第1部詰所	平井 2544-2	1990(H02)	町	
			日の出町消防団第2分団第2部詰所	大久野 288-48	1999(H11)	町	
			日の出町消防団第2分団第3部詰所	大久野 1218	2015(H27)	一部借地	
			日の出町消防団第3分団第1部詰所	大久野 1688-3	1993(H05)	町	
			日の出町消防団第3分団第2部詰所	大久野 2455-1	1974(S49)	借地	
			日の出町消防団第3分団第3部詰所	大久野 3379	1995(H07)	借地	
			日の出町消防団第4分団詰所	大久野 698-1	2012(H24)	借地	
		その他行政施設					
		防災備蓄庫	新井防災備蓄庫	大久野 2488	1996(H08)	借地	
			平井防災備蓄庫(旧1-3消防詰所)	平井 1212-1	1974(S49)	町	
			玉の内防災備蓄庫(旧4-1消防詰所)	大久野 8468-1	1997(H09)	町	
		保管庫・倉庫	文化財倉庫	大久野 4090-2	1993(H05)	町	
			産業観光課倉庫	平井 2573-1	1997(H09)	借地	
			建設課倉庫	平井 2676-8	1993(H05)	町	
			温泉センター倉庫	大久野 4627	1995(H07)	借地	
			民具・埋蔵文化財資料収蔵庫	大久野 4090-2	2020(R02)	町	
		8 公営住宅					
		公営住宅					
		町営住宅	新井住宅	大久野 2489	2005(H17)	一部借地	
			東本宿住宅	平井 2051-1	2010(H22)	町	
			諏訪下住宅	大久野 288-15	2015(H27)	町	

大分類	中分類	細分類	施設名	所在	建築年度	土地所有	備考
9 公園							
公園内建築物							
	管理棟 ・倉庫 ・便所等		語らいとふれあい広場 (屋根付きゲートボール場・トイレ・東屋)	大久野 1689-4	1991(H03)	町	
			三吉野桜木中央公園(トイレ・休憩所)	平井 204	2007(H19)	町	
			三吉野欠上公園トイレ	平井 21	1999(H11)	町	
			三吉野欠下 2 号公園トイレ	平井 5	1999(H11)	町	
			三吉野下原 2 号公園トイレ	平井 32	1999(H11)	町	
			諏訪下児童遊園トイレ	大久野 386-3	2000(H12)	町	
			こども未来公園(トイレ・東屋)	大久野 2208-1	2011(H23)	町	
			ひので野鳥の森自然公園管理施設	平井 3894-1	2018(H30)	町	
10 その他							
その他							
		その他	(旧)日の出町3-4消防詰所	大久野 4168	1980(S55)	借地	

(注) ・施設名は、表示上略称としているものがあります。

・令和3年度中に、廃止又は解体する施設は記載していません。

公園等（グラウンド・農園等）一覧

種類	施設名	所在	開所年度	土地所有	備考
都市公園					
公園	日の出団地1号公園	平井 2196-633	1976(S51)	町	
	日の出団地2号公園	平井 2196-636	1976(S51)	町	
	日の出団地3号公園	平井 2196-639	1976(S51)	町	
	日の出団地4号公園	平井 2196-640	1976(S51)	町	
	三吉野1号公園	平井 760-154	1982(S57)	町	
	三吉野2号公園	平井 760-95	1982(S57)	町	
	三吉野3号公園	平井 1033-9	1982(S57)	町	
	三吉野4号公園	平井 1003-1	1982(S57)	町	
	三吉野5号公園	平井 1117-7	1982(S57)	町	
	坂本公園	大久野 7145-2	1985(S60)	町	
	語らいとふれあい広場	大久野 1689-4	1991(H03)	町	屋根付きゲートボール場・トイレ・東屋は建築系に分類
	落合公園	大久野 204-9 他	1991(H03)	町	
	宿上公園	平井 1339-8 他	1995(H07)	町	
	三吉野欠下1号公園	平井 4	1999(H11)	町	
	三吉野欠下2号公園	平井 5	1999(H11)	町	トイレは建築系に分類
	三吉野欠上公園	平井 21	1999(H11)	町	トイレは建築系に分類
	三吉野下原1号公園	平井 31-1	1999(H11)	町	
	三吉野下原2号公園	平井 32	1999(H11)	町	トイレは建築系に分類
	三吉野桜木中央公園	平井 204	2009(H21)	町	トイレ等は建築系に分類
	三吉野桜木東公園	平井 221・222	2009(H21)	町	
緑地	三吉野緑地	平井 760-4 他	1982(S57)	町	
	三吉野工業団地緑地	平井 36・37 他	1999(H11)	町	
	三吉野桜木緑地	平井 217-1 他	2009(H21)	町	
児童遊園					
児童遊園	諏訪下児童遊園	大久野 386-3	1971(S46)	町	トイレは建築系に分類
準児童遊園施設					
準児童遊園施設	塩田こども遊園地	平井 2753-1	2020(R02)	借地	
子ども公園					
子ども公園	こども未来公園	大久野 2208-1	2011(H23)	町	トイレ等は建築系に分類
自然公園					
自然公園	ひので野鳥の森自然公園	平井 3894-1 他	2019(H31)	※	管理施設は建築系に分類
多目的広場					
多目的広場	北大久野地域多目的広場	大久野 697-1	2000(H12)	借地	
	中野地域多目的広場	平井 2256	2000(H12)	町	

種類	施設名	所在	開所年度	土地所有	備考
社会体育施設(ゲートボール場合む)					
地域運動場	町民グラウンド	平井 2777	1979(S54)	町	トイレは建築系に分類
	塩田テニスコート	平井 2662	1986(S61)	町	
運動広場	塩田ゲートボール場	平井 2666-1	1986(S61)	町	
	スポーツパーク ・やすらぎとふれあいの丘	大久野 239	1992(H04)	借地	トイレは建築系に分類
	月見草と水の公園グラウンド	大久野 484	1997(H09)	一部借地	
	スポーツと文化の森 ・谷戸沢グラウンド	平井 3141	1997(H09)	一部借地	トイレは建築系に分類
	スポーツと文化の森 ・谷戸沢サッカー場	平井 3141	2013(H25)	一部借地	トイレは建築系に分類
	肝要ゲートボール場	大久野 4087	1996(H08)	借地	
	玉の内ゲートボール場	大久野 8199-2	2009(H21)	町	
農業関連施設					
町民農園	玉の内ふれあい農園	大久野 8190	2014(H26)	一部借地	トイレ等は建築系に分類
	油田第1農園	平井 1600	1993(H05)	借地	
	油田第2農園	平井 1596・1597	1993(H05)	借地	
	油田第3農園	平井 1599	1993(H05)	借地	
	油田第4農園	平井 1626	1995(H07)	借地	
観光・レクリエーション施設					
レクリエーション施設	ちびっこわんぱく広場	大久野 3677	1985(S60)	借地	トイレは建築系に分類
商工関連施設					
商工振興施設	日の出町商工振興ひろば	平井 219-3	2009(H21)	町	トイレは建築系に分類

(注) ・施設名は、表示上略称としているものがあります。

・公園内のトイレや倉庫等の建物は建築系にも分類しています。

※ひので野鳥の森自然公園は、一部民地を含みます。

用語の定義

本計画で用いている保全対策の内容については、以下のとおりです。

保全対策	内容
修繕	不具合が発生した部材、設備などに対して、修理や取替などの処置を行い、問題部分の性能や機能を建設当初の水準にまで戻すこと。
改修	修繕及び改良。改良は、求められる性能・機能を、建設当初よりグレードアップさせるもの。修繕及び改良によって、施設全体の性能を改善する工事のこと。よって、損傷箇所の修復、機能の回復にあたって、既存のものよりも機能・性能が良くなるもの、仕様を変更するものを含みうる。
大規模修繕 又は、大規模改修 ※本計画では、「大規模改修」を用いています。	修繕や改修を広範囲又は複数をもとめて実施する場合に大規模修繕又は大規模改修と表現する。 ※機能増強、性能向上、仕様変更等を伴うものを含める。 ※統廃合、集約化などに伴うリニューアル、リノベーションを含める。
建替え	既存の建築物を解体し新たに建築すること
更新	建築系公共施設については、建物の建替えのこと。広義には部位の改修、設備の取替をいう場合もある。 インフラ系公共施設については、工作物等の取替、土木構造物の再整備等のこと。広義には、取替と同等の効果とみなせる改修（例：使用年数の延長をもたらす改修等）をいう場合もある。

日の出町公共施設等総合管理計画
(ガイドライン)

発行年月／平成 29 年 2 月

改訂年月／令和 4 年 3 月

発 行／日の出町

編 集／日の出町 企画財政課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町平井 2780

電話 042-597-0511 (代表)